

令和2年6月定例会

環境生活建設委員会

予算決算委員会（環境生活建設分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	3
2、出席者	3
3、審査事件	3
4、付託事件	4
5、経過	

(土木部)

分科会

土木部長予算及び報告議案説明	5
監理課長補足説明	6
港湾課長補足説明	7
予算及び報告議案に対する質疑	7
予算及び報告議案に対する討論	12

委員会

土木部長所管事項説明	12
陳情審査	14
知事専決事項報告及び経営状況説明書に対する質問	21
次期長崎県総合計画素案骨子に対する質問	21
新型コロナウイルス感染症に係る対策及びその進捗状況等に対する質問...	21

(文化観光国際部)

分科会

文化観光国際部長予算及び報告議案説明	22
文化振興課長補足説明	24
観光振興課長補足説明	24
物産ブランド推進課長補足説明	28
国際課長補足説明	29
予算及び報告議案に対する質疑	30
予算及び報告議案に対する討論	40

委員会

文化観光国際部長所管事項説明	41
陳情審査	45
知事専決事項報告に対する質問	47
次期長崎県総合計画素案骨子に対する質問	47
新型コロナウイルス感染症に係る対策及びその進捗状況等に対する質問...	48

(第2日目)

1、開催日時・場所	57
2、出席者	57
3、経過	

(県民生活環境部)

分科会

県民生活環境部長報告議案説明	58
報告議案に対する質疑	58
報告議案に対する討論	59

委員会

県民生活環境部長所管事項説明	60
陳情審査	61
知事専決事項報告及び経営状況説明書に対する質問	63
次期長崎県総合計画素案骨子に対する質問	63
新型コロナウイルス感染症に係る対策及びその進捗状況等に対する質問...	66

(交通局)

分科会

交通局長予算及び報告議案説明	71
管理部長補足説明	72
予算及び報告議案に対する質疑	73
予算及び報告議案に対する討論	78

委員会

交通局長所管事項説明	78
営業部長補足説明	80
経営状況説明書に対する質問	80
新型コロナウイルス感染症に係る対策及びその進捗状況等に対する質問...	81

分科会長報告及び委員長報告に関する委員間協議	88
------------------------------	----

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料(土木部)
- ・委員会関係議案説明資料(土木部)
- ・分科会関係議案説明資料(文化観光国際部)
- ・分科会関係議案説明資料(追加1:文化観光国際部)
- ・委員会関係議案説明資料(文化観光国際部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加1:文化観光国際部)
- ・委員会関係議案説明資料(追加2:文化観光国際部)
- ・分科会関係議案説明資料(県民生活環境部)
- ・委員会関係議案説明資料(県民生活環境部)
- ・分科会関係議案説明資料(交通局)
- ・委員会関係議案説明資料(交通局)

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年6月12日

自 午前11時00分
至 午前11時05分
於 委員会室3

2、出席委員の氏名

委員	長	山本 由夫 君
副委員	長	久保田将誠 君
委員		田中 愛国 君
		溝口芙美雄 君
		徳永 達也 君
		山田 朋子 君
		ごうまなみ 君
		宅島 寿一 君
		宮島 大典 君
		宮本 法広 君
		中村 泰輔 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

午前11時00分 開会

【山本(由)委員長】ただいまから、環境生活建設委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、徳永委員、宅島委員の2人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和2年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法等について、お諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時05分 再開

【山本(由)委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにはないので、これをもって本日の環境生活建設委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午前11時05分 散会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年6月25日

自 午前10時 0分
至 午後 4時13分
於 委員会室 3

都市政策課長	植村 公彦 君
道路建設課長	馬場 一孝 君
道路維持課長	馬場 幸治 君
港湾課長	平岡 昌樹 君
港湾課企画監	松永 裕樹 君
河川課長(参事監)	浦瀬 俊郎 君
河川課企画監	松本 憲明 君
砂防課長	鈴田 健 君
建築課長	三原 真治 君
営繕課長	平松 彰 君
住宅課長	高屋 誠 君
住宅課企画監	小山 俊一 君
用地課長	佐々木健二 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	山本 由夫 君
副委員長(副会長)	久保田将誠 君
委員	田中 愛国 君
〃	溝口芙美雄 君
〃	徳永 達也 君
〃	山田 朋子 君
〃	ごうまなみ 君
〃	宅島 寿一 君
〃	宮島 大典 君
〃	宮本 法広 君
〃	中村 泰輔 君

文化観光国際部長	中崎 謙司 君
文化観光国際部政策監 (国際戦略担当)	前川 謙介 君
文化観光国際部次長	伊達 良弘 君
文化振興課長	村田 利博 君
世界遺産課長	馬場 秀喜 君
観光振興課長	佐古 竜二 君
国際観光振興室長(参事監)	佐々野一義 君
物産ブランド推進課長	長野 敦志 君
国際課長	永橋 勝巳 君
国際課企画監 (アジア・国際戦略担当)	坂口 育裕 君
スポーツ振興課長	野口 純弘 君
スポーツ振興課企画監 (スポーツ合宿・大会誘致担当)	江口 信 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

土木部長	奥田 秀樹 君
土木部次長	天野 俊男 君
地域振興部参事監兼 土木部参事監 (まちづくり推進担当)	村上 真祥 君
監理課長	田中 庄司 君
建設企画課長	川添 正寿 君
建設企画課企画監	中村 泰博 君
新幹線事業対策室長 (参事監)	大塚 正道 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（環境生活建設分科会）

第96号議案

令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）

（関係分）

第97号議案

令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計補正

- 予算（第1号）
第99号議案
令和2年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）
第108号議案
令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）（関係分）
報告第3号
令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）（関係分）
報告第10号
令和元年度長崎県用地特別会計補正予算（第2号）
報告第13号
令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第5号）
報告第14号
令和元年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第4号）
報告第17号
令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第4号）（関係分）
報告第18号
令和元年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）
報告第19号
令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）（関係分）

- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する要望
- ・新型コロナウイルス感染症への水際対策に関する要望
- ・要望書
- ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に関する要望書
- ・令和3年度 県の施策等に関する重点要望事項
- ・陳情書（石木ダム建設事業）
- ・陳情書（長崎港ターミナルビル）
- ・陳情書（一般国道324号及び野母崎宿線）
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書
- ・令和3年度 国政・県政に対する要望書

7、付託事件の件名

○環境生活建設委員会

- (1) 議案
なし
- (2) 請願
なし
- (3) 陳情

8、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【山本(由)委員長】ただいまから環境生活建設委員会及び予算決算委員会環境生活建設分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件はございませんが、陳情11件の送付を受けております。

なお、予算及び予算に係る報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算及び報告議案の関係部分を環境生活建設分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分ほか10件であります。

次に、審査方法についてお諮りします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査

の順に行うこととし、各部ごとにお手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより、土木部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の臨時会及び5月の政府施策要望項目審査に出席していなかった幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【奥田土木部長】土木部の新任幹部職員をご紹介します。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。

【山本(由)委員長】ありがとうございました。

なお、有吉技監から、本委員会及び分科会を欠席する旨の届が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、審査に入ります。

【山本(由)分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算及び予算にかかる報告議案を議題といたします。

土木部長より、予算及び報告議案説明をお願いいたします。

【奥田土木部長】土木部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会環境生活建設分科会関係議案説明資料」の土木部をお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第97号議案「令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号）」、報告第3号 知事専決事項報告(令

和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）のうち関係部分、報告第10号 知事専決事項報告(令和元年度長崎県用地特別会計補正予算(第2号))、報告第13号 知事専決事項報告(令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第5号）)、報告第17号 知事専決事項報告(令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第4号）)のうち関係部分であります。

第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち、土木部関係の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う指定管理者負担金の増により、長崎県港湾施設整備特別会計への繰出金を補正しようとするものであり、歳出予算では、港湾空港費5,314万3,000円の増となっております。

第97号議案「令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号）」については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う指定管理者負担金の増について、歳入、歳出それぞれ5,314万3,000円の増を計上しております。

なお、第96号及び97号議案については、補足説明資料を配付させていただいております。

次に、知事専決事項報告についてご説明いたします。

本件は、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております令和元年度予算の補正を令和2年3月31日付けで専決処分させていただいたものであります。

まず、報告第3号 知事専決事項報告(令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）)のうち、土木部関係の歳入、歳出予算は、それぞれ記載のとおりであります。

補正予算の主な内容は、事業費の変更に伴う減等で、公営住宅建設費等1億2,624万8,000円

の減、河川等災害復旧費2億2,884万4,000円の減、港湾災害復旧費2億4,640万円の減などを補正いたしております。

また、報告第10号 知事専決事項報告（令和元年度長崎県用地特別会計補正予算（第2号））、報告第13号 知事専決事項報告（令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第5号））、報告第17号 知事専決事項報告（令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第4号））のうち関係部分については、それぞれ記載のとおりであります。

このほか、繰越計算書報告についても記載のとおりであります。

なお、繰越計算書報告については、補足説明資料を配付させていただいております。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)分科会長】次に、監理課長より補足説明を求めます。

【田中監理課長】土木部関係の繰越計算報告について補足してご説明いたします。

お手元にお配りしております課長補足説明資料の1ページ、「繰越額理由別調書」をご覧ください。よろしいでしょうか。

表の縦の区分が款項目の予算科目、横の区分が繰越額の理由別内訳となっております。

表の左端の欄を上から見ていただきますと、総務費、土木費、災害復旧費という順になっております。

2ページ目をお開きください。

令和元年度一般会計の合計は、の欄になりますが、640件、362億229万9,000円で、このうち2月の経済対策補正予算にかかる繰越が

の欄になりますが、197件、141億6,880万5,000円で、一般会計合計からこの分を除いた通常分がの欄になりますが、443件、220億3,349万4,000円となっております。

令和元年度の繰越額を平成30年度の繰越額と比較いたしますと、一般会計合計ではの欄になりますが、件数は161件の増、繰越金額は43億8,412万1,000円の増となっており、経済対策を除いた通常分では、の欄になりますが、件数は131件の増、繰越金額は9億264万5,000円の減となっております。

次に、特別会計の繰越額ですが、の欄が用地特別会計分で2件、6億5,010万円、の欄の港湾施設整備特別会計分が5件、1億2,620万円となっており、一般会計と合わせた土木部合計は、の欄になりますが、647件、369億7,859万9,000円となっております。

次に、一般会計合計、の欄の繰越額を理由別にご説明いたします。表の右の方に繰越理由を、6つの区分にして整理をしております。

まず、地元調整にかかる繰越額は189件、100億3,376万4,000円で、具体的には関係機関や関係者との調整、工事施工に伴い発生する騒音や振動などの地元調整等に日数を要したため、繰越となるものでございます。

次に、用地補償の交渉や家屋移転に日数を要したものなど、用地補償にかかる繰越額が35件、16億1,165万6,000円です。

工法の検討や、当初想定をしていなかった諸条件の変更に伴う設計変更の日数を要したものなど、設計工法等にかかる繰越額が81件、25億6,190万2,000円です。

事業決定の遅れ、補正にかかる繰越額、これには本年2月の経済対策補正にかかる繰越額も含んでおりますけれども、280件、168億4,627

万7,000円となっております。

資機材や人材の逼迫、入札の不調・不落にかかる繰越額が54件、12億8,590万3,000円です。

その他として、新幹線整備事業の負担金にかかる繰越額が1件、38億6,279万7,000円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【山本(由)分科会長】次に、港湾課長より補足説明を求めます。

【平岡港湾課長】第96号議案及び第97号議案、令和2年度補正予算について、補足してご説明いたします。

課長補足説明資料は3ページをご覧ください。「補正予算（指定管理者負担金）について」という資料になります。

補正予算額は5,314万3,000円で、負担金の対象となるのは、長崎港常盤・出島地区及び松が枝地区の指定管理者である「長崎クレインオアシスマネジメント」です。

この指定管理におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響でクルーズ船が来航できないため、それに伴うツアーバス利用が皆無となっており、また、都道府県をまたぐ移動自粛、修学旅行等の観光バスの来県もほとんどない状況で、駐車場収入が大幅に減少しています。

さらに、「帆船まつり」や「ながさきみなとまつり」など大型イベントが中止になり、水辺の森公園における収入も、同様に大幅に減少しているところでございます。

このような状況下でも、施設の光熱水費や芝、樹木等の維持管理費は必要でありまして、これらにかかる経費より、駐車場等の利用料収入が非常に低いため、その差額である5,314万3,000円を指定管理者負担金として補正予算を計上させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山本(由)分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(朋)委員】第96号、第97号議案について伺いたいと思います。

今回、事情はよく理解をさせていただきますが、もともとの契約、当初予算での状況の中で見た時に、公園というか駐車場の維持管理等をしていただいているようでありますが、どれぐらいの人数で、こういった形で従事していただいているかを、まず教えていただけますか。

【松永港湾課企画監】指定管理者が、この駐車場等の管理等をする人員のご質問でございます。

この指定管理の区域、常盤・出島地区と松が枝地区、2つの施設を管理しているところでございます。人件費として、ここの指定管理のスタッフにつきましては、所長がそれぞれ1人ずつなので所長として2人、それから、あとはスタッフとしまして、これは非正規も含みますが、スタッフとしては、すみません、ちょっと確認をいたします。

【山本(由)分科会長】しばらく休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時18分 再開

【山本(由)分科会長】再開いたします。

【松永港湾課企画監】従業員は、ここに従事している職員としましては、常盤・出島地区で11名、松が枝地区で6名、17名ということになっています。

ただ、この方たちは駐車場の関係だけじゃな

くて、樹木の管理とかも行っておりますので、管理全てに従事しているスタッフということで11名と6名で17名、それから所長が2名ということで、合計で19名という形になります。大変失礼しました。

【山田(朋)委員】 人件費が、それぞれに所長が2名と、常盤の方に11名、松が枝の方に6名ということであります。

駐車場も、人がいなくていい駐車場、私も行ったことがありますけど、水辺の森のところの駐車場でいいんですね。そういった状況ではあるけれども、あれだけの広いところの樹木の管理等に従事をしていただいているということに理解をしたいと思います。

それぞれにこれだけのスタッフが、休みとかもあるから、交代で出てきていると思いますけれども、この仕事だけに従事をしていただいているという理解で大丈夫ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

この収支を見た時に、当初予算の中で見た時に、利益が23万4,000円しかない。もともとの収入と支出、経費等を差し引いたところが23万4,000円しかないように見えますが、県の契約というものは大体この程度の利益しかないのが多いのかどうか、一般的にどうなのかを教えてもらえますか。私が不勉強で申しわけないですけれども。

【松永港湾課企画監】 指定管理につきましては、公共施設の利用料収入を財源としまして、それに基づいて維持管理をすると、そういった収入、支出を指定管理の方で一元的に行うということでございますので、大体とんとんになるというのが基本でございます。

港湾課でも、例えば元船のターミナルのところの別の指定管理は、駐車場収入がかなり多い

ということなので、こういったところについては、売上が収支を上回った分については、一定額を県の方に納付していただくという形のものもございますし、あと、例えばあまり収入がないような施設を管理する部分については負担金をお支払いして、そこで同額ぐらいで運営をしていただくという形になっております。

【山本(由)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【宮本委員】 質問させていただきます。

先ほど説明いただきました課長補足説明資料、この中で繰越額理由別調書、1ページと2ページにわたってご説明をいただきました。

2ページを見てみますと、一般会計、令和元年度と平成30年度を比べると、繰越額、件数ともに上がっています。それぞれ理由別の内訳を見てもそれぞれ上がっているという現状があります。中には、比較すると結構上がっている理由別のところもあるみたいですが、確認をさせていただきますが、この繰越の中で、今回の新型コロナウイルス感染症が原因であったというところがあるのか、ないのか。非常に大きい部分がありますならば教えていただければと思います。

【田中監理課長】 今回の繰越の中で新型コロナウイルスに関する影響ということでございますけれども、件数でいきますと9件ほどございまして、主なものをご説明させていただきますと、一つには、新型コロナウイルスの影響で国との協議ができなかったというものもございまして、あと、資機材を確保できなかったというものもございまして。

資機材に関することにつきましては、対馬の方で情報基盤関係の整備工事を発注しているんですけれども、この分で中国からの資機材が調

達できなかったということで、関連して3件ほどの繰越がございます。この分で大体3,900万円ほどございまして、全体で新型コロナウイルスに関する影響での繰越が大体6,300万円程度ございました。

【宮本委員】9件ですね。これは今までなかったことでありまして、約6,300万円が繰り越された状況であるということ。

先ほどおっしゃった資機材、これはやっぱり幾らかの影響、確保が厳しいので工事が遅れたというのが確かにあるかと思いますが、現在の状況について確認させてください。

【田中監理課長】6月24日の時点でこの状況を確認させていただいておりまして、7月末には、この機材は搬入されて、工事自体もその時点で終了すると、完成するというふうに承知しております。

【宮本委員】そうするならば、8月からは通常どおり、県内における工事については再開できるという認識でよろしかったでしょうか。

【田中監理課長】令和2年度に入りましては、新型コロナウイルスに関する影響というのは特段承知をしておりませんので、令和元年度の分が新型コロナウイルスでこの程度の影響があったということで、現在、繰越の状況で残っていて、それが7月末には完了しますので、それ以降は大きな影響はないものと現時点では考えております。

【宮本委員】分かりました。理由別内訳を見ても資器材・人材逼迫とか、これが差で35件という形になっていますので、その分が結構なウェートを占めるのかなとも思っています。

あと、ちょっと見てみますと、同じ資料で理由別内訳の事業決定の遅れとか補正とかがありますよね。令和元年度280件、平成30年度につ

いては217件、63件と、結構、遅れというのがあります。これについてもう少し詳しくお伝えいただければと思います。

【田中監理課長】委員ご指摘の点につきまして、昨年度の2月補正で予算を計上させていただいた経済対策分、この部分が主な要因となっております。全体的にご説明させていただきますと、この分で161件、額で44億円の増というような形になっておりまして、特にこの経済対策補正分は平成30年度が90億円でしたが、令和元年度が142億円ということで、経済対策補正が2月に予算を計上し、それ以降に発注をしたということで、特に大きく繰越額が増えた要因になっております。

【山本(由)分科会長】ほかに予算に関する質疑はありませんか。

【徳永委員】今の宮本委員の関連ですけれども、この繰越中で人材ひっ迫があります。これについて新型コロナウイルスの影響ですね、いわゆる特殊工や下請けの関係で県外から来られる方が、新型コロナウイルス感染症によって、例えば大手ではそういう感染の現場もあっていましたし、そういう影響というのはなかったんですか。

【川添建設企画課長】3月は、委員おっしゃるように、大手等が、特に新幹線工事等で工事中止という状況があって、それは東京というか、そっちの方だったんですけれども、今現在の状況を報告いたしますと、今現在、県の稼働が650件やっています。そのうち、大体県外が元請け、あるいは県外の下請けが入る工事というのが、大体34件稼働しております。そのうち、そういったコロナの影響が厳しいということであれば、1都3県プラス北九州というような状況なんですけれども、そういうところから入り込み

がある工事というのが約9件ございまして、人数としては約29名の方が、主に東京と北九州から入っています。特に、下請け等が大半の人が入ってまして、主にどうしても地盤改良とか、電気防食とか、特殊な作業については今現在もそういった人たちが従事しているというような状況です。

ただ、県としては、4月に文書を出したんですけれども、発注工事というのは止めない、基本的には業者からの申し出がない限りは工事中止はかけないというような姿勢で、公共事業については継続というようなことを打ち出しておりますので、基本的には三密とか、現場でできることを対応していきながら、仕事は進めていただきたいと、そういった姿勢で今臨んでいるというような状況でございます。

【溝口委員】 第96号議案と第97号議案ですけれども、当初の見込みと比べて大幅に駐車場収入が得られないということですが、今回、収入が補正予算としては3,523万1,000円、大体4分の1ぐらいということで、その積算の根拠を、支出と両方の根拠を教えてくださいと思います。

【松永港湾課企画監】 指定管理者の収支についての内訳ということでございます。

まず、当初予算の収入1億4,390万4,000円に対して3,523万1,000円、この差額が9,967万円、約1億円ぐらいでございます。

これにつきましては、やはりツアーバスの関係、常盤南駐車場の分で大体5,800万円減額ということになっております。それからターミナルビル、これは当然クルーズ船が入ってきませんので、入ってきた時にそこでいろいろイベントをしたりしたりとか、そういった利用料金等を含めて約1,300万円、これで大体7,000万円ぐら

いです。あとは、水辺の森でのイベント利用の関係等が残り大体3,000万円弱という形になっております。これが収入の方の9,960万円の減額ということになっております。

それから支出の方でございます。これが当初の予定では1億3,467万円、これに対し8,837万4,000円と、この差額が4,629万6,000円ということになっております。

これは当然、人件費等も一定節約という形で、大体2,000万円ぐらい抑えと。あとは、もろもろ委託関係も2,000万円ぐらい抑えるという形で、支出の方も一定、可能な範囲で抑えるという形にしましたが、やはりそれでも5,300万円不足をするので、その分を県の方から負担をするという形で算定をしております。

【溝口委員】 先ほど、人件費的には17名分ということでした。2,000万円ぐらい人件費を削減するということですが、そのことについては雇止めをしたりという形をとるんですか。普通に常用で雇っていない人がいるのかどうか、そこら辺がわからないんですけれども、普通だったら人件費というのはなかなか減らすことができないと思うんですけれども、その辺について会社の方と話し合いががついているということだと思っておりますけれども、どのような形をとるようにしているんですか。

【松永港湾課企画監】 今回の補填に際しましては、当然指定管理者であるクレインオアシスマネジメントと一応、基本的にどういう形で人件費、それから委託料等を、今の状況の中でできるのかということ協力をいたしました。

人件費につきましては、スタッフ自体、11名と6名、所長を除いて17名の方については基本的に雇用自体を減らすということではございませんで、それは指定管理の業務の中で、例えば

時間的なところとかを調整していただいて、この範囲であれば可能だということで、指定管理者からも十分意見を聴取してこの金額を出しているということでございます。

【溝口委員】 収入的なことでも5,800万円、駐車場収入とか、それがなくなるということですが、当初、大体何台ぐらいを想定していたのか。それで、新型コロナウイルスの関係でどうしても、そこら辺が駐車場に来ないと。台数の計算を、積算した部分を教えていただければと思うんですけれども。

【松永港湾課企画監】 ツアーバスに関しましては、クルーズ船が1回入ると、常盤南駐車場で大体57台、それから松が枝ターミナルの裏の方にある駐車場で15台、大体70台前後という形で来ます。当初、クルーズが250隻入るということで組んでおりまして、それがほぼなくなるということでございますので、1回70台が250回と、そういう台数で積算をしております。

【溝口委員】 分かりました。70台の250回で計算ということですが、今度、収入の方は、何台で大体どのくらいと計算しているんですか。

【松永港湾課企画監】 ツアーバスについては、もうほぼゼロという見込みですが、常盤南駐車場については、例えば修学旅行のバスとか、その他一般の駐車場という形でも運営をしております。

すみません、ここの台数については、今、手元に何台という実績がございませんから、後ほど確認してご報告ということによろしいでしょうか。

【溝口委員】 そうしたら、250隻の予定がもう今年の場合は1隻も来ないという計算でしたということですが、もし再開できて何十隻が来たということになれば、この積算は違って

くることになるんですけれども、その場合はどうするんですか。この5,300万円は不足分として県から出すんですけれども、収入が増えてきたら戻してもらおうということになるんですか。そこら辺については確認しておきたいと思います。

【松永港湾課企画監】 今回の補正予算、5,300万円が年間で不足するというので計上をさせてもらっています。この負担金については、指定管理者の方に4期に分けてお支払いをすることにしております。

今、委員からご指摘がありました、今後収入が上がっていくことになりますと、当然この差額が圧縮をされることになりましますので、そういった段階では、例えば第2、第3四半期で収入が上がっているようであれば、この額を抑えた分をお支払いすると。あくまで収支として実際に出てきたもので不足する分を、この5,300万円の中で確認をしながらお支払いをしていくという形で考えております。

【溝口委員】 分かりました。そうしたら、4期に分けてということであれば、今から2か月ずつということになってくるんですか。（発言する者あり）4期の区分けの仕方を、どういうふうに考えているんですか。

【松永港湾課企画監】 まず7月、10月、1月、最終的に4月にお支払いするという形になります。4期に分けてというのは、そういうことでございます。

【溝口委員】 今回の新型コロナウイルスで、いろんな指定管理者も大変影響を受けていると思うんですけれども、土木部に関係する指定管理者で、ほかには新型コロナウイルスに関係するものは出てこないのかどうか、そこら辺についても確認させていただきたいと思います。

【松永港湾課企画監】 港湾課の所管についてで

ございます。今回の指定管理、松が枝、水辺の森、常盤出島地区以外に港湾課で管理しているものにつきましては、先ほどもちょっと申し上げた長崎港元船地区のターミナルビルの関係の指定管理、それから長崎港の福田地区のサンセットマリーナのハーバー関係、それから佐世保市のハウステンボスのマリーナの指定管理を港湾課で所管しております。

こちらにつきましては、現時点では影響がないと。いわゆる収支の中で運用ができていますということでございますので、現時点では影響がないと考えております。

【馬場道路維持課長】道路維持課の所管でございますが、諫早の総合運動公園を指定管理者に委託をしているところでございます。これにつきましては、皆さんご存じのとおりJリーグが、これまで1試合しかなくて中止になっておりました。来週から再開ということで、この間のサッカー使用料が収入減となる見込みですけれども、再開したということですので、経緯を見ているところでございます。最終的に大きな収入減で指定管理の負担の方が大きくなるということであれば、補正予算は今後検討してまいりたいと考えておまして、現時点では今回は見送っているところでございます。

【山本(由)分科会長】ほかに、予算に関する質疑はありませんか。

【松永港湾課企画監】先ほど、溝口委員から、ツアーバス以外に常盤南駐車場で一般の駐車としてどのくらいの台数があるのかということでしたが、年間大体6,000台程度、一般の分の利用があるということでございます。

【山本(由)分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】討論がないようですので、予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第96号議案のうち関係部分、第97号議案、報告第3号のうち関係部分、報告第10号、報告第13号及び報告第17号のうち関係部分については、原案のとおり、それぞれ可決承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算及び報告議案は、原案のとおりそれぞれ可決、承認すべきものと決定されました。

【山本(由)委員長】次に、委員会による審査を行います。

土木部におきましては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後に陳情審査を行い、その後、知事専決事項報告（地方自治法第180条関係）、経営状況説明書、次期長崎県総合計画素案骨子、そして、最後に新型コロナウイルス感染症にかかる対策とその進捗状況等について、質問を行います。

まず、土木部長より所管事項説明をお願いいたします。

【奥田土木部長】土木部関係の議案についてご説明いたします。

「環境生活建設委員会関係議案説明資料」、土木部をお開きください。

今回、土木部関係の議案はございませんので、

議案外の報告事項及び主な所管事項についてご説明いたします。

最初に、土木部関係の議案外の報告事項についてご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

令和元年及び令和2年に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定10件。

（契約の締結の一部変更について）

主要地方道巖原豆酛美津島線道路改良工事（（仮称）尾浦トンネル）の契約の締結の一部変更。

（起訴前の和解及び訴えの提起について）

県営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いにつき、起訴前の和解の申し立て2件、訴えの提起1件。

以上、それぞれ専決処分させていただいたものであり、その内容は記載のとおりであります。

次に、土木部関係の主な所管事項についてご説明いたします。

（新型コロナウイルス感染症にかかる対策について）

公共工事及び河川や道路などの公物管理は、社会の安定の維持の観点において非常に重要であることから、緊急事態宣言が発令された場合においても、事業継続の方針を示すとともに、受注者から申し出があれば、必要に応じ、工事の一時中止等の措置を行うこととしておりますが、現時点で県発注公共工事の一時中止はなく、事業の執行に大きな影響は生じておりません。

5月25日に国内の緊急事態宣言が解除されましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、国が示した建設業における感染予防対策ガイドラインを踏まえた建設現場における「3つの密」対策の徹底、建設業者団体等を通

じた新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報収集に引き続き努めてまいります。

また、県内港湾におきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、約200隻のクルーズ船の寄港が取りやめとなっております。

4月20日には、メンテナンスのために長崎港内に停泊していたクルーズ船「コスタ・アトランチカ号」において新型コロナウイルス感染症の発生が確認されましたが、自衛隊をはじめ国のあらゆる機関や医療関係者など、多くの皆様のご支援・ご協力を受け、市中に感染が広がることもなく、先月31日に出港したところです。

今回の事例につきましては、関係部局と一体となってしっかりと課題を検証し、国等の関係機関と連携しながら、安全にクルーズ船を受け入れられるよう、環境を整えてまいります。

（長崎港松が枝岸壁2バース化の新規事業化について）

長崎港松が枝岸壁2バース化については、去る3月31日に発表された本年度の国土交通省関係予算が発表され、新規事業化が決定しました。

県としては、アジア最大のクルーズ市場である中国に近いという地理的優位性を活かしクルーズ船の受入拠点強化されるとともに、背後のまちづくりと一体的に整備することで都市機能の強化が図られ、地方創生の拠点として地域の振興にも大きく寄与するものと考えており、着実な整備を国と一体となって取り組んでまいります。

そのほか、土木部関係の主な所管事項について、今回、ご説明いたしますのは、（幹線道路の整備について）（石木ダムの推進について）（九州新幹線西九州ルート建設促進について）、（長崎県海砂採取に関する有識者会議の提言について）、（新たな総合計画の策定につ

いて）、（「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について）であり、内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)委員長】 以上で説明を終わります。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付しております陳情書一覧表、先ほど一部修正がありましたけれども、この陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は22番、26番、28番、32番、33番、34番、35番、40番です。

陳情書につきまして、何かご質問はありませんか。

【ごう委員】 まず、陳情番号の34番について質問をさせてください。

今回、長崎港ターミナルビル入居者協議会から、新型コロナウイルスの影響により、ターミナルビルの使用料について無償化または大幅な減額をとということで要望が上がっております。

ここで確認といえますか教えていただきたいのが、2月から状況が悪化をしたので、2月から5月分において非常に深刻な状況であるので、無償化または減額をとということでありますけれども、現状として、2月から5月までで、入居されている方々で賃料の支払いができておられないところがあれば教えてください。

【松永港湾課企画監】長崎港ターミナルビルの入居者協議会様から陳情をいただきまして、2月1日から非常に影響を受けているというお話もこの中で受けたんですが、利用料金については、皆さん一応お支払いはいただいていると。

ただ、大きな影響が出たというのは、あそこは特に離島航路、五島航路のお客さんがほとんど、減便等の影響もありましたし、離島が県外の皆さんをもう受け入れないという時期もございましたので、特にゴールデンウィークの前後、非常に大変だということでご要望を受けた次第でございます。

皆様、現時点では利用料金もお支払いをしていますし、4月20日以降は納入猶予と、それ以降は、県は来年3月までお支払いを待ちますというお話をさせていただいたところでございます。

【ごう委員】 今の答弁によりますと、4月20日から来年3月までの猶予をされているということですね。

本当に今回、新型コロナウイルスに関しましては、いろんな業種で影響が出ていると思いますが、もちろん船の航路に関しましては、離島へ行くことをまず制限していたので、かなりの影響が出ていると思いますので、そのあたりのご対応は何とぞよろしく願いいたします。

それからもう一点、よろしいでしょうか。

次は陳情の35番です。茂木バイパス建設促進期成会からの陳情について質問させてください。

この茂木バイパスにつきましては、恐らく20年ぐらい県に対して陳情がきていると思います。声が上がっているところで、これまで数名の議員から一般質問などで取り上げてこられた経緯もあります。

地元の自治会では、何とか地元の地域を未来につないでいきたいという思い、子どもたちに残していきたい、それから活性化させたいという思いの中で、今、期成会をつくって声を大きくしていこうとされております。

ここでお尋ねしたいのは、これまで一般質問

等々でも取り上げてくれましたけれども、県としての現段階での考え方について確認をさせていただきます。

【馬場道路建設課長】地域からご要望がっております（仮称）茂木バイパスについての県の考え方ということでございます。

長崎市内から茂木地区への利用道路としましては、現在、国道324号がございまして、この路線につきましても、カーブが連続し、一部幅員が狭いような箇所もございまして、現道対策として、今現在、滑川地区等において、現道拡幅工事等を進めさせていただいているところでございます。

バイパスの構想につきましては、今後、長崎市ともいろいろ協議をすべき案件と思っておりますけれども、市内の道路整備の今後の進め方、在り方といったところについて、市と協議を進める課題ではないかと考えているところでございます。

【ごう委員】現在、拡幅工事が行われているということで、少しはよくなるのかなということも思っているんですけども、やはり地形的な問題もありまして、あの道路自体がかなり急カーブも多く、それから今日のような大雨が降った時にがけ崩れの危険性もあります。茂木の地域に住まれている皆様方の命を守ることも一番の目的でもありますし、今、一本しかないようなことでは命を守るためにはどうなのかということもあります。

また、未来へつないでいくために、実は企業誘致等ももっとしていく考えもおありのようですけれども、そのためには今のままではそこも進まないような現実でありますので、ぜひここはひとつ長崎市との協議をもう少し、一步踏み込んでいただいて、地区の活性化のために、県

としても前向きに考えていただきたいと思いますので、要望したいと思います。よろしくお願いいたします。

【山本(由)委員長】ほかに、陳情について質疑はありませんか。

【宮本委員】陳情について、端的に確認をさせていただきます。

まず、陳情番号28番、松浦市から出ております陳情内容ですが、2の二級河川志佐川における堆積土砂の撤去について、これは継続とあります。

庄野橋から高野橋間は、もう実際にやっていらっしゃると認識していますが、まだだっただと確認させていただければと思うんです。これは、恐らくもうやっていらっしゃるんでしょうが、あとどれぐらいで終わるとか、そういった見込みが分かれば教えてください。

【浦瀬河川課長】志佐川の堆積土砂の掘削につきましても、高野橋付近や支川合流部辺りを重点的にこれまで実施しておりました。

ただ、維持管理費が非常に少ないということで、なかなか抜本的な掘削は行っていなかったんですが、今年度から創設されました緊急浚渫推進事業を活用して、5か年間でその対策を推進しようとしております。

まずは今年度、測量を実施しまして、状況を見て、危険な箇所から随時掘削を進めていきたいと思っております。

【宮本委員】そうでしたね、緊急浚渫推進の分でされるということだったんですね。5か年ということで、できるだけ早い実施をお願いしたいと思います。

今日も佐世保は大雨、委員会があるのかと思うぐらいの大雨で、河川の氾濫もあっています。なので、こういったものは至急、早急に対応し

ていただくように再度要望させていただきます。

次ページの福島大橋の件です。これもよく出ておまして、幅員についてで、ここにちょっと書いてあるんですけど、架橋後52年経過しているということで、6ページに写真がありますよね。鷹島肥前大橋と対比した写真があるんですけど、今までも議論があっているかと思いますが、再度確認の意味で伺います。

福島大橋は、道路区分不明で、構造基準を満たしていないということですが、52年前はこういった基準がなかったという理解でいいのか。構造基準を満たしてなく設置されているわけですから、そういった認識でよろしいのかをまずは確認させてください。

【馬場道路維持課長】基準を満足していないのかという質問でございますけれども、これにつきましては昭和33年当時の道路構造令というのがございまして、それで設計、幅員を決めて整備しているところでございます。供用年度は昭和42年ですけれども、その当時は昭和33年度の道路構造令によりまして、当時の構造令に合うような規格で整備していると。当然、現在は車の大型化とか、昭和33年と現在では大分違うものですから、現在の基準に合わせれば、違反ということではございませんけれども、現在に合わせれば、ちょっと基準には合っていないというような表現だと思います。

【宮本委員】分かりました。LPGの基地もありますし、大型タンクローリーなどが結構通っていますもんね。

これは、進捗状況というか、何か調査とか、幅員について、付替えを含めて、今、調査何かかされていましたが、確認をさせてください。

【馬場道路維持課長】道路幅員や拡幅の調査はやっておりませんが、橋梁の健全性を保

つために、橋梁の点検とかを随時実施しているところでございます。ですから、委員ご発言の拡幅のための調査につきましてはやっていないところでございます。

【宮本委員】分かりました。これは協議会か、期成会を、多分、地元で立ち上げられていると思いますので、またいろいろ意見交換をしていただければと思っております。

最後にもう一点だけ。先ほど、ごう委員からもありましたが、34番の長崎港ターミナルビルについてです。

すみません、これも確認になります。使用料（家賃）ですよね。要望書の左にあるところ、8社が入居していらっしゃるかと思うんですが、これは国の2次補正で家賃補助というのは決まったと思います。今後、これが地方においてくる際、今からの議論になるんでしょうね、今回の補正では家賃補助はなかったんですが、こういう長崎港ターミナルビルも、どんなでしょうか。対象という言い方はあれですね、国も家賃補償はやっていきますので、入れるべきだと思いますが、今後の流れについて分かっていることがあれば、お知らせいただければと思います。

【松永港湾課企画監】国の特別家賃支援給付金のお話でございます。これは経済産業省が所管ということで、6月12日に国会を通りました。

これも国が委託をしまして、その委託先が実際に給付手続、申請等の受付をすることになると伺っております。

これについて、まず、こういった公共施設の使用料も対象になるのかどうかということにつきましては、一応土木の方でもずっと照会をしているところでございます。今、出ている分に関しましては、基本的には、特に民間家賃とか公共家賃とかのすみ分けはなくて、単に売上が

前年同月比50%落ちているとか、要件に合致する中小企業者等につきましては対象になると伺っております。

ただ、今後、国の方で要綱等がつくられると聞いておりますので、現在は、その情報収集を引き続き図りながら、こういった情報についても、要望された方にお知らせするというところで考えているところでございます。

【宮本委員】分かりました。国からの情報がいろいろ、今後入ってくるということなので、逐一お知らせいただければと思います。

【山本(由)委員長】ほかに、陳情に対する質疑はございませんか。

【田中委員】32番の佐世保市からの陳情の関係で3点ほどお聞きしたいと思うんだけど、何しろこの委員会に佐世保市選出が5人いるんだけど、誰も質問しないのでは、進捗がおぼつかないと思うのでね。

まず、1点目は石木ダム。もう移転してもらわなければ工事に入れないわけですね、今住んでいる人に移転してもらわなければ、5年間の猶予はあることはあるけれども、そんなにのんびり構えておれないので、住民の方の移転先の確保はされているのかということが1点。

それから、2番目は針尾バイパス。ようやく30年ぶりに最終地点の交差点の工事が始まって期待しているんだけど、しかし、今から10年かかりそうですね。

西九州道路は、武雄佐世保道路の見通しが立ってない。武雄佐世保、大塔までの4車線。武雄～大塔間の見通しが立ってないみたいな感じがしますけれどもね。

問題点が一つあるのは、針尾バイパスと西九州道路の大塔の乗り継ぎ部分です。これはもう、ずっと開業以来、問題にされているんだけど

も、西九州道路から針尾バイパスに入るのはまあまあどうにか行ける。ところが、針尾バイパスから西九州道路に入るのは、一回降りる。これが一番交通渋滞のもとなんです。佐世保市は一生懸命頑張ってる国と当たっているみたいだけれども、県の認識をちょっと聞いておきたい。

3番目は、いつも言っているように急傾斜。県事業で着手まで5年、市の事業は着手まで7年。着手までに5年とか7年間かかっている。事業が始まったらどうかというと、10年かかります。もう少し危機感を持ってやってもらわなければね。特に、今日なんかのような雨の時に、大変だ、大変だと言っているのにね。いつも幹部の皆さんは危険箇所の視察に行っているみたいだけれども、危険箇所の視察に行って、10年も15年も完成しないというのは、私はおかしいと思うんだけど。危機感、我々との認識の違いだ。我々は市民、県民から要望を受けて話をするんだけど、あなた方との認識の違い、事業に15年ぐらいかかる。こんなことでは、我々も信用されませんよ。皆さん方も少し頑張ってもらいたい。この3点について、確認の意味を含めてお聞きします。

【浦瀬河川課長】石木ダムの移転先の件でございますが、石木ダムについては過去に用地基金を活用いたしまして、ダムの直下流に代替地を用意しております。そこに加えて、何とか地元の住民の方には移転に対して協力をいただきたいと思っております。まずは話し合いを何とかできるように、現在、働きかけを続けております。その中で、地権者の要望、地権者の方はやっぱり今の場所を離れたくないと言われておりますので、なるべく近い場所に代替地があれば、検討し、そういう機会をいただけるように努力してまいりたいと思っております。

【馬場道路建設課長】道路に関するご質問として3点ほどございました。

まず、針尾バイパスについてでございます。国道205号の針尾バイパスとしましては、県北地域から長崎空港、あるいは県央・県南地域等々に結ぶ重要な幹線道路ということで、早期整備を日頃から国の方をお願いをしているところでございます。

今年の3月に江上交差点の立体化が完成しまして、残る2.2キロの区間を鋭意整備を進めているところでございますけれども、できるだけ早く供用開始をしていただけるように、今後ともしっかり要望をしていきたいと思っております。

それから、西九州自動車道の武雄大塔間の4車線化についての件でございます。この件につきましても、この間の4車線化につきましては、国の4車線化優先整備区間ということで選定をされておりまして、今後、10年から15年において整備を進めていく区間の一つということで選定はしていただいているところでございます。ただ、全国で880キロの中の一つということで、我々としましても、早期に事業化していただくように、しっかり、今後とも要望をしてまいりたいと思っております。

それから、大塔インターのところの針尾バイパスから西九州道路への乗り継ぎがしにくいというお話でございます。途中で信号等もございまして、確かにスムーズな乗り継ぎといった状況ではございませんが、なかなか大塔インターの抜本的改善というところは、現段階では非常に難しいと思っております。そういった点につきまして、国ともいろいろ協議を進めてまいりたいと思っております。

【鈴田砂防課長】急傾斜事業についてのお尋ね

でございます。

佐世保市につきましては、委員もご存じのとおり、確かに急傾斜の危険箇所を多く抱えている地域でございます。それを受けまして、急傾斜事業の令和2年度の予算でいきますと、県事業の4割程度は佐世保市内の急傾斜事業に充てられているところでございます。

昨年度を上回る事業箇所で行き組んでおりますが、まだまだ危険箇所はたくさん残っております。令和元年度1年間でも地元の方から県の方に挙げられた新たな新規事業着手の要望箇所が10件を超えておりますので、こちらが幾ら力を入れて整備を進めても、また新たな要望も多いということで、これまで以上に事業予算の確保も図りながら、地元の関係者の理解もいただきながら、事業に行き組んでいこうと考えております。

【田中委員】時間の関係で終わろうと思うけれども、石木ダムに関して言うと、そういう用地があればやりたいと思う。あればじゃなくて、積極的に探さなければ。1軒、2軒のために用地探すわけじゃないのですね。10軒以上の皆さん方がまだ残っているわけでしょう。今までつくったところに、空いているから行ってくださいと言ったって、私は無理だと思うよ。地元の住民の皆さん方の流れの中ですね。新たなところがやっぱり要る。10軒となると、相当な面積が要るんですよ、普通3,000坪ぐらいの用地を確保しなければね。あればやりたいという話じゃちょっと困る。それをやらなきゃ工事ができないわけだから。ぜひお願いしておきたいと思っております。

それから、針尾バイパスは30年ぶり、西海が交差点のところをやっているんだけど、用地が確保できなかったという問題があって遅れたといういきさつがあるので、あまり無理は言

えないけれども、もうしかし、用地は4～5年前に解決しているわけだから、どうにか予算さえつければ、針尾バイパスは進捗すると私は思うので、ひとつお願いしたい。

武雄佐世保道路、武雄～大塔間、これは新幹線がもう2年くらい先だろう、新嬉野駅。そうすると、あの道路が一番利用価値があることになるわけです。やっぱり武雄～大塔間の4車線化は急いでもらわなければいけません。

それから、急傾斜、やってもやってもきりがないというような話だけれども、やってもやっても、きりがなくてもやってください。それが市民、県民の要望だから。

もう一つ、県の事業は5年待ち、市の事業は7年待ち、市の事業なら勝手にやればいいじゃないかと思うけれども、県が予算をつけてくれなきゃ市の事業としてもやれない。県が出すのは1割だったかな。半分は国が出して、あと4対1で、県事業は県が4、市が1、市の事業は逆に市が4、県が1というような感じで認識しているんだけれどもね。市の事業も勝手にやればというわけにいかない、県が容認しなければね。その辺の関係をもう一回整理させてください。

【鈴田砂防課長】急傾斜事業につきまして、まず、費用負担に関してのご説明をいたします。

県が実施しております、若干規模の大きな急傾斜事業、これについては、まず事業の中の、基本は2割、場合によっては1割とか5%とかありますけれど、その分を地元負担ということで地元からいただいております。そして、その残りの例えば8割なら8割のうちの半分が国、半分を県が負担して県の事業はっております。

それよりも小規模な事業は、市の方に実施していただいておりますけれども、それにつきましては半分を県、半分を市が負担して事業を進

めているところでございます。

【田中委員】そういうことで整理してもらったけれども、市の事業だから市が勝手にやればというわけにはいかないね。県が認定して半分つけないきゃ市の事業はやれないわけだから。

ぜひこの7年待ちとか、着手して10年、極端に言うと20年待って事業をやらなきゃいかん。こういう実態というのは、やっぱり改めなければ。今、一生懸命強靱化、いろんな話で流れとしてあるのに、長崎県は遅れているんじゃないの。そういう気がしますけどね。皆さんにすれば、いやいや、進んでいますと。一生懸命頑張っていますと。一生懸命頑張っていますとやうといいんだらうけれども、結果が伴わないとやっぱりだめです。ぜひお願いして終わります。

【山本(由)委員長】ほかに陳情に対する質疑はありませんか。

委員長を交代します。

【久保田副委員長】委員長、どうぞ。

【山本(由)委員長】私も1点だけ、先ほど、ごう委員、宮本委員から出た34番の長崎港のターミナルビルの家賃の関係です。

基本的に、県としては、県有施設、土木部だけではないと思うんですけども、そういったものに対して家賃の免除であったり、一部減免、減額であったりと、そういったものは基本的にしないという方針なんではないでしょうか。

【松永港湾課企画監】こういったいろんな業界から、港湾課につきましては港湾施設の使用料の減免という形で要望を受けております。これは4月の当初から、旅客船組合とか、まずはやっぱり航路の関係の方が非常に大変だということで要望を受けたところでございますが、これはやはり県としまして、減免というのは、一特定業者の方とか、港湾使用料だけというのはな

かなか難しいということで、その後、県の取扱いとしまして、公有施設の使用料、占用料、これは港湾とか全てそういったものも含んで、いわゆる公共施設を使用されている方、使用料、占用料を払っている方につきましては、4月中旬に、県全体として、まずは納入をとにかく来年3月まで猶予しましょうということで、一旦お支払いを待ちますので、そういったもので差し当たって必要なものに充てていただくようなことで対策をとっております。

港湾課につきましては、先ほど申し上げましたように、4月20日以降のお支払いについては来年3月まで待つということでやっているところでございます。

あと、九州各県等も大体同じような取扱いということでございまして、全国的に減免、いわゆる使用料を半額免除しますといったものについては、まだ全国的にも取扱いがないということですが、実は広島県が港湾使用料について、6月1日以降に取扱いをしているようですが、4月から6月分について、そういう減免措置をとったという情報が先般入ったという段階でございます。

九州各県も、まだ、そういったところまで踏み込んでいないということでございます。

あと、これは港湾使用料だけではなくて、県全体としてどう考えるかということになるかと思っております。現時点では、猶予措置を継続して、減免のところまではまだ踏み込んでいないという状況でございます。

【山本(由)委員長】 そうすると、先ほどの宮本委員の質問にもあったんですが、国が今度やろうとしている家賃支援ですね、これが減免はできないけれども、こちらが使えますよというふうな形の、もちろん事業者の方は分かっている

っしょと思うんですけども、こちらを紹介するとか、そういうことで埋められますよという流れかと思ったんですが、先ほどの話だと、公共施設についてはまだ分からないというご答弁をなさったので、そこが大丈夫かと。

それから、そもそも今私が理解しているのは、5月以降12月までの間の売上と。だから、5月以降、単月だったら50%、3か月連続だったら30%下がらないと対象になりませんよというふうに理解をしているので、そうすると、例えば3月とか4月に下がっていても、それは対象になりませんよという形になると、減免も受けられない、またせっかく国が家賃補助、支援をやろうとしているのに、それも受けられないというケースが出てきはしないのかなとちょっと思ったんですけど、その点はいかがですか。

【松永港湾課企画監】 先ほど回答した内容について、県として減免についての考え方を整理、まだ分からないという状況ではなくて、現時点ではそこまで踏み込めない。

それと、先ほどありました国の特別家賃支援給付金については、制度上、売上要件というのが前年同月比50%、それから3か月間の比較で30%というふうに、今示されているところにつきましては、現時点では具体的にどの期間からというところがまだ要綱等で示されておりませんので、例えば公共的な家賃も対象になるとしても、実際に利用者の方の状況によって、対象になる方、ならない方が出てくるのかなというところでございます。

いずれにしても、県としまして、直接的な減免ということに関しては、やはり特定の業種にやるというのはなかなか難しいと。そうすると全体を考えないといけないということになりますので、そのことがやはり一番、いろんな要

望、陳情があったとしても、どこまで広げてできるのかと、全体をやるべきじゃないとか、いろんなご意見もございますので、そういったところもございますので、今の時点ではなかなかそこに踏み込めないところでございます。

【山本(由)委員長】 分かりました。

ちょっと話がずれるんですけども、先ほどの議案の中であった常盤の駐車場、ここはもちろん特定の人が借りているわけではないので、そこが減収になったと。それに対して指定管理料を増額するんだという話でしたね。だから、当事者も違うし、仕組みとして違うんだろうとは思うんですけども、どうも何かこう釈然としない部分があるんです。こちらの方は、収入が減った分を指定管理料の増額という形で対応する、片や、県の施設を直接借りている方についてはそういうものがないということに関して、若干、うまく整理できていないんですけども、ちょっと釈然としない部分があります。

今のお話も何らかの形で、何も受けられなかったということがないように、まずは国の支援金が受けられればいんでしょうけれども、もし受けられなかった場合にどうするのかというところも含めて、ぜひご検討いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【久保田副委員長】 委員長を交代します。

【山本(由)委員長】 ほかに陳情に関して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 それでは、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、知事専決事項報告（地方自治法第180条関係）及び経営状況説明書について、質問を行います。

知事専決事項報告は先ほどご説明いただいた冊子がありますが、よろしいですか。

それから、経営状況説明については、長崎県建設技術研究センター、長崎県道路公社、住宅供給公社、土地開発公社につきまして、提出されておりますが、この知事専決事項報告及び経営状況説明書について、何か質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 それでは、質問がないようですので、次に進みます。

次に、次期長崎県総合計画素案骨子について質問を行います。

何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 それでは、総合計画に対する質問がないようですので、次に進みます。

最後に、今回の新型コロナウイルス感染症にかかる対策、それからその進捗状況等について、質疑を行いたいと思います。

何か質疑はありませんか。

新型コロナウイルス感染症対策に関する質疑をまとめてお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 それでは、質問がないようですので、土木部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩します。

午前11時29分 休憩

午前11時29分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。これもちまして、土木部関係の審査を終了いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、しばらく休

憩いたします。

午後は1時30分から委員会を再開し、文化観光国際部関係の審査を行います。

土木部の理事者の皆様におかれましては、お疲れさまでした。

午前 11時30分 休憩

午後 1時30分 再開

【山本(由)委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、文化観光国際部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から4月の臨時会及び5月の政府施策要望項目審査に出席していなかった幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【中崎文化観光国際部長】それでは、まだご紹介していなかった幹部職員をご紹介させていただきます。

〔各幹部職員紹介〕

以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【山本(由)委員長】ありがとうございました。

それでは、審査に入ります。

【山本(由)分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算及び予算に係る報告議案を議題といたします。

文化観光国際部長より、予算及び報告議案説明をお願いいたします。

【中崎文化観光国際部長】それでは、予算決算委員会の議案説明資料をお手元によりしくお願いいたします。

文化観光国際部関係の議案等についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、それと後からご説明しますが、（追加1）の同じく一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分もございません。

それから、報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分、報告第19号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は合計8,140万円の増、歳出予算は、合計3億7,049万円の増であります。

この結果、令和2年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、報告第19号のうち関係部分と合算いたしまして、71億4,630万円となります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う長崎県美術館及び長崎歴史博物館の指定管理者負担金の精算による増に要する経費として、長崎県美術館運営事業費112万円、長崎歴史文化博物館運営事業費118万円、芸術文化人材や学生の活動の場の創出及びフリーランスのアーティストや文化教室の事業継続を支援するためのオンライン配信による文化祭開催に要する経費として、ながさきオンライン文化祭事業費902万8,000円、宿泊・交通のパッケージ商品にしまの体験プランを加えた旅行商品の造成や販売促進のための旅行代金の通常の割引に加え、クーポン付与事業の実施に要する経費として、しま旅滞在促進事業費3億5,916万2,000円を計上いた

しております。

それから、（追加1）の議案説明資料でございます。中ほどからでございます。

次に、第108号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、「新型コロナウイルス感染症対策」に係る国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は合計6億7,546万5,000円の増であります。

この結果、令和2年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、第96号議案のうち関係部分及び報告第19号のうち関係部分と合算いたしまして、78億2,176万5,000円となります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

百貨店で開催される長崎県物産展において、WEB及び通信販売などを活用した販路拡大を支援する経費として、県産品斡旋事業費3,178万5,000円、全国的に展開される国の大型キャンペーン時に、本県の魅力を効果的に発信するために要する経費として、戦略的情報発信推進事業費1億4,368万円、県民対象の宿泊割引「ふるさと再発見の旅～宿泊施設応援キャンペーン～」4万人泊分と、全国対象の宿泊割引「“ながさき癒し旅”ウェルカムキャンペーン」10万人泊分の合計14万人泊を24万人泊に拡大するために要する経費として、“ふるさと再発見”誘客対策事業費5億円を計上いたしております。

また、本文の2ページに戻りまして、中ほどでございます。

次に、報告議案についてご説明いたします。

報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関

係部分についてご説明いたします。

これは、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております。令和元年度予算の補正を、令和2年3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

歳入予算は、合計1,131万7,000円の減、歳出予算は、合計2億428万4,000円の減となっております。

歳入予算の主な内容についてご説明いたします。

国庫支出金の主なものは、離島活性化交付金189万7,000円の減であります。諸収入の主なものは、潜伏キリシタン関連遺産関係県市町負担金419万8,000円の減であります。

歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

企画費の主なものは、国際定期航空路線維持・拡大事業費6,007万9,000円の減であります。商業費の主なものは、「長崎は、美味しい。」食のPR事業費427万9,000円の減であります。

観光費の主なものは、21世紀まちづくり推進総合支援事業費3,843万7,000円の減であります。

次に、報告第19号「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

これは、経済活動と感染予防の両立に向けた対策を緊急に実施する必要が生じたため、所要の経費につきまして、地方自治法第179条の規定に基づき、令和2年5月28日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご説明いたします。

歳出予算は、合計12億6,994万2,000円の増と

なっております。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

県内在住の外国人留学生により、「元気な長崎の姿」を発信し、感染症収束後の友好交流、留学生受入の促進につなげるための取組に要する経費として、元気な長崎発信事業費1,264万5,000円、感染症の影響により大きな打撃を受けている県内観光業界の回復に向け、国の大型観光キャンペーン前に、県独自の誘客促進対策の実施に要する経費として、“ふるさと再発見”誘客対策事業費8億729万7,000円、雇用の確保及び収束時の反転攻勢を見据えた環境整備を目的として、宿泊事業者等が実施する受入態勢強化のための取組への支援に要する経費として、観光地受入態勢ステップアップ事業費4億5,000万円を計上いたしております。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山本(由)分科会長】次に、文化振興課長より、補足説明を求めます。

【村田文化振興課長】私からは、6月補正予算のうち、ながさきオンライン文化祭についてご説明いたします。

資料の方は、「予算決算委員会環境生活建設分科会補足説明資料」の令和2年度6月補正予算の2ページをお開きください。

この事業は、本県の若い世代の方々を対象に「音楽」、「アート」、「ストリートダンス」の3部門について、幅広く作品を募集いたしまして、投稿作品を一体的に「ながさきオンライン文化祭」として広く公開するものであり、将来を担う若者の文化芸術活動の発表の機会の創出と、アーティストや文化教室などの活動継続

を促すことを目的とするものでございます。

音楽部門では、県内唯一のプロのオーケストラでございます「長崎OMURA室内合奏団」が、本県にちなんだ課題曲の演奏動画を配信し、リモートによる共演動画を募集いたします。

アート部門については、長崎にちなんだ書、絵画などの作品を募集しまして、ストリートダンス部門については、若者文化として広く浸透しておりますストリートダンスの動画を募集し、投稿された作品をホームページで公開いたします。

また、各部門において、専門家による審査を行い、優秀な作品については表彰し、副賞として県産品などをお渡しすることとしております。

事業の実施に当たりましては、各部門の文化団体に参画していただきます、ながさきオンライン文化祭実行委員会を設置し、文化教室、学校などにもご協力をいただきながら、8月上旬から作品募集を開始したいと考えております。

オンライン配信等の新たな手法を活用し、新型コロナウイルス感染症により減少しております本県の未来を担う若者の文化芸術活動の発表機会を創出し、併せてアーティストや文化教室の円滑な事業再開の支援を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

【山本(由)分科会長】次に、観光振興課長より、補足説明を求めます。

【佐古観光振興課長】それでは、私の方から手元の3種類の資料に基づきましてご説明を申し上げます。

まず、最初に、補足説明資料の令和2年度5月専決補正予算の資料をお願いいたします。

こちらは5月28日付けで専決処分をさせていただきました2つの事業について、私の方から

ご説明をいたします。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、最初に観光振興課の新型コロナウイルス対策につきましては、まず、4月の臨時会で、本委員会で3つの事業についてご了承をいただきまして取り組んできたところでございます。

3つと申しますのが、1つは2ページ目に記載をしております観光地受入態勢ステップアップ事業、それからもう一つが宿泊施設の安全・安心、いわゆる衛生面の対応充実のための補助金、それから3つ目が修学旅行の需要を取りこぼさないための方面変更に対する支援、この3つでございました。

今ご説明申し上げました2ページにつきましては、そのうちのステップアップ事業費でございますけれども、主な事業内容としましては、4月にもご説明し、記載のとおりでございます。観光客が大きく減っているという期間を積極的な助走期間と位置付けまして、今後に向けた受入態勢の強化、こういったところに力を入れる事業者の皆様を支援しているという事業でございます。

4月の最初の予算枠で申し上げますと、公募提案型委託事業というのが4億8,700万円ございます。これは5月7日から正式に募集を開始いたしまして、1週間後、5月15日時点では既に144件、金額にして7.6億円相当のご相談をいただいたところなんです。そのように事業者の皆様から幅広くご利用いただいたということもございまして、この公募提案型委託事業につきまして4億5,000万円という枠を拡大させていただいたところでございます。合計いたしますと、9億3,700万円という予算枠で今取り組んでいるところでございまして、現状を申し上げますと、180件、金額で約8.5億円の申請をいただいております。

ります。

現在でも新規のご相談等もいただいておりますので、このいただいた予算枠を有効に活用しながら、今後に向けてしっかり取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

それから、3ページ目をお願いいたします。

こちらにつきましては、5月に新たに出した事業ということになります。“ふるさと再発見”誘客対策事業費でございます。

この事業の目的としましては、政府の緊急事態宣言の動き等を踏まえたところで、今後に向けて本県に誘客を図っていくと。段階的に誘客対象を拡大していくと。そうやって拡大をしていきながら、今のところ8月に予定をされております国の大型観光キャンペーンGoToキャンペーンにしっかりつないでいくということを目的に実施をしている事業でございます。

大きくは2つございまして、一つ目が県民の皆様にも県内を旅行していただくという事業でございます。

県民の皆様への枠としては、4万人泊を想定いたしておりましたけれども、これは6月1日から、キャンペーンをスタートいたしまして、これは報道等で、もうご承知いただいていると思っておりますけれども、これは非常に県民の皆様にも数多くご利用いただいて、6月16日をもって新規の予約受付というのは終了をしたという状況でございます。

販売手法としては、宿泊施設に直接予約をして、5,000円引きで宿泊するというパターン、それから大手オンライン旅行サイトを活用して5,000円のクーポンを取得するというパターン、2つの方法で取り組んだところでございます。

それから、2点目の全国からの誘客でございますけれども、規模としましては10万人泊を予

定しております。

いずれも、割引につきましては5,000円という形で県民も全国向けも同じ割引額になっておりますけれども、全国を対象を広げますことから、利用方法としましては、大手オンライン旅行サイト、それからコンビニエンスストア、この2つの入り口で割引をしているという状況でございます。

現状等については、また後ほど、別の資料でご説明をしたいと思います。

それから、次にまた別の資料になりますけれども、同じく補足説明資料の令和2年度6月補正予算の補足説明資料をお願いいたします。

こちらの3ページが観光振興課関係でございます。

国境離島交付金を活用いたしましたしま旅滞在促進事業、予算額としましては3億5,916万2,000円という数字でございます。

国境離島交付金を活用した事業につきましては、平成29年から取り組んでおりまして、毎年毎年、実績を拡大しながら取り組んできているところでございます。

今回、補正をお願いいたしますのは、国の一次補正の中で、この国境離島につきましても、新型コロナウイルス対策ということで制度の拡充が図られておりますので、この国の補正予算に合わせて県の方も補正をするということでございます。

今年度に入りましてから、4月1日からこの国境離島の事業はスタートいたしましたけれども、緊急事態宣言を受けまして、4月8日から販売を休止しておりました。また、6月19日から、こちらも国の動きと合わせまして、販売を今再開しております。

今、再開している事業の内容としては、あく

までも当初予算ベースの事業内容でございますけれども、今からご説明する制度の拡充につきましては、議会終了後、速やかに準備を進めまして、8月1日から拡充を図ってまいりたいと考えております。

拡充の部分ですけれども、主な事業内容のところに記載をしております（1）の補正額の下のところでございますけれども、新たに拡充された部分といたしますのが、通常の国境離島の制度に加えまして、島内で消費できる一泊当たり5,000円のクーポンを配付するというところが拡充となっております。

島内の消費につきましても、従来の制度であれば、島内での体験プラン、体験プログラムとか、そういったところに充当するというのが要件でございましたけれども、それに加えて今回の5,000円のクーポンといたしますのは、島内の交通、レンタカーですとか、飲食店、そしてお土産物店、非常に幅広く島内で消費をしていただけるクーポンという形になっております。

事業規模としましては、割引適用のところに6万5,000人程度の人泊数を記載しておりますけれども、こちらは当初予算で想定をしている目標というふうにご理解いただければと思います。

販売期間につきましては、コロナの影響で若干短くはなりましたけれども、この割引の拡充、こういったものもしっかり活用しながら、できるだけ年度内にこの当初の目標を達成できるように取り組んでまいりたいと考えております。

適用範囲は、先ほど申し上げました1泊5,000円ですけれども、最大で3泊の1万5,000円までというクーポンが使用できるということになっております。

その他、（2）事務経費等、（3）情報発信を

加えまして3億5,900万円程度の予算ということになります。

参考までにですけれども、国のGoToキャンペーンというのが8月頃から始まりますが、それとこの国境離島の拡充の部分が抱き合わせで使えるかどうかというところを、今、私どもとしては国の方に非常に強力に要望しているところです。この国境離島を所管されている内閣府の方では、基本的には県の意向に沿って動いていただいております。あとは観光庁との最終的な調整がまとまれば併用ができるという形になりますので、全国から本県の離島に行ってください方には非常にメリットの大きい事業になるかなと考えているところでございます。

それから、もう一つ別の資料になりますけれども、補足説明資料の6月補正予算、追加提案分をお願いいたします。

こちらの2ページでございすけれども、戦略的情報発信推進事業費1億4,368万円でございます。これは情報発信の経費ということになりますけれども、先ほど来申し上げております国のGoToキャンペーン、このキャンペーンでいかに本県に需要を取り込むかということで、全国に向けて本県の魅力ですとか、そういったものを情報発信してまいりたいという事業でございます。

これまでの発信手法と少し変えておりますのが、事業内容の1番目に「・」で地区毎のイメージ動画の制作、配信というのがございすけれども、どうしても長崎県を全体でまとめて県外の方に発信をいたしますと、少し焦点がぼけてしまうという課題を、私自身感じておりましたので、今回につきましては県内を6つ程度の地域に分けて、それぞれの地域で何を打ち出していくかというのを市町の皆様とも議論し

ながら、テーマを決めて、そのテーマに沿った動画をつくっていくという方向で考えております。

2番目につきましては、これは従来型と申しますか、情報番組、新聞広告等での情報発信という形になります。

それから、3番目につきましては、県内をいかに周遊していただくかということで、これは他県でも事例があるんですけれども、県内の幾つかの場所にキーワードを記した宝箱のようなものを置いて、それを幾つか回っていただくと、その回った数に応じて県産品等の景品をプレゼントしていくという事業で周遊を促してまいりたいと思っております。この事業につきましては、先日の6月4日の緊急スクラムミーティングでも、県と市町で連携したプロモーションが大事だというご意見をいただいたことを踏まえて、市町ともしっかり連携しながら進めていこうと考えている事業でございます。

それから、3ページ目でございます。

先ほどご説明をいたしました“ふるさと再発見”誘客対策事業費でございますけれども、3ページ目の事業内容のところ5月補正と記載しておりますのは、先ほどご説明したとおりでございますので、今回、ここでご説明申し上げますのは、今した6月補正、対象施設数の拡充による増額5億円というところでございます。

大変申しわけございませんけれども、追加で少し表が入った一枚ものをお手元にお配りしているかと思っておりますけれども、この14万人泊を24万人泊に拡大をする考え方をちょっとご説明をさせていただければと思います。

表で記載をしております5月の専決時点で、合計では14万人泊でございましたけれども、内訳を申し上げますと、県民向けが4万人泊、全

国向けが10万人泊でございました。さらに、県民向けの内訳を申し上げますと、宿泊施設で直接販売する部分が2万人泊、それからじゃらん、いわゆるオンライントラベルエージェントを活用したものが2万人泊ということでございました。

今回、非常に県民の方に数多く、私どもの想定をはるかに超えたご利用をいただいた要因としましては、この宿泊施設で直接販売ができる。ですから、インターネット環境等に不慣れな方も手軽に予約ができたということが非常に伸びた要因かなと分析しておりますけれども、その右側、6月15日把握数というのをご覧いただきますと、この直接販売分が2万人泊の枠に対して6.6万人泊という数字でございました。じゃらんと合わせますと8.2万人泊。この数字が、8.2万人泊というのが、あくまでも一部の、私どもが聞き取りをして回答をしてくださった135施設の数字でございましたので、この時点で推計を加えたものが、その右側に全体見込みという数字で、直接販売分が12万人泊、じゃらんについては2万人泊と。合計14万人泊というところが見込めたという数字でございます。こういったことを踏まえて、6月16日に新規の予約につきましては終了をさせていただいております。

それから、全国向けの10万人泊につきましては、予定どおり10万人泊で考えておりまして、合計して24万人泊というふうに枠の拡大をさせていただきたいということが今回の追加の補正でございます。

下の方に今後の予算執行についてというのを記載しておりますけれども、今申し上げました14万人泊ですとか、10万人泊というのも、まだあくまで予約ベースの数字でございますので、宿の方にお聞きをしますと、例えば同じ方が複

数日予約を入れていて、最終的にどこかで利用されると。そういう意味では今後、キャンセルも出てくるのが想定されます。ですから、数字というのはあくまでも今の予約ですので、今後の実際の宿泊実績に応じて県の方から支出をしていくということになります。

それから、今、キャンペーン期間中でございます全国向け、これはいずれも宿泊日は県民向けも全国向けも7月末までという形になっておりますので、今後につきましては、県民・全国合わせた24万人泊という枠で、実績に応じて県民の方、それから県外の方と予算を振り分けていきたいと考えておりますので、この点も併せてご了承いただければと思っております。

私からは以上でございます。

よろしく願い申し上げます。

【山本(由)分科会長】次に、物産ブランド推進課長より、補足説明を求めます。

【長野物産ブランド推進課長】それでは、物産ブランド推進課関係についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料で、予算決算委員会の補足説明資料、今ご覧いただいていた追加提案分の4ページをご覧ください。

物産ブランド推進課関係といたしまして、今回、県産品販路拡大対策費といたしまして、3,178万5,000円を計上させていただいております。

物産展につきましては、ご承知のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大により、2月以降中止が相次いだといった状況でございました。今後は、百貨店においても、こういった催事もだんだんと再開されている状況でございますけれども、今後、全国の百貨店が実施する、いわゆる物産展といった催事につきましても、様々

な業種別のガイドライン、こういったものへの対応というものが出来まいりまして、そういった中で売り場間の距離でございますとか、通路幅の確保、入場制限といったところで、これまでどおり物産展を実施するという事は困難な状況になってまいります。

こういった状況も踏まえまして、今後の物産展につきましては、通常物産展を開催していくというところもございまして、このように中止とかにならないように物産展を開催する百貨店におきまして、オンラインでありますとか、通信販売を百貨店も実施しております、実店舗での物産展とこういったオンラインサイトを活用した物産展を同時に開催するといったような取組を今回実施していきたいと考えているところでございます。

これまでの実店舗で開催している物産展、こういったものを補完するといったところもございまして、また、感染拡大によって店舗が仮に閉鎖してしまったといった状況がございしても、こういった物産展をWEB上で開くことによって継続開催できるといった仕組みを構築していきたいと考えているところでございます。

今回、補正予算の経費につきましては、県物産展を実施しております物産協会を通じまして、百貨店が取り組みますWEB上での物産展の販売に係るいろんなWEBの画面作成でございますとか、チラシ、こういったものを作成する経費、また、商品の受発注、こういったものに要する経費を今回経費として計上させていただいております、今年度、実施を幾つかしていきたいと考えているところでございます。

こういった百貨店のWEBというのを活用することによりまして、百貨店におきましては、様々な顧客の取り込みといったところがござい

ますけれども、そういった方々への案内というか、そういったお客様の取り込みというの也是我々は期待しております。

そういったものに加えて、継続的な実施というところをやっていく中で、百貨店のオンラインサイト、そういったところに常時その商品を掲載していくといったところも目指して今回やっていきたいと考えているところでございます。

今回、年度後半に向けて実施を予定した物産展の中で、比較的大規模な物産展について、今回のWEBの物産展を同時に開催していきたいというふうに考えておきまして、今回の事業の取組、こういったものを検証しまして、今後、他の物産展においても展開できないか、今後検討していきたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山本(由)分科会長】次に、国際課長より、補足説明を求めます。

【永橋国際課長】私の方からは、令和2年度5月専決補正予算の資料に基づいてご説明させていただきます。

資料は4ページでございます。

元気な長崎発信事業費ということで、予算額は1,264万5,000円でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大で、本県でも留学生のアルバイトが減少するなどの影響が出ております。また、観光地では、インバウンド客を中心に観光客が減少するなどの影響も出ているところでございます。

県では、留学生支援センターや県内大学などの留学生担当部署と連携をしながら、協議を行い、留学生を支援する目的の事業を実施するこ

といたしました。

主な事業内容は、留学生にインバウンドへの取り込みを進める地域や観光施設を訪れていただいて、その体験内容をSNSなどで発信をしていただこうというものでございます。

インバウンドのお客様にとって、観光しやすい環境づくりをつくるということで、アドバイスをいただきたいと思います。

予算額は、各種体験ツアー費用が864万5,000円、留学生への謝金が400万円、これは1日1万円、1泊2日の場合は2万円を留学生にお渡ししようとするものでございます。

今後も、留学生支援センターや大学などと連携をしながら、留学生が安心して生活できる環境づくりに取り組んでまいりたいと思います。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより、予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宮本委員】 ご説明、詳細にわかりありがとうございます。確認を含めて質問をさせていただきます。

まず、6月補正予算の分になります。補足説明資料をいただきました。文化振興課の分からいきたいんですけど、ながさきオンライン文化祭事業費についてです。これは900万円ということで、文化芸術活動の発表の場を創出することが目的となつていますが、主な事業内容で(1)と(2)があって、(2)のホームページの制作は約400万円、これはつくるんだなということがわかります。(1)のオンライン文化祭の開催、補正額約480万円というのは、オンライン開催のいろんな機材とかでしょうか。それとも、

出演された方への謝礼金というイメージでよろしいのか、そこを確認させてください。

【村田文化振興課長】 オンライン文化祭の開催経費485万3,000円の件でございますけれども、音楽部門につきましては「おうちでコンサート」という仮称であります。その中で、プロのオーケストラであります長崎OMURA室内合奏団に課題曲を演奏していただきまして、それを配信していただくということで考えておりまして、プロの演奏家の皆さんでございますので、出演料といいますが、その謝金を主に考えておりまして、概ね300万円程度でございます。

それから、それぞれの部門におきまして、専門家の皆さんに審査をしていただくことも考えておりますので、そういった謝金も含めて全体で485万3,000円でございます。

【宮本委員】 分かりました。そうですね、プロのオーケストラですから、謝金ということと、
、
については審査の方々に対する謝金ということですね。

確かに新型コロナウイルスでこういった場がなかったということで、大変興味ある事業費だなと思って伺っておりました。

ちなみに、これは8月上旬に募集をということと言われていましたが、8月初旬から募集をして、開催時期、要は配信時期というんですか、それはいつ頃になるのかというスケジュールを教えてください。

【村田文化振興課長】 募集を8月から始めまして、できれば夏休み期間中に制作活動をしていただきたいと思います。

その後、審査を行いまして、10月下旬か11月頃からは、専用のホームページで公開をしていくことを考えております。あと、順次応募いただいた動画につきましては、それはそれで公開を

していくということも考えております。

【宮本委員】 と、アート部門とストリートダンス部門、この周知方法、こういったものをお願いしますよというのはどのような形でなされるのか、確認をさせてください。

【村田文化振興課長】この事業全体としてですけれども、各分野の文化団体の皆様にご協力をいただきまして、実行委員会を設置しようと思っております。

そういった方々から、例えば音楽教室や絵画教室、あるいは書道の教室の先生方にお声がけをしていただきまして、そういった周知を行いたいと思います。あと、教育委員会とも連携をいたしまして、各小・中学校、高校にもお声がけをさせていただきたいと考えております。

【宮本委員】各学校の方も、アートとかストリートダンスなんかは、若者が活性化できる有効な手段だと思いますから、漏れなく周知徹底をお願いします。

あと、ホームページで開催ということですが、YouTubeというのは考えていらっしゃるのか、どうなんでしょうか。

【村田文化振興課長】音楽部門、ストリートダンス部門につきましては動画が中心になってくると思っております。応募についてはYouTubeを基本に考えておりまして、その他SNS等も活用して実施していきたいと考えております。

【宮本委員】ありがとうございます。非常に興味深い事業ですので、協議会を立ち上げるということですので、長崎県内にもそういう企画をされる会社があります。その方々は、結構、今回のいろんな補助対象外となっていていらっしゃいますので、そういったいろんな企画を担当する会社の方々にも声をかけて協議会を立ち上げて

いただければと思いますので、お願いいたします。

それと6月補正予算の追加分でご説明をいただいた部分の戦略的情報発信推進事業費についてです。

これも非常に興味深いんですが、これはG o T oキャンペーンと連動するということですが、これもICTを活用して発信ということで、6つの地域に分けてということですが、これは既に今もそれぞれの地区でいろんな動画を配信とか、つくっていらっしゃると思いますが、今回また新たにつくるということですか。恐らく個々の地区で、例えば佐世保は佐世保で動画をつくったり、島原は島原でつくっていらっしゃると思うんですが、それとはまた別に、刷新するというイメージでよろしいのでしょうか。

【佐古観光振興課長】県内の市町でそれぞれ動画を作成されていることは承知しておりますけれども、今回、県の方で考えています動画は、もう少し広域といえますか、単独の市町ではなくて、例えば五島列島とか、島原半島とか、少し広いイメージをもっています。

私が逆に観光客の立場になった時に、岐阜県に行こうという発想が先にくるかということ、そうではなくて、恐らくその中のエリアが先あって、そこを決めて、じゃあ、近くに何かあるのかというようなことで行程を決めていくのが普通かなという思いもありまして、もう少し広域で、県外の皆様にわかりやすく発信をしていきたいと考えております。

【宮本委員】分かりました。確かに行く方から考えるという視点は大事だと思いますので、そういった発想を捉えて、確実に大型G o T oキャンペーンに連動できるように取り組んでいただきたいと思います。

3番の宝箱とあるじゃないですか。これはさっき県産品とか言われていましたが、もう少し具体的に、こういったものを今想定しているんですというのがあれば教えていただきたいんです。要は、市町をまたいで宝箱を探して、長崎の良さをアピールするというイメージでしょうけれども、今想定されているのは県産品になりますでしょうか。

【佐古観光振興課長】今回のキャンペーンにつきましては、県と市町でしっかり連携してというふうに考えておりまして、宝箱の事業は県の予算で執行いたしますけれども、何をプレゼントするかというところは、今、21市町に検討のお願いをしているところです。

その予算についても、それぞれの市町でご負担いただいて、それぞれの市町の特産品をプレゼントするという事で、その事業に参加をしたいという意向を、手を挙げていただいた市町の場所に宝箱を置くということで、今、調整を進めているところでございます。

【宮本委員】分かりました。農産物とか、花とか、非常に需要が落ちていきますので、そういったものを活用していただいて、相乗効果を出していただければと思います。

周知の方もしっかりと、情報番組や新聞広告なども考えていらっしゃるみたいなので、九州・関東・関西エリアの方にしっかりと魅力を発信していただきたいと考えております。

あともう一点、6月補正の分になりますが、“ふるさと再発見”誘客対策事業費で、ご説明いただきました。追加の補足説明の3ページになりますか、24万人泊にしましたということですが、全国からの分、10万人泊。これは“ながさき癒し旅”ですよ。これは非常に全国的にもニュースになっていましたね。長崎はいい取組を

しているということであったかと思えます。

これはかなり好評だと思うんですが、いただいた資料ではあれなんですけど、もう既に結構埋まっているというようなイメージも受けるんですけど、現時点で全国向けはどれぐらいいっているかというのはわかりますか。

【佐古観光振興課長】昨日の時点で、10万人泊のうち約6.1万人泊という数字になっております。ここも、クーポンだけ取得して、宿を予約せずに流れるというパターンもございますので、瞬間的に昨日の時点で6.1万人泊です。これがずっと上下しながら増えていくという傾向に今後はなると思っております。

【宮本委員】分かりました。これも先ほどと同じように大型観光キャンペーンと連動してということなので、非常に有意義な手段であって、コンビニエンスストアでの発券の分は非常に好評ですよ。よく声を聞いています。まだまだ余力はあるみたいなので、しっかりと全国からの方が楽しめるように、旅行会社とも、ホテル業界の方ともいろいろ連携をとりながら進めたいと思っています。

最後に1点だけ、6月補正の分で、同じ資料の4ページです。物産ブランド推進課の分になりますが、これは、図でありますけれども、新しい生活用式のもとで、館内物産展と書いてあるんですけど、これは行うところは実際にあるかどうか、今の時点で分かっているものがあれば教えていただければと思います。

【長野物産ブランド推進課長】いわゆる物産展でございますが、6月以降、やり方は少し工夫しながらということですが、徐々に物産展という形で始まってきております。

特に物産展が多くなるのが9月以降でございますけれども、現時点では、もともと予定して

いる、計画している物産展については中止するといった話はありませんので、このままいけば通常どおり実施されるものと考えております。

【宮本委員】分かりました。その上においてWEB物産展の開催ですね。全国の各百貨店とも連携をしながらということで、百貨店のWEBサイトを活用することになるかということですけれども、これの効果ですよね。どれだけの方に見ていただくかというところが勝負だと思っておりますので、この補助内容で開催チラシ、販売経費、開催チラシについては今どのような形で配布をされるのかという案とか構想があれば教えてください。

【長野物産ブランド推進課長】チラシについてでございますが、百貨店においては、登録のある友の会といったような会員の皆様はかなり張り付いているという状況でございます。

通常の新聞折り込みのチラシも当然ですけれども、ダイレクトメールによって会員の皆様にそういったチラシをお届けして、WEBでの物産展があるといったこともお伝えしていきたいと考えておまして、通常のWEBでやっているものと、また違った形で実施ができるのではないかと考えているところでございます。

【宮本委員】分かりました。ありがとうございます。ダイレクトメールとか、いろんな手法を使っていただいてWEB物産展の開催をしますよというのを、ここも恐らく開催の周知徹底というのが大事なところになるんじゃないかと思っておりますから、こういったものをまた取り組んでいただきたいと考えております。

最後に部長にちょっとだけお聞きします。今回、いろんな形で景気が落ち込んでいます。県内の事業者の方々からもいろんなお声をいただきます。今回こういった形で6月補正、もしくは

5月の専決でいろんな新しい取組もされるかと思っております。これを今後のいい起爆剤と捉えていくべきじゃないかなと思っておりますが、6月補正、5月専決を踏まえて、今後の県内の観光需要の活性化策について何かご意見をいただければと思います。

【中崎文化観光国際部長】本当に今回の新型コロナウイルスの影響というのは、我々観光行政も今まで経験したことのないような困難な状況でございましたし、それ以上に、観光に携わる事業者の皆さんが大変な思いであったと思っております。

議会の皆さんのいろんなご理解もいただきながら、まずは経営、あるいは雇用を守るという施策にいろんな予算を振り向けてまいりましたけれども、今はフェーズも変わりまして、6月からは観光の県内向け、それから、今、県外向けのキャンペーンも始めているところでございます。

説明いたしましたとおり、こういった外出自粛の中で非常にストレスがたまっておられる方のニーズにもうまくマッチしたと思っております。これをぜひ、国のGoToキャンペーンに切れ目なくつないでいくことが重要だと思っておりますし、逆に、困難な状況でありましたけれども、今後、国のキャンペーンということであれば、先ほど、“ながさき癒し旅”ということで銘打っておりますけれども、ぜひ全国の方には、長崎ならではの豊かな自然環境、あるいは奥深い歴史・文化、それから食、こういったことが非常にいろんな皆さんに訴求すると思っております。ぜひ、そういったところを事業者の皆さんと一緒に磨き上げて、そしてもう一つ、今後の観光を考えると、安心・安全というのも一つのキーワードになってくると思っておりますので、感染症対

策もしっかりと、受入態勢もしっかり一緒になって整えると、そういったことを官民でやりながら、観光産業というのはやっぱり長崎の活性化に欠かせないものだと思っておりますので、新型コロナウイルスに負けることなく、こういった困難な状況を一緒になって乗り越えていきたいという思いでおりますので、またどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

【山本(由)分科会長】ほかに、予算に関する質疑はございませんか。

【宮島委員】先ほど宮本委員からもいろいろとご質問がありましたけれども、まず、質問に入ります前に、このコロナ禍の中で観光産業が、今部長もおっしゃったように大きな痛手を受けらる中で、これまで文化観光国際部におかれましては様々な施策で取り組んでおられることに、心から敬意を表したいと思います。

殊にステップアップ事業、あるいは“ふるさと再発見”事業、こうしたものは本県独自の施策として打ち上げられまして、特に、“ふるさと再発見”などは大変な好評であり、今、全国でもいろいろな自治体がこの事業に取り組んでおられますが、まさに長崎が先駆けてこういう事業に取り組んでおられることは、全国の中でも評価に値するものではないかと思っておりますので、改めて心から、これまでのご努力に対しましてお礼を申し上げたいと思ひます。

その上で、今、ご質問のありました“ふるさと再発見”事業につきまして、少し追加でお聞きをしたいんですけれども、現在、“ながさき癒し旅”のキャンペーンというものが行われておまして、説明のとおり10万人泊が用意されているようであります。もう既に、コンビニで発券する分については終了をしたというお話でもあります。とすれば、大手のオンライン旅行

サイトで、例えば5万人泊、そしてコンビニで5万人泊というような仕分けがされていたのかどうか、まずそこをお聞きしたいと思います。

【佐古観光振興課長】10万人泊のうち、コンビニに振り向けておりますのが2.5万人泊で、OTAに振り向けておりますのが5.5万人泊。足しますと8万人泊ということになります。残りの2万人泊につきましては、一旦留保をしまして、その売れ行きに応じて、どちらに振り向けるかという対応をしていく予定にしております。

それから、委員がおっしゃったコンビニが売り切れということですが、先ほども申し上げたんですけれども、一旦予約をストック、予約を入れても流れてしまっただけで、また復活するという形で、今たくさん問い合わせもいただいております。お答えしているのは、「毎日見てください、またそれが戻ってくる可能性がございますので」ということで、ちょっと動きが日々あるという状況ではございます。

【宮島委員】分かりました。それで先ほど課長が言われた、今後の宿泊実績に応じて、県内と全国と振り分けて運用していくというようなご説明も分かるわけですが。

お聞きすれば、全国向けの10万人泊も、多くは県民が利用しているという報道もあったわけでありまして、その点については何か把握をされていますでしょうか。

【佐古観光振興課長】全国向けにつきましては、6月19日からスタートして、住居地別にどういったふうな取得状況になっているかというところはまだ把握ができておりません。問い合わせ等をいただく中で、県民の方が使いたいというお話もあって、システム上は住居ではじくということができないシステムで運用しておりますので、これは県の判断というよりも事業者側の問

題にはなるんですけど。ですから、一定数は県民の方もご利用されているのかなと推測はしているところですが、数字的にはまだ把握ができておりません。

【宮島委員】分かりました。だとすれば、残る2万人泊というのは、県内外の状況に合わせて今後振り分けをしていくという理解でよろしいでしょうか。

【佐古観光振興課長】そのようにご理解いただければと考えております。

【宮島委員】今の売られ方ということを考えれば、仮にこの2万人泊が出されたとしても、早いうちに完売をしてしまうこともあるんじゃないかと。課長がおっしゃったように、このキャンペーンは7月末までということになっておりますが、今後、「ふるさと再発見の旅」が予算を増やしたように、この“ながさき癒しの旅”キャンペーンも増やすと。8月のG o T oキャンペーンまでの1カ月間、ひょっとしたら、また穴があくかもしれないので、そこを増やそうという考えはないのでしょうか。

【佐古観光振興課長】現在の私の考えで申し上げますれば、国のかなり大型のキャンペーンが実施をされます。このキャンペーンを使って、いかに長崎県に来ていただくかということに少し力を入れないといけない。そういうことで、今回追加で情報発信経費もご相談を申し上げているところですので、現状で、この枠を広げるといっても、G o T oキャンペーンに向けて情報発信のところに力を入れてまいりたいというのが、現状では私の考えとしてございます。

いろんなご意見もあると思いますので、事業者も含めて皆様方の、あるいは一般消費者といえますか、利用者の方のご意見もいろいろ聞き取ってみたいとは思っておりますけれども、現

状としてはそういうことでございます。

【宮島委員】分かりました。一連の観光キャンペーン、観光の施策によって、今回のコロナ禍で観光産業は280億円の損失があったというような話もありましたけれども、どれぐらいリカバーができるのか、そのような手ごたえというのは何かあるのでしょうか。

【佐古観光振興課長】280億円、今年の1月から4月の速報値で、主な観光施設の前年比の数字と平成30年の観光統計の観光消費額を使いまして、280億円という数字を特別委員会でもご説明申し上げました。

それと同じ考え方に立てば、24万人泊が全て埋まったと仮定をしますと、約60億円の消費がなされると。これは少し粗々の推計ということにはなりますけれども、そういう数字になります。

【宮島委員】分かりました。改めて、そのご努力に対しまして評価をしたいと思います。

いずれにいたしましても、課長のお話のとおり、今後の8月のG o T oキャンペーン、大型旅行キャンペーンに向けてのいろいろな取組というものが継続的に必要かと思っておりますので、その施策をしっかりと打っていただきますことを期待を申し上げたいと思いますし、また、今後、新型コロナウイルスも第2波、第3波と言われているように、この問題が長期化をすれば、さらに観光産業にいろいろな課題が出てくるかと思っておりますので、文化観光国際部におかれましては、しっかりとまた取り組んでいただくことをお願い申し上げたいと思います。以上です。

【山本(由)分科会長】ほかに予算に関する質疑はありませんか。

【中村(泰)委員】コロナ禍での観光産業へのご支援、まことにありがとうございます。

私の方からは、まず、5月専決補正のステップアップ事業につきましてでございます。4月の補正から追加でこちらが上がっておりますが、まだ幾らか残っているということで、たしか前の分はすぐに埋まったかと思うんですけども、まだ、これが残っているというのは少し違和感があるんですけども、あと何件、もしくは何億円ぐらい残っているんでしょうか。

【佐古観光振興課長】現在のところ、8,000万円から9,000万円の間ぐらいが新しいご相談に対応できる枠ということです。現在も新規のご相談がきておりますので、対応してまいりたいと考えております。

【中村(泰)委員】特段、これはダブリというのはなくて、1事業者1回という認識でいるんですけども。

【佐古観光振興課長】1事業者が単独で申請できるのは一度だけです。

その同じ事業者が、例えば宿泊施設の方が周辺の飲食店の皆さんと連携して出すという時は別カウントをするようにはいたしております。

【中村(泰)委員】分かりました。要は、基本的にダブリというのはあり得ないんでしょうけれども、いろいろなやり方で可能性があるということで認識をいたしました。

続きまして、5月専決の元気な長崎発信事業費ということで、これはすごく海外の留学生におきまして、また本県におきまして、ワインウインとなるすばらしいご提案だなと、本当に大変感心をしているんですけども、コース例で仁田峠とか九十九島、松浦市とあるんですけども、こういったものを挙げた経緯というのが、何か理由があればご説明願います。

【永橋国際課長】今、掲げておりますのは、あくまでコース例ということでございまして、実

施の段階においては、現在まきに行っているところでございますけれども、観光連盟、それと各市町の観光協会、市町と連携をしながら、こういったコースをインバウンドの方に売っていきたいのかということを書いて、今、最後の調整をしているところでございます。ここに挙げておりますのは、インバウンドの方にこういったものを売っていきたくて前から取り組んでいる例として挙げさせていただいております。今現在、各コース毎にこういったところを見ていただくのか、こういったことを体験していただくのか、こういったものを召し上がっていただくのか、地域の皆様と協議しながら、最終の詰めを行っているところでございます。

【中村(泰)委員】何というのか、逆に絞れるので、かゆいところに手が届くといったところもあるかと思えますし、また、海外の方に来ていただきたいようなところを積極的に抽出できると思うので、そういった視点で引き続きやっていただければと思います。

続きまして、6月補正の分ですけども、観光情報発信事業費ということで、ICT、動画の作成であったりということに約1億円、今後のGoToキャンペーンというところをにらんでということですが、今後、海外旅行をされる方の取り込みといったところの視点がすごく重要であろうかと思っております。

また、これだけかけて動画をつくるというのは、そんなない話だとは思いますが、これを今後どういうふうに、またさらに活用するとか、目の前は夏なので夏を意識してつくるかとか、そういったところを含めての戦略をお伺いいたします。

【佐古観光振興課長】9,800万円のICT活用の中で、動画の制作費自体は、先ほど6地域と

申しあげましたけれども、見込みとして1地域当たり500万円として3,000万円、それ以外の部分につきましては、その制作した動画をYouTubeのトゥルービュー広告ですとか、いろんなバナー広告、リスティング広告、WEB上でその動画をいかに見てもらうか。そして、長崎のもうちょっとしっかりしたホームページ等に誘導するというための予算を構えているところでございます。

今回につきましては、そういったICTを活用する中で、どういった層に受けるかとか、そういった分析もしようと思っております。

動画自体は、少し地域性を前面に出したものを、今回のGoToだけではなくて、次年度以降もしっかり使いながら、ちょっと具体的に申しあげると、例えば五島が一時期、ここ数年ですけれども、全国ネットの情報番組で、これは県が予算を使ったというよりも、民間ベースの独自の取材の中で、かなり全国ネットのテレビで露出をして、観光客も実際に増えておりますし、恐らく移住の方が増えたというのも、そういう効果があると思いますので、そういう長崎県の地域性、五島なら五島、壱岐・対馬なら壱岐・対馬、そういった地域性をしっかりお伝えして、そこに行けばどういうものが体験できたりするのか、どういう暮らしがそこにあるのか、そういう少し、ちょっと言い方はあれですけれども、質の高い動画みたいなものを作成して、これはもちろん各市町の皆様とも並行して議論しながら作り込んでいきますけれども、それを今後もしっかり活用してまいりたいとは考えているところです。

海外に行く方のところの視点は、すみません、ちょっと今回の補正の中では盛り込んでいないところではございます。

【中村(泰)委員】 要は、海外に行けないので、海外に行くような方を取り込めたらという趣旨で先ほども申しあげました。伝わっているとは思わなくても、まさに五島、壱岐、対馬とかはバカンスというか、そういった要素がすごく強いと思うので、例えばハワイや東南アジアの島に夏に行きたいなという方とかは、ぜひとも長崎の離島にというような趣旨で、もう夏なので、そこに直接つながるような展開が何かできればいいなということで、ちょっと考えました。

続いて、「ふるさと再発見の旅」ということで、先ほどからずっと出ていますけれども、やはり足元の観光事業の皆様にお金を落とすというところではすごくすばらしいというか、即効性のある施策ではあるんですけれども、じゃ、本当に何というのか、お金の使われ方とか考えた時に、なかなか難しいというか、すごく判断に戸惑うような状況なのかなというのも一方で考えられまして、やはり来ていただく方に大きなお金を落とすようなものでなければならぬのかなというふうには本来思います。

そこで、例えば住んでいる市には行けないとか、何かしらの条件を多分加えていかないと、一人当たりの単価というのは上がってこないのかなとか勝手に考えるんですけれども、今後、現状はこれで終わりかどうか分からないですが、この施策の総括的なところも含めてご答弁いただければありがたいです。

【佐古観光振興課長】 今回、この「ふるさと再発見の旅」に取り組むに当たって、県内いろんな宿泊施設がございます。私どもの制度上は、消費税込みで5,500円以上ないと参加できないという形になるんですね。実際、それを下回る宿というのも複数ございます。そういったとこ

ろからもご相談等いただいて、そういう場合は、しっかり税込み5,500円以上になるように料金を設定してくださいと。料金を設定するというのも、今まで提供しているサービスのままで、ただ値段だけ上げてくださいということではなくて、ビジネスホテルであれば、朝食のグレードを上げる、県産品を使ってなければ県産品を使っていただく、あるいは何か県産品のお土産をセットで宿泊プランとしてつくっていただく、そういう働きかけもしたところですので、とにかく急いで宿泊事業者にお金を回すという目的も当然ございましたけれども、この事業を通じて、今言ったような事業者の中での宿泊プランの魅力向上とか、そういうところに取り組んでくださった事業者もいらっしゃいますので、それが今後も、これをきっかけにして、さらに、じゃ次の、もっと高めといいますか、付加価値を高めた宿泊サービスをどうやって提供していくかというところ、それに向けて取り組まれるということであれば、またステップアップ事業ですとか、また別の事業も私ども準備をしておりますので、全体的に活用していただきながら底上げをしていただければと大変期待をしているところでございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

以上です。

【山本(由)分科会長】 ほかに予算について、質疑はありませんか。

【久保田副会長】 1点だけお尋ねしたいんですけども、好評を得ている5,000円のクーポン券のことで観光振興課長にお尋ねしたいんですけども、コンビニで買えるとなっておりますけれども、例えば、これを1,000円で6,000円分購入するじゃないですか。これを転売することはできるのか、だめなのか、そこをお尋ねしたいんです。

【佐古観光振興課長】 転売は認めておりません。ただ、過去の他県の事例等で転売がなされているとか、そういうお話も聞いたことはございますので、今回の仕組みの中ではきちんとID登録、まずいきなり店舗に行って端末を操作して取得していただくのではなくて、ID登録をコンビニのウェブサイトですべてしていただいて、そこから一応お名前等も入れていただいて、実際に登録した後に予約をして、コンビニの店舗に行ってくださいと受け取ると。それを宿で使うということ。宿で使う時には、そのクーポンにご自分のお名前を書いていただくという仕組みにしておりますので、そういう不正が生じないように、考えられる措置は講じているところでございます。

【久保田副会長】 あえて聞いたのは、そうやって不正をされる方も、もしかしたらいるかもしれないので、一応そういう転売は絶対だめだよというのをどこか備考欄とか、そういうところに明記しておいていただければという思いで質問しました。ありがとうございます。

【山本(由)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【溝口委員】 戦略的情報発信推進事業ですが、先ほど6地区に分割してということだったんですけれども、ある程度決まっていたら、その6地区を、今この場で言えるのですか。

【佐古観光振興課長】 これは県の方からのたき台の案としてお示しを、今既に21市町の観光の担当課長にしている内容です。今後、市町のご意見も踏まえて最終決定してまいりますけれども、県が提案している内容としましては、まず、離島で申し上げますと、いわゆる国境離島新法で言うところの五島列島、小値賀、宇久まで含めた五島列島が一つ。それから、壱岐と対

馬につきましては、いろんな旅行会社のご意見を聞いても、やっぱりセットで売ることが望ましいというお話ですので、壱岐と対馬で一つでございます。それから、島原半島は3市プラス新幹線駅のことと考えて諫早市と島原半島3市です。長崎地域は、長崎市と西海市、それから空港からのアクセスということで大村市を加えています。佐世保エリアで申し上げますと、佐世保市、川棚町、波佐見町、東彼杵町、あと佐々町。一番北の方の平戸と松浦で一つ。この6つという形で今ご提案はしておりますけれども、今、随時、各市町からもご意見がきておりますので、これを6月末までに地域割りと、それからその地域の大きいテーマですね、キャッチフレーズといいますか、そういうテーマまでは6月末までに決定をしたいと考えております。

【溝口委員】できるだけ広範囲にかけて情報発信していこうということで、お互いに市と町は知恵を出し合ってやっていくと思うんですけれども、西海市は大体県北のエリアになっているんですけれども、西海市を長崎市に組んだ理由は何があるんですか。

【佐古観光振興課長】西海市を長崎市に入れましたのは、一つの観光素材のイメージを考えた時に、長崎市のいわゆるキリスト教の世界遺産、大野、出津、あるいは遠藤周作文学館、そういったところを訪れて、さらに北に足を延ばしていただける方、西海市の観光素材で言いますと、音浴博物館ですとか、あるいは松島、そういったところに足を延ばされる方というのが、少し私のイメージの中では同じ思考を持った方というふうに考えたものですから、それから長崎市内からの交通アクセス、そういうものをもとに長崎市に含めたということでございますけれども、これについては早速いろいろ市町からもご

意見をいただいて、佐世保の方が適当じゃないかとか、いろいろご意見をいただいておりますので、あくまでも県からのたたき台ですので、ご意見を聞いて最終決定をしてみたいと考えております。

【溝口委員】一応提案するということは大事なことですけれども、地域によって話し合いを、どういう形でやっていくかということで区割りをちゃんとしていかないといけないと思うんですけれども、その辺の区割りについて、どういう形で話し合いをしていこうとしているのか。例えば観光的な専門の人たちを寄せて、その中で話し合いをしていくのかどうか。提案としてはやはり持っておかないといけないので、それは構わないと思うんですけれども、最終決定です、その辺についてどのような考え方をしているのか。

【佐古観光振興課長】手順としましては、まずは地域の思いというのを反映して地区割ですとか、先ほど申し上げましたキャッチフレーズについては決めていかないといけないと思っております。ですから、それを6月末までに、まず一旦整理をします。並行して、実際に動画を制作するとなりますと、専門の業者に委託する形になりますので、この6地区それぞれ業者を委託しまして、実際の地区割のテーマが決まった後のつくり込みの部分については専門の業者のプロデューサー的なノウハウもお持ちの方にも地域に入ってきていただいて、市町、もちろん私も観光振興課も入って、地域毎に少し議論をしながら具体的なつくり込みを進めていくというのが、今の想定スケジュールでございます。

【溝口委員】地域毎というか、やはり最終的な決定をしていく時に、県が提案した地域での話し合いということになってくるから、そうじゃな

くて、本当に6地区に分けるとした形の中で、何かやっぱり実行委員会的なものをつくるか何か、そういうものが要るんじゃないかと思うんです、専門的な考え方がですね。そういう考え方はないんですか。

【佐古観光振興課長】例えで申し上げますと、五島列島の場合は、五島列島おもてなし協議会という市町と振興局でつくった協議会がございます。そういう中でしっかり議論しながらつくり込みをしていく予定にしております。

そういう既存の協議会のようなものがないところは、かちっとした組織ということではないですけれども、私どもが音頭を取りながら、地域の関係の方、それから専門のノウハウをお持ちの方、みんなでご相談しながらつくってまいりたいと考えております。

【溝口委員】分かりました。ある程度6地区に分かれて、それでその情報が日本全国にわたっていくような形を、広報の形を、やはり広報が大事になってくると思うんですよね。旅行会社がそれを扱うかどうか分かりませんが、やはり他県に広くわたっていくようなそういう情報発信のやり方をしていただければと、このように思っております。

私としては、あまり質問を今日はしてこなかったんですけれども、やはり経済対策ですから、コロナがですね。だから、今、疲弊している部分について、やはり使い勝手のいい、そういう商品にしていただければと思っておりますので、その辺については、あまり厳密に審査とかなんとかしなくてやっていただきたいなと、このように思っておりますので、どうぞよろしく願いしたいと思います。

【山本(由)分科会長】ほかに予算に関する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】それでは、ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】討論がないようですので、討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑討論が終了しましたので、採決を行います。

第96号議案のうち関係部分、第108号議案のうち関係部分、報告第3号のうち関係部分及び報告第19号のうち関係部分については、原案のとおり、それぞれ可決、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算及び報告議案は、原案のとおりそれぞれ可決、承認すべきものと決定されました。

ここでしばらく休憩し、3時10分から委員会を再開させていただきます。

しばらく休憩します。

午後 2時55分 休憩

午後 3時14分 再開

【山本(由)委員長】再開します。

次に、委員会による審査を行います。

文化観光国際部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後に陳情審査を行い、その後、知事専決事項報告「地方自治法第180条関係」、「次期長崎県総合計画素案骨子」、そして最後に「新型コロナウイルス感染症に係る対策とその進捗

状況等」について質問を行います。

まず、文化観光国際部長より、所管事項説明をお願いいたします。

【中崎文化観光国際部長】 それでは、議案説明資料と(追加1)と(追加2)がございますので、その2つを使いながらご説明させていただきます。

まず、1ページの方をよろしく申し上げます。

文化観光国際部の議案外の報告事項について、主なものについてご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

新型コロナウイルス感染症の影響により、県庁で実施予定であった世界遺産に関する小学生対象の特別授業を中止した事案について、和解及び損害賠償の額の決定を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

当案件は、特別授業に招聘予定であった講師の航空券取消手数料が発生し、その手数料である5,500円を賠償金としたものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

（新型コロナウイルス感染症拡大の影響と対策について）

（1）観光振興対策について。

大きな影響を受けている観光分野では、宿泊事業者等が行う「おもてなし力の向上」や「誘客・経営効率化対策」などにより、収束後の受入態勢の強化を目的とする「観光地受入態勢ステップアップ事業」を5月7日に募集開始したところ、想定以上の応募をいただいたことから、事業費追加の補正予算を5月28日付けで専決処分させていただいております。

それから、(追加2)の1ページでございます。

なお、5月25日に全国的な緊急事態宣言が解

除されたことを受け、5月28日付けで専決処分させていただいた補正予算では、観光誘客に向けた予算についても盛り込んでおり、6月1日から県民の県内宿泊を促進するための「ふるさと再発見の旅～宿泊施設応援キャンペーン～」を実施したところ、想定を上回る多くの方にご利用いただいたことから、6月16日をもって新規の予約を終了いたしました。6月19日からは、次の段階として、全国からの誘客を促進するための「“ながさき癒し旅”ウェルカムキャンペーン」を開始しております。

2ページに戻ってまいりまして、中ほどでございます。

今後も、県内観光産業のV字回復に向け、市町とも連携しながら、国の大型観光キャンペーンとも連動し、全国からの誘客拡大に取り組んでまいります。

（2）国際定期航空路線・クルーズ客船について。

これにつきましても、(追加2)の1ページでございます。

クルーズ客船につきましても、1月下旬以降からキャンセルが発生しており、6月15日現在のキャンセル数は214隻で、令和2年の入港予定444隻の約48%になっておりますが、今回のコスタ・アトランチカ号の船内感染拡大を受けて、国において国際的な対応や安全対策の調査・検討を進めることとされており、県においても情報の共有化など受入環境の整備に取り組むこととしております。

また、2ページの下でございます。

今後とも、各国の海外渡航制限や国の検疫等の緩和に向けた動きを見極めながら、長崎の現状を正しく伝えるとともに、本県の魅力を発信するためのWEBやSNSを活用した情報発信

や、インバウンド向け観光コンテンツの掘り起こし等、収束後に備えた取組を進めてまいります。

（3）県産品の振興について。

6月1日から、「がんばらんば長崎 うまかけん！長崎プロジェクト」として、県産品を数多く取り扱うネット通販サイト上で商品の購入代金を3割引する「長崎よかもんキャンペーン」及び、WEBサイト上で前売り食事券を購入した方に県産品をプレゼントする「長崎よかみせキャンペーン」という2つのキャンペーンを実施し、売上が減少している県産品の消費回復・拡大や、PRを図る事業に取り組んでおります。

また、県産品の輸出についても、世界的に人の移動が制限されており、県が関与している加工品等の2月及び3月輸出実績は、取引先からの受注減や物流の停滞などにより前年度と比べ82.2%と減少するなど、輸出を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。このため、引き続き、関係部局や団体とも連携しながら、商談会やバイヤー招聘の実施などについては、海外との出入国制限の状況を見極めながら、実施の検討を進め、県産品の輸出促進とブランド化に努めてまいります。

（4）国際交流・多文化共生について。

国際交流については、2月に中国国内で新型コロナウイルス感染症が拡大する中、本県と友好関係にある福建省、上海市及び湖北省へ医療関係物資をお送りしました。ここで（追加1）でございます。

その後、県内でも感染者が発生し、マスクが不足する状況となる中、4月10日には福建省からマスク2万枚を寄贈いただき、以降、中国駐長崎総領事館をはじめ、上海市や台北駐福岡経済文化弁次処のほか、その他の国を含めた民間

団体等からも多数ご支援をいただいたところであります。

また、4ページに戻っていただきまして、このようなマスクの寄贈は大変ありがたいことであり、いただいたマスクは速やかに医療機関等へ配付するなど、有効に活用させていただいております。

（5）文化・スポーツについて。

文化・芸術については、県内最大の公募展「第65回長崎県美術展覧会」が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となるなど、各種イベント等の中止・延期が相次いでおり、長崎県美術館及び長崎歴史文化博物館においても、入管帰省や臨時休館等の対応を行ってまいりました。

全国的に緊急事態宣言が解除された5月25日からは、感染防止対策を講じたうえで、両館とも再開館したところでありますが、今後は、中止・延期となった企画展等の代替として、収蔵品を活用した展覧会を自主企画として開催するなど、引き続き、県民の皆様が親しまれる美術館、博物館を目指して取り組んでまいります。

併せて、県では、オンライン配信などの新しい手法によるイベントの開催を検討しているところであり、今後も県民の皆様が文化芸術活動に参加できる環境づくりを推進してまいります。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会については、開催が1年延期されたところですが、去る3月27日、ホストタウンとして登録している各国の関係者に対し、本県及び関係市では事前キャンプの受入に向けて、引き続き準備していくので安心していただくようメッセージを送りました。

県としましては、来年の開催に向けて更なる交流計画の検討も含め、引き続き、関係自治体や競技団体等と連携を密にして、しっかりと準

備を進めてまいります。

V・ファーレン長崎が所属するサッカーJ2リーグは、2月23日の開幕戦以降、試合ができない状況が続いておりましたが、6月27日に無観客試合で再開されることが決定しました。

今後、県議会をはじめ、市町や経済界・関係団体、県民の皆様と一体となって、J1復帰を目指すチームの活躍を力強く応援してまいりたいと考えております。

このように、県としては引き続き関係機関と連携しながら、感染予防対策の徹底と情報把握に努め、新しい生活様式に対応した受入・実施態勢を整えることにより、県民の方々に広く文化・芸術・スポーツに親しんでいただくとともに、一人でも多くの観光客に本県にお越しいただけるよう、旅行会社との連携や情報発信など、効果的な誘客対策を講じてまいります。

（文化の振興について）

昨年度におきまして、長崎県美術館では、約38万4,000人の入館者があり、また長崎歴史文化博物館では、約36万8,0006人の入館者がありました。現在、長崎県美術館では、美術館が所蔵する作品を「大きい/小さい」、「自然/ひと」など比較や対比をテーマに構成した展覧会、「くらべてみれば、みえるもの - 長崎県美術館コレクションから」を9月22日まで開催することとしております。

このほか、去る6月12日には第35回長崎県地域文化賞の授与式を実施し、県内各地において地道な文化活動を続け、地域文化の向上と発展に貢献している3者に対し、その活動と業績を顕彰いたしました。

今後とも、引き続き文化・芸術の幅広い振興に努めてまいります。

（追加2）の1ページの一番下でございます。

（日本遺産の認定について）

6月19日に、本年度認定の日本遺産21件が公表され、全国69件の申請の中から、長崎市、諫早市、大村市の3市と佐賀県及び福岡県内の5市が共同で申請しておりました「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」が認定されました。

海外貿易の窓口だった長崎と小倉を繋ぐ旧長崎街道沿いの地域は、日本に伝えられた砂糖や菓子、菓子づくりの技法により、独特の砂糖文化が発展した歴史があり、今回の認定は、当時の長崎街道を偲ばせる景観とともに、今日まで大切に受け継がれてきたことなどが評価されたものと考えております。

6ページに戻っていただきまして、（世界遺産の保存活用について）

現在、「世界遺産でつなぐ・つながるプロジェクト」の一環として小・中・高校のふるさと教育を推進しており、新たに「潜伏キリシタン関連遺産」の価値や身近な構成資産を分かりやすく解説した小・中学校用の学校教育用補助教材を作成し、関係市町、教育委員会へ配付したところであります。将来を担う子どもたちに世界遺産学習を通して、郷土への愛着や誇りを持ってもらえるよう、引き続き取り組んでまいります。

また、「潜伏キリシタン関連遺産」のホームページにおいて、英語・韓国語に対応した形で世界遺産の価値や見学マナーなどの情報を紹介しておりますが、新たにフランス語、スペイン語、中国語を追加いたしました。今後とも多言語化など情報発信の充実に積極的に取り組んでまいります。

（観光の振興について）

また、（追加2）の2ページの中ほどからでござ

ざいます。

令和元年の本県の観光客延べ数は、速報値としまして、過去最高であった平成30年から2.4%減少の3,467万人となったものの、これは統計を取り始めた昭和47年以降では、平成29年に次ぎ過去3番目に高い実績となっております。なお、対前年比減の要因としましては、夏場の繁忙期における大雨や台風等の天候不良の影響や、7月以降の訪日旅行控えによる韓国人観光客の減少、中国発着クルーズ客船の乗客乗員数の大幅な減少などであります。

日韓関係の冷え込みによる韓国人観光客の減少、新型コロナウイルス感染症の影響による旅行需要の冷え込み等への対策を含め、引き続き、観光の振興に努めてまいります。

7ページの下の方から読ませていただきます。

ユニバーサルツーリズムの推進については、去る5月18日からユニバーサルツーリズム推進の専従担当職員を県観光連盟に1名派遣いたしました。今後は、長崎空港内へのユニバーサルツーリズムセンターの開設を支援することにより、県内バリアフリー情報の提供や各種サービスの紹介、車椅子等の貸出、入浴介助支援など、持続可能な受入態勢の構築に市町とも連携しながら取り組み、本県が高齢者や障害者等から選ばれる観光地となるよう努めてまいります。

国境離島地域における滞在型観光の促進については、今年度は、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため4月8日から販売を中止しておりましたが、6月19日から販売を再開しております。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により、国境離島地域の観光産業を中心に甚大な影響が生じていることから、しま旅旅行商品及び企画乗船券利用者への割引制度を拡充することとしております。今後とも、

国や地元と協議しながら、しまを訪れる観光客の拡大を図ってまいります。

（国際交流について）

今年は、本県と中国との友好交流の懸け橋として重要な役割を果たしてきた中国駐長崎総領事館が開設して35周年という節目の年を迎えております。また、その他の友好都市についても様々な交流事業を計画しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い中止や延期などの影響が出ている状況であり、引き続き推移を見守りながら、収束した際には、中国をはじめ友好都市との交流事業に速やかに取り組めるよう、関係者と連携を図ってまいります。

（平和行政の推進について）

今年は被爆75年、NPTの発効から50年という節目の年であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、職員の派遣を計画していたNPT運用検討会議が中止となるなどの影響が出ておりますが、原爆をテーマとしたパネル展の県内開催などの被爆75年イベントを、県内市町や関係団体と連携し、核兵器の廃絶と世界平和の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

（新たに総合計画の策定について）

「交流人口を拡大し、海外の活力を取り込む」においては、地域住民が主体となって取り組む魅力ある観光まちづくりの推進や県産品のブランド化の推進などに取り組むとともに、「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」においては、歴史や文化・芸術、スポーツによる活性化、国際交流の推進などに取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見をお伺いしていくとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

す。

以上をもちまして、文化観光国際部の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)委員長】 ありがとうございます。
説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、21番、22番、30番、32番、39番、40番となっております。

陳情書につきまして質問はありませんか。

【宮島委員】 1点だけお尋ねいたします。

陳情番号の21番の2ページ目に当たりますけれども、下の方に書いてあります修学旅行等の団体から個人客に至るまで、キャンセルが多数発生しているという表記がありますけれども、修学旅行のキャンセルについて、観光サイドで把握しておられるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

【佐古観光振興課長】 今年の3月末の時点で主な宿泊施設に聞き取りをして把握しています数字が5万7,000人泊のキャンセルという数字でございます。

一方で、4月の補正予算の中で修学旅行の方面変更につきましても支援をしているところでございます。

今現在、98校、延べ宿泊数でいいますと、約3万人泊の方面変更で本県においていただけると。一番早いものでは8月末の修学旅行をこちらに引っ張ってこれているという状況もございますので、そこは引き続き、予算を有効に活用しながら、取りこぼしのないように取り組んで

まいりたいと思っています。

【宮島委員】 今、課長からご説明がありましたとおり、既に本県では修学旅行誘致の支援なんかもされておりますので、その成果で今のお話のようなことが出ているということになるかと思えます。一方で、国の方でもこの修学旅行の中止や延期についての支援措置というものが、これは文部科学省の方でされているようでもありますけれども、この具体的なキャンセルについての補填というものについては、何か考えておられますか。

【佐古観光振興課長】 受け地の立場から、修学旅行をお迎えする方の立場から申し上げますと、県内の修学旅行のメインは長崎市と佐世保市ということになりますけれども、長崎市の事業者からお聞きしているところでは、なかなかキャンセル料を旅行会社との契約の中で取れていないと、そういうお話もちょっと聞いておまして、全貌を私として把握しているわけではありませんけれども、実際、学校であったり、保護者であったりが文部科学省の支援の対象になるようなキャンセル料を取られているかどうかということが非常にあいまいといえますか、取られていない状況もあるというふうにお聞きしているところでございまして、私どもとして、そういう慣例の部分での支援制度等は、現時点では検討していないという状況でございます。

【宮島委員】 なかなか代理店の方から、各学校の方に、ある意味お得意様でありましょから、キャンセル料をお願いするというのは難しいと。それはもちろん保護者の負担になっていくので、なかなか厳しいというところもあるんでしょうけれども、そういうところをもって文部科学省の方でそうした支援措置が出されていると思うんですが、そこはなかなか、言うように旅館・

ホテルから学校、あるいは代理店にそうしたものを請求しにくいというところがあるんでしょうから、ぜひその実態というものを把握していただいて、今回の要望の趣旨もそういうところにあるかと思しますので、いくばくかでもそうした旅館・ホテルに対して措置ができないものかと。先ほどのお話のとおり、とっかかりとしては、いろいろなキャンペーンでリカバーをしていただいているわけでありまして、まだまだそれでも観光産業の損失というものは極めて大きいところがありますので、ぜひこの部分をしっかりと捉えてご検討いただければと要望申し上げたいと思います。

【山本(由)委員長】ほかに陳情に関して質問はありませんか。

【宮本委員】1点だけです。陳情番号32番、これは佐世保市から出ている要望で59ページになります。所管といたしましては、文化振興課になりますが、これは恐らくずっと出ているんですけども、この際お聞きしたいと思っております。県北地域における文化芸術の振興について、一番均等に触れ合える文化・芸術の機会を増やしていただきたいという思いで県北地域における長崎県美術館分館の整備ということの要望が出ております。

そこに理由等々も書いてあります。私たちから見ても、確かにそうだなと思って、ずっと出ている要望ではあるんですが、県の対応をお聞かせいただければと思います。

【村田文化振興課長】県北地域における県の美術館分館というお話でございますけれども、現状において、美術館の分館を県内各地に設けるということは非常に難しい状況だと考えております。

ただ、一方で、ソフト面で様々な対応をして

いくということは必要なことであり、これまでも、例えば、今年は中止になってしまいましたけれども、いわゆる県の美術展覧会を佐世保会場で実施いたしますとか、それから県の選抜作家美術展、こちらについても佐世保会場で開催をしております。それに加えまして、美術館の事業でございます移動美術館とか、あとは学校等で出張授業でありますとか、遠隔授業、そういったことを実施させていただいているという状況でございます。

それと美術事業ではないですけども、佐世保市の方ではダンスイベントとか、短編映画祭、こういったものを地元の実行委員会の方々と一緒になって実施をしておりますし、昨年についてはアルカスSASEBOの方で日露交歓コンサートの開催というものを実施しております。こうしたことで、今後も佐世保市ともしっかりと連携を取りながら、文化芸術の振興を図っていきたくと考えております。

【宮本委員】分かりました。結論、難しいということですが、ソフト面での対応をやっているということですね。実は、この文化芸術というのは今非常に、先ほども課長がおっしゃったとおりダンスとか、幅広い新しい分野での芸術というんですかね、あんまり詳しくないんですけども、そういったものが出てきている状況かと思えます。

先日、若い方とお話をした時に、この話題になって、こういった要望が出ているとは知らない方なんですけど、こんな文化芸術に触れ合える場所が佐世保に、県北にもほしいという声は実は若い方から出たということもあります。こちらの美術館とまた違ったタイプの美術館という構想もおもしろいんじゃないかなと。場所はさておき、広さはさておき、そういった観点から、

ハード整備となるとやはりちょっと財政的な問題があるかと思うんですが、それは承知しつつ、そういった構想も、どういった形になるのかわかりませんが、青空美術館じゃないですけども、そういったところでもいろんな話、協議をしていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【山本(由)委員長】ほかに陳情に関して質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】それでは、ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、地方自治法第180条関係の知事専決事項報告について質問を行います。

「和解及び損害賠償の額の決定について」ですけれども、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】それでは、質問がないようですので、次に進みます。

次に、次期長崎県総合計画素案骨子について、質問を行います。

質問はありませんか。

【宮本委員】1点だけ確認をさせてください。

次期長崎県総合計画素案骨子という冊子をいただいて、所管するところで確認をさせていただければと思います。

素案骨子の66ページになります。先ほども部長から説明もありまして、事業群2ですか。環境変化や市場動向を踏まえたインバウンド観光の推進とあります。次期総合計画は5年間にわたるといって、令和3年度から令和7年度までの5年間であるということ。ここで、クルーズ客船の誘致と経済的な効果を高める取組とあります。

カラーの資料もいただいて、ながさきレポリューション4.0、これの見開きのところでも、「まち」が変わる！のところにもチェンジですかね、海の玄関口国際クルーズ港の整備ということで、今回の松が枝埠頭については2バース化が事業化になったということでこれは非常にうれしいことであると。また、佐世保においては、浦頭に国際クルーズの拠点ができたと。7月に完成ということも聞いておりますけれども、こういった形で非常にいいぐあいに進んでいるところ、こういった形で新型コロナウイルス感染症の影響が出てきて、先ほどの説明資料にもあったとおり、非常に落ち込んでいるという現状がありますよね。これを踏まえて、すぐすぐこれが回復するというのは非常に難しいんじゃないかなと思います。

クルーズ客船の誘致と経済的な効果を高める取組とあるんですけども、これは5月でしたが、政府に対する要望書の中にもそういった記載はありましたけれども、今後、令和3年度から5年間、このクルーズ船を誘致するに当たって、安全面での対策、そういったものを取り込んでいくことが大事であり、そういったものを県民の皆様方に知らせていくことが大事だろうと思います。

実は、先日、先ほども陳情にもありましたが、長崎県旅館・ホテル生活衛生同業者組合の方々との意見交換をした時にも、今後、クルーズ船について非常に不安であると、心配であるという声も聞きました。

ただ、長崎全体として見ると、クルーズ船を取り込むというのは非常に大事なところであって、重要なポテンシャルであるということは間違いのないと思いますが、今後、次期総合計画をつくるに当たって、5年間の取組の中で、今ま

でと同じようなことをやっているとなると非常に厳しいのかなと思います。その安全対策について、何か次期計画に盛り込む必要があると思いますが、この点について、今の段階で何かお答えできること、考えていらっしゃるがあればお聞かせいただければと思います。

【佐々野国際観光振興室長】クルーズ船の安全対策につきましては、国においても5月に海事局の方からガイドラインが示されておりますし、日本外航客船協会においても、その国からのガイドラインをもとにガイドラインを同じように作成をされて、船社においてもいろいろな安全対策ということで今取り組まれております。

それから、本県におきましては、コスタ・アトランチカ号が入港しまして、船内において新型コロナが拡大をしたということもありますので、そういった課題の洗い出し、整理、検証作業を行ったうえで、国に対してもその報告を行い、改めて国の方でも検証されると思いますので、そういったことを踏まえて、県としても受入態勢、例えば情報共有などの体制を整えていきたいと思っておりますので、そういった内容も次期計画の中に盛り込んでいきたいと考えております。

【宮本委員】ちなみに、これは目標値がありましたか。受入れの目標値があったら、それに対する変更点とかがあり得ますならば、10年間の目標値がありましたか。ありましたらお聞かせいただきたいのと、ちょっとそれに対して変更とかを考えて、修正等があれば教えていただければと思います。

【佐々野国際観光振興室長】次期計画については、目標をまだ設定しておりません。今年度までの現計画については目標を設定しておりますけれども、今年は444隻という予約が入ってお

りましたけれども、部長の説明の中でも半数以上がキャンセルということで、今年については目標達成というのは非常に難しい状況となっているかなと考えております。

【宮本委員】ありがとうございます。言われたとおり、受入態勢の強化というのもしっかりと議論していく必要があると思っておりますので、次期議会においても様々な議論ができればと思っております。よろしく申し上げます。

【山本(由)委員長】ほかに総合計画案骨子について質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】それでは、質問がないようですので、次に進みます。

最後に、新型コロナウイルス感染症に係る対策とその進捗状況等について質問を行いたいと思います。

質問はありませんか。

【宮島委員】コロナ禍における物産振興について、お尋ねをしたいと思います。

先ほど、議案外の説明の中にもございましたけれども、今回、新型コロナ対策の一環としまして「よかもんキャンペーン」、「よかみせキャンペーン」というものがそれぞれ進められているところであります。既に本会議などでもやりとりがあったところでありますが、その後、数日たっておりますので、喫緊の把握しておられる実績について、まずお尋ねをしたいと思います。

【長野物産ブランド推進課長】今お尋ねの2つのキャンペーンの販売額の直近の状況でございます。前回、一般質問でお答えさせていただいたのが6月14日時点だったと記憶しております。今回、6月21日の時点ですが、まずネット販売の関係で「e-ながさき旬鮮市場」、こちらは

物産協会のサイトでございますが、こちらの売り上げが5,500万円という状況でございます。もう一つ、県漁連のお魚を売っているサイトでございますが、こちらは600万円ということで、合計で6,100万円の売上という状況になっております。

もう一つ、よかみせキャンペーンということで、これは飲食店の応援をするキャンペーンでございます。こちらは、2つのサイトがございまして、「みらいの食券」というものと、「さきめし」といったものがございまして、「みらいの食券」におきましては6月21日現在で160万円、「さきめし」の方で490万円と、合わせまして約670万円といった状況でございます。

【宮島委員】それぞれ目標額を立てておられたと思うんですけども、改めてお聞かせいただきたいと思っております。

【長野物産ブランド推進課長】目標額についてでございます。まず一つ、長崎よかもんキャンペーン、ネット販売の実績が6,100万円の方でございますが、こちらの売上、販売額の目標額を2億3,000万円という形で設定させていただいております。

もう一つ、よかみせキャンペーンの方でございますが、こちらも店の販売額としましては全体で3億円を予定しております。現在、そういった目標額を掲げながら進めさせていただいているという状況でございます。

【宮島委員】これまでのそれぞれのご努力に対して多としたいと思っておりますが、一方で、目標額と実績を比較した時に、まだまだいま一步だなという感は否めないところであります。

特に、単純に比較はできませんけれども、先ほど来話があります、“ふるさと再発見”事業などの実績を聞けば、まだまだ物販、飲食の方で

はなかなか実績が上がっていないと。それはいろいろな環境もあると思うわけでありまして、物販のサイトについて思うところは、一つにはプレミアの多寡というものがあるのではないかなと思っております。ふるさとの旅キャンペーンが当たった理由というのは、やはりプレミアの部分が非常に大きい部分があるのではないかと。1,000円払って6,000円のクーポンが買える。6,000円以上の宿泊をする時には、もうほぼほぼ、ただで泊まれるような状況にあるというプレミアの大きさが一つあるのではないかなと思っております。

そういう意味では、よかもんキャンペーンで3割引というのは非常に魅力的だなと思う反面、比較した時に3割でどうかなというところも実際感じるところがあるんですけども、その点の感想はいかがでしょうか。

【長野物産ブランド推進課長】よかもんキャンペーンの3割引の感想でございますけれども、「e-ながさき旬鮮市場」はもともと年間の売上額が3,500万円だったという状況がございます。先ほどご報告させていただいた数字が5,500万円でございますので、既に年間の売上を大きく超えているという状況でございます。このサイトの通常の運営からすれば、かなり大きな売上となっている状況と、お問い合わせもかなり、我々のもとの予測よりも大きく超えた反響が今あるという状況ではございます。

これは2月まで続けようと思っているところですけども、目標額としては、既に予算の中の4分の1を消化しているという状況でございますので、我々の今の中では想定よりは早いスピードで進んでいるのかなと考えているところでございます。

【宮島委員】今、課長からは、去年の実績を超えているというお話がありました。その点につ

いては一定の評価を申し上げたいと思います。

ただ、一方で、この新型コロナウイルスの特徴といたしまして、通販の売上というものが大幅に増えているというのが一つの特徴であり、また、食材の需要が非常に増えていると。外食をせずに、おうちで食事をする中で、いろいろな食材を買い入れるということで、その需要が大幅に増えたというのが特徴でありました。そのことを考えれば、ある意味、通販で、いわゆる食品関係、物販関係の伸びというのは、もうちょっと頑張る必要があるのではないかなというふうにも感じております。

そこで、プレミアの多寡というものが一つは販売の理由かというふうに思うわけでありませうけれども、もう一つは、やっぱり気持ちの問題も少しあるのではないかと。

県民が、今回、県内の宿泊施設に泊まろうと思ったのは、今、長崎の宿泊施設というものが大変逼迫していると、厳しい状況にあるということが多くの皆さん方に知れわたって、ある意味、何とかしてあげたいという思いで、いろいろな方が、この県内の宿泊施設を利用されるに至っているのではないかと。そういう助け合いの気持ちというものがそこにはあるのではないかなと思うわけです。

一方で、この通販サイトというのを見ておりますと、何となく実は通常どおりのというか、サイトにとどまっているのではないかなという感じがします。

SNSなどを見ていると、生産者の方で困った方が、いろいろな品物をSNSに直接出されて、ある意味、助けてくださいというような思いでずっと出されていると。それを何とかしてやろうということで、みんないろいろな思いで協力をして、売上が上がっているというケース

も多々あるわけですね。

そういうものを見れば、情にすぎると言い方はどうかと思うんですけども、やっぱりそういう部分というものを、何となく通常ではないような、今は本当にいろいろな業種が厳しい状況にあるわけですから、そこをもっと前面に出して、県民全体で盛り上げ、助け合いでやっていこうというような、その辺の部分をサイトの中で打ち出していく必要があるのではないかなと私は思います。

その点をぜひ工夫していただきたいと思っておりますけれども、お考えはいかがでしょうか。

【長野物産ブランド推進課長】今お尋ねのサイトでのお知らせといいますが、広報の関係でございますが、私どもも今回、プロジェクトを実施するに当たって、「がんばらんば長崎 うまかけん！長崎プロジェクト」ということでポータルサイトを立ち上げさせていただいて、今回のキャンペーンをするに当たっては、こちらの方に我々の思いというのを少し書かせていただきながらやらせていただいているところでございます。

確かに個々のサイトにおいては、そういったものが不足しているというところはございますけれども、いろんな新聞報道、いわゆるパブリシティといったものも活用しながら、我々の思いも伝えていきたいと考えておりますし、これからは継続的に、我々の今回の事業の趣旨というのを、また別の形でもしっかりお伝えしていくような形で、しっかり広報も努めてまいりたいと考えているところでございます。

【宮島委員】 よろしくお願ひいたします。

先ほど、議案の中でもWEB物産展の予算がありましたけれども、やはりこれからアフターコロナということを考えれば、通販の需要とい

うものももっとも伸びていくんじゃないかということが言われております。

そういう中で、この通販サイトをどのように差別化させていくかというのは、非常に難しくもあり大変重要なことではないかと思っておりますので、よっぽどいろいろなことを工夫されて、このことにぜひ積極的に取り組んでいただきたいと、1点お願いを申し上げまして質問を終わります。

【山本(由)委員長】ほかに、新型コロナウイルス感染症に対する対策と状況について、質問はありませんか。

【中村(泰)委員】スポーツについてでございます。

まず、新型コロナウイルス感染症がV・ファーレン長崎に与えた影響を、概略でいいのでお話しただけないでしょうか。

【野口スポーツ振興課長】V・ファーレン長崎につきましても第1回目の試合が終わった後に、約2箇月間試合が全くできない状況で、選手たちが一番ストレスを感じておられたということがございます。

会社としては、県民に対していろんなPRをする動画を作成したり、ポルトガル語の講座を流したりとか、ファンの方々をつながるような取組をしっかりとやっておられたようでございます。そういった取組を通じて、何とかファンと選手のモチベーションをつなぎつつ、また、再開に向けてしっかりと取組をやっていこうということで聞いておりまして、特に、県に対して何か支援ということはなかったんですけども、今後、また試合が再開する際においては、入場が可能にもなった段階では、ぜひしっかり応援していただけるような広報などの協力をお願いしますということも言われております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。

まずは、無観客でということであろうと思うんですけども、これからは恐らくプロ野球でも、ほかのスポーツもそうなんですけど、いかに感染対策をしながらお客様が入られるのかといったところがあるかと思うんですけども、そういったところの議論というのは、まだ具体的にはないのでしょうか。

【野口スポーツ振興課長】Jリーグのガイドラインにのっとって試合を再開するということになっていまして、6月27日の再開戦につきましては無観客試合でございますけれども、7月からは4,000人上限ぐらい、3席を空けてお客さんを入れるということで、ホーム戦も大体2試合ぐらい予定されているようでございます。

8月からは、さらに、今の予定では1席ずつ空けて、1席空けて斜めにもう一席という形で接触をしない形で配席をして、基本、指定に近い形になるんですけども、それと併せて選手の方々にはしっかりPCR検査を受けていただいて、感染症対策のための検温器だとか、消毒、アルコール液等はしっかり準備して再開すると聞いております。

【中村(泰)委員】よく分かりました。V・ファーレン長崎が独自でJリーグの基準というものに従ってやられるんだらうなということで、そこは安心しております。あとは、いかに県民の皆様に対してそういった取組を周知しながら、スタジアムに人が多く入るような状態になることを望みます。

スタジアムシティの件ですけれども、いろんな影響があったんじゃないかと言われているんですけども、こちらについてはいかがでしょうか。

【野口スポーツ振興課長】現在、影響として聞

いておりますのは、当初、スタジアムは2万3,000席ぐらいを想定していたのを、席数を減らして、少しソーシャルディスタンスを確保した上で配席をつくっていくというようなお話は聞いているところでございます。

計画自体に関しては、若干そういう見直しを含めて、どういうふうに今からスケジュールが変化していくかということは、まだ正確な報告は受けておりませんが、計画自体をしっかり進めていくということでは情報としては得ております。

【中村(泰)委員】 収益的なところというか、当然こういった状況になって、V・ファーレン長崎自体の収益力というのは下がっていると。ただ、親元のジャパネット自身がまだまだ全然強いんだと思うんですけども、ジャパネットも最初は自力でスタジアムをやろうとしていたということは伺っているんですが、今は地域と一緒にあって、よりそっちの方向にドライブがかかっているというようなお話も聞いております。そこに対して、要は県として、改めてどういう形で支援ができるのかといったところは、また何か新たな議論があるのかどうか伺います。

【野口スポーツ振興課長】 ご支援と申しますが、逆にタイアップしているんな取組ができないかということを考えております。

ちょうど部が文化観光国際部ということで、スタジアム、アリーナを、いろんなコンテンツを動かしていく中で非常に関係する課が全部そろっておりますので、部長からも指示がありまして、V・ファーレン長崎スタジアムを計画しておりますリージョナルクリエイションという会社があるんですけども、そこと私どもの部全体が、どういう形なら一緒に利益をとって

けるかと。また、まちづくりの中でV・ファーレン長崎に活躍をしていただきたいし、お互いにV・ファーレン長崎側にとっても非常にいいような形になるような、ウインウインになるようなやり方はないかということは今後検討していくステージを進めていこうというふうに、今しております。

その中で、いい形で街にとけ込みつつ、また、せっかくですからスタジアムアリーナで集客した、その集客部分が街中にどんどん広がっていくような、そういう形をつくりたいと考えております。

【中村(泰)委員】 非常に夢を感じるようなお話でしたので、ぜひとも積極的に進めていただきたいと思います。

最後に、どちらかという教育庁の方になるうかと思うんですけども、新型コロナウイルス感染症で高校生、中学生のスポーツのイベントが中止になったということで、代替試合みたいなものが進んでいるという話は聞いているんですけども、小学校、地元のクラブチームであるとか、そういった子どもたちへの影響といったところについてはいかがでしょうか。

【野口スポーツ振興課長】 国の方でもスポーツ庁の方でパッケージ化した予算措置を、スポーツ事業のスポーツイベント大会支援ということで、例えば部活動とか、高校生の全国大会が中止されたことに伴って、新たな大会を開催する場合にいろんな支援をという制度を準備しているようでございまして、体育保健課ともどういう活用が可能かという議論を今してございまして、まだその概要が、2次補正の分が7月上旬にならないと中身がちょっと見えないということなんですけれども、できるだけそういうものを活用しながら、できるだけ高校生が、高総体とかも

なくなりましたので、その分の代替大会をしつかりやることでスポーツに取り組むような活動ができるように、体育保健課とまた協調しながら進めていきたいと考えております。

【山本(由)委員長】ほかにコロナに関して質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長を交代します。

【久保田副委員長】委員長、どうぞ。

【山本(由)委員長】私も、先ほど宮島委員から質問がありました「よかもんキャンペーン」と「よかみせキャンペーン」でお伺いをしたいんです。

先ほど、目標額に対する販売実績というご説明があったんですけれども、これはいわゆる物産協会に参加店を増やすという目標もあったかと思うんですけれども、今回のこの事業に参加されている業者の数、そしてこのキャンペーンを始めてから増えた数。同じように、よかみせキャンペーンについても、多分以前から「さきめし」とかはあったと思うんですけれども、このキャンペーンが始まってから増えた店の数というのをお示しいただけますか。

【長野物産ブランド推進課長】キャンペーンに参加している店舗の、出店者の数でございますが、まず「e-ながさき旬鮮市場」、これは物産協会の方でございますが、開始当初65店舗だったのが、6月21日現在で87店舗という状況でございます。約22店舗、出店がなされていると。実は、今、出店準備中が外側にございまして、56店舗が控えているという状況でございます。

もう一方、飲食の方のキャンペーンでございますが、こちらは当初70店舗程度の登録だったということでございますけれども、6月21日現在で229店舗が登録済みということで、160店舗

ぐらいが今回の登録でなされているということでございます。それも出店準備中というか、登録の準備中がその外側に120店舗ぐらいあるという状況でございます。

【山本(由)委員長】分かりました。私はちょっと勘違いといたしますが、数字的に、先ほどの観光とかに比べて実績がちょっとついてきていないという印象を持っていて、これが他県もやっているから非常に競合が多いのかなと思っていたんですけれども、実は、「コロナ」と「県産品」という形で検索をしたら、長崎県が一番最初に出てくるんです。他県を見ても、宮崎とかは本当に何店舗、何件かしかないんです。宮崎とか広島とか、表によく見えるところはですね。そこの中を見ても、あんまり割引とかもしていないし、送料無料とかもしてないので、施策としてすごくいいんじゃないかと思っているんです。だから、逆に言うと、すごくもったいないという印象があります。

先ほど宮島委員も言われたんですけれども、私、詳しくはないんですが、例えば「e-ながさき旬鮮市場」のサイトを見た時に非常にわかりづらいんです。普通だったら、商品がぼんと前面に出てくればいいのに、ずっと説明が書いてあるわけです。ちょっと細かい話ですけど、商品が一番下の方の何ページか先に出てくるので、この中から探せという話になってしまうと、せっかくのものが非常にもったいないという一言に尽きるんです。

それから、もう一つが送料の話です。ますます細くなって申しわけないんですけれども、送料無料というふううたっているんだけど、よく見たら同じ店じゃないとだめですよと、合わせてはだめですよという形になるから、一つの店で3割引でも、定価ベースで3,000円以上買

わないと無料になりませんよと。そうしたら、もうやめたという形の話も出てくるわけです。

だから、今回の予算の中で受注発送センターというのが出てくるんですけども、今は結局、申し込んだら、それぞれの物産協会で送付状とかをつくって、実際にはその店に行って、店からそれぞれ発送しているんだけど、もし配送センターみたいなものができるのであれば、これを同一梱包にすることによって送料の部分が楽になると。そうすると送料の負担も軽くなるし、受け取る側からしても、3つも4つも荷物がある話になるわけですから、それがまとまって来るということになれば非常に使い勝手がよくなっていくと感ずるんですけども、その点はいかがですか。

【長野物産ブランド推進課長】今お尋ねの送料の部分でございますが、委員長からもございましたとおり、それぞれの店舗から基本的には送られている状況でございます。中には抱き合わせができる商品もございますけれども、まだ少ない状況ではございます。

今回のキャンペーンを実施していった中で、最終的にはいろいろな反省点が出てくるかと思っておりますので、今後、物産協会とも話をしながら、そういった面が解決できないかというのは我々もしっかり話をしていければと考えているところでございます。

【山本(由)委員長】先ほど後段で質問しました受注発送センターというのは、今までなかったものですが、どこかにセンターを設けるということですか。

【長野物産ブランド推進課長】発送のセンターというのは、今回、取扱いの量が当然増えてくるという状況がございまして、通常の物産協会のスペースではなかなか作業がやりづらいと。

人数も一定程度確保しないといけないという中で、別に事務所を構えてやるというような形で今はやっている。

その中で、先ほど言った抱き合わせの部分とか、そういったものをやるような形ですけども、全てのものを対応できるかということ、今はそういった状況にはないとお聞きしていますので、先ほどの答弁と重なりますけれども、そういった反省点を踏まえて、どうやっていくのかというのは話をしてみたいと思っております。

【山本(由)委員長】さっきの予算の話になるんですけども、今度、百貨店の中にWEB物産展というのを入れられると。だから、いわゆるリアルな物産展ができる場合は並行します、できない場合はWEBだけでやりますとなった時に、物産展に行かれる方というのはいろんな商品を買われるわけですよ。それがそれぞれ送料がかかってしまいますよという形になってしまうのはマイナスだと思うんですね。

ですから、冒頭に申し上げましたとおり、これはアイデアとしてすごくいい施策だと思うので、ぜひ利便性を高めていただくことと、やっぱり皆さん知らないです。特に「さきめし」とか「みらいの食券」の話を飲食店にするんですけども、まず知らない。新聞広告は確かに入っていたんですけども、見ていない。あと、手数料の関係もちょっとわかりづらいという話の中で、「もう、せんでいっちょけ」というような感じのところ結構ある。これ自体は、もちろん飲食店の応援もあるんだけど、目標が3億円ということで、買った人に3割県産品を送りますよということですから、3億円売れたら1億円の県産品が動くわけです。

ところが、今、600万円ですかね、600万円ぐらいだと200万円ぐらいしか県産品の拡大につ

ながらないんです。ですから、目的が1つだけではありませんので、何としても県産品を受注させるという趣旨でこれだけの予算をつけていますので、何度も言いますが、いい企画だと思いますので、ぜひ実効性のあること、それから見やすさとか、そういったものも工夫していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【久保田副委員長】 委員長を交代します。

【山本(由)委員長】 ほかにコロナに関する質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 それでは、ほかに質問がないようですので、文化観光国際部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

午後 4時12分 休憩

午後 4時12分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開します。

これをもちまして、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日、6月26日は、午前10時から委員会を再開し、県民生活環境部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時13分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年6月26日

自 午前10時 0分
至 午後 2時16分
於 委員会室 3

生活衛生課長 嘉村 敏徳 君
食品安全・消費生活課長 峰松美津子 君
水環境対策課長 本田喜久雄 君
資源循環推進課長 吉原 直樹 君
自然環境課長 立田理一郎 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 山本 由夫 君
副委員長(副会長) 久保田将誠 君
委 員 田中 愛国 君
" 溝口芙美雄 君
" 徳永 達也 君
" 山田 朋子 君
" ごうまなみ 君
" 宅島 寿一 君
" 宮島 大典 君
" 宮本 法広 君
" 中村 泰輔 君

交 通 局 長 太田 彰幸 君
管 理 部 長 安藝雄一朗 君
営 業 部 長 瀨口 清 君
経営戦略室長(参事) 柿原 幸記 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

県民生活環境部長 宮崎 浩善 君
県民生活環境部次長 田中紀久美 君
県民生活環境部次長
兼地域環境課長 重野 哲 君
県民生活環境課長 本多 敏博 君
男女参画・女性活躍推進室長 有吉佳代子 君
人権・同和対策課長 丸田 哲久 君
交通・地域安全課長 永尾 俊之 君
統計課長(参事監) 笠山 浩昭 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【山本(由)委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより県民生活環境部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、5月の政府施策要望項目審査に出席していなかった幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【宮崎県民生活環境部長】おはようございます。

4月の人事異動により新たに就任いたしました県民生活環境部の幹部職員のうち、5月の政府施策要望項目審査に出席していなかった職員を紹介させていただきます。

(幹部職員紹介)

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【山本(由)委員長】 ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

【山本(由)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算に係る報告議案を議題といたします。

県民生活環境部長より報告議案説明をお願い

いたします。

【宮崎県民生活環境部長】県民生活環境部の予算決算委員会環境生活建設分科会関係議案説明資料の1ページをお開きください。

県民生活環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分、報告第14号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第4号）」の2件であります。

これは、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております。令和元年度予算の補正を、3月31日付で専決処分させていただきましたので、関係部分について、その概要をご報告いたします。

まず、報告第3号の知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分につきましては、歳入予算について4,940万1,000円の減、2ページになりますが、歳出予算について1億5,552万6,000円の減を計上いたしております。

補正予算の主な内容につきましては、2ページから3ページに記載のとおりであります。

続きまして、報告第14号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第4号）」につきましては、3ページに記載のとおりで、歳出予算について、流域下水道費のうち職員給与費の確定に伴い節の更正を行ったものであります。

また、繰越明許費繰越計算書報告につきましては、3ページ中ほどから4ページに記載のとおりであります。

以上をもちまして県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)分科会長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【溝口委員】大村湾南部流域下水道建設費の1億1,361万5,000円を繰越としているわけですが、その内容が、当該設備の増設など計画変更の必要が生じたということです。この内容について説明をお願いしたいと思います。

【本田水環境対策課長】委員ご質問の繰越の内容でございますが、こちらは、大村湾南部浄化センターにおいて当初、送風設備、微生物に空気を送るためのブロワーの増設を予定しておりましたが、年度途中で汚泥濃縮機に想定外の故障が発生しました。

濃縮機の故障と申しますのは、汚水が流れてきた時に汚水の池の上に泡状のごみが出てくるんですが、これを取り除く装置が故障しました。この装置が故障したことですぐさま処理場の運用が滞るというものではないんですが、これがないと、ずっと人力でごみを撤去しなきゃいけないのと、ガスなどの発生もあって危険性もあるので早期に機能回復を図る必要があるということで、送風設備の増設よりもこちらを優先して対応する必要が出てまいりました。

この対応に当たりまして、現在の濃縮機のそばに仮設の濃縮機を持ってきて今ある分を修理するやり方と、新しいものを建設するやり方が考えられるんですが、仮設の設備を持っていくことについて現地の調査とかメーカーのヒアリングとかいろいろ検討しましたところ、

相当な費用がかかるということで、最終的には新しい設備を、将来的には増設が必要でしたので、これを増設するという方針になりました。それが決まってから設計に着手したものですから、年度内に建設までできないということで繰越が生じております。

【溝口委員】この発生はいつあったのか、わかったのはいつごろだったのか、それで予算的にはいつごろついたのか、そこら辺について。

影響はないと言いながらも、人力で取り除かないといけないということは大変な労力がかかってくると思うんです。また給料関係も関わってくると思うんです、経費がですね。

そこら辺について、いつごろ発生して、それがいつごろまでにできる予定なのか、お知らせいただきたいと思います。

【本田水環境対策課長】この故障が発生しましたのが夏ごろ、8月ごろにわかりまして、それからメーカーを呼んだり、いろいろ検討を行いました。

この検討がなかなか、どのくらいの費用がかかるのか、もし頼めばいつごろ仮設のものが入るのかというのがはっきりするまでに時間を要しまして、最終的に、これはもう増設しかないとわかったのが年を明けてからということです。それから設計の準備に入りましたので、現在はまだ設計中という状況でございます。

それと、人力がかかるということでございますが、これは包括民間委託で今は外注しておりますので、その職員によって対応ができておりますので、プラスの費用というものは今のところはかかっておりません。

【溝口委員】わかりました。

せっかく予算をつけて、早く故障を直していかないといけない。増設するというところでござ

いますけれども、いつごろまでに設計が終わり、計画が遂行されていくのか、スケジュール等についてお願いしたいと思います。

【本田水環境対策課長】設計には今入ったばかりですので、これが10月ごろまではかかるかと想定しております。それからの発注になりますので、債務負担で年度をまたいで、完成は次年度にならざるを得ないというふうな状況でございます。

【溝口委員】わかりました。設計が10月ごろまでかかると、完成は次年度になると。そこら辺をはっきり、ある程度決めて進めていかないと。故障は早く直していかないといけないと思うんですよ。だから、来年度まで延びるとかではなくて、今年度中にできていくような計画をつくっていった方が私はいいいんじゃないかと思うんですけれども、その辺についての当局の考え方をお聞きしたいと思います。

【本田水環境対策課長】委員ご指摘のとおり、なるべく早期に完成させなきゃいけないと思っておりますので、今から設計の終期あたりも含めまして可能な限り前倒しを行っていきたくと考えております。

【山本(由)分科会長】ほかに予算に関する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】それでは、ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

報告議案に対する質疑・討論が終了しました

ので、採決を行います。

報告第3号のうち関係部分及び報告第14号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって報告議案は、原案のとおりそれぞれ承認すべきものと決定されました。

【山本(由)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

県民生活環境部におきましては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後に陳情審査を行い、その後、知事専決事項報告(地方自治法第180条関係)、経営状況説明書、次期長崎県総合計画素案骨子、そして最後に新型コロナウイルス感染症に係る対策とその進捗状況などについて質問を行います。

まず、県民生活環境部長より所管事項説明をお願いいたします。

【宮崎県民生活環境部長】 環境生活建設委員会関係議案説明資料、県民生活環境部をお開きください。

今回、ご審議をお願いする議案はございませんので、議案以外の報告事項及び主な所管事項についてご説明いたします。

はじめに、議案外の報告事項についてご説明いたします。

契約の締結の一部変更について。

平成30年11月定例会で可決された大村湾南部浄化センター中央監視装置改築工事の契約において、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

続きまして、議案以外の主な所管事項につい

てご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症に関する取組について。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛や休業などを背景とした生活不安・ストレスにより、配偶者等からの暴力(DV)の増加や深刻化が懸念されております。県といたしましては、もよりの相談窓口につながる相談ナビダイヤル及び、4月20日に国が新たに設置いたしました24時間の電話対応やSNS、メールでの相談を受け付ける「DV相談+(プラス)」など被害防止のための相談窓口の周知を、市町と連携しホームページや新聞広告、ポスター掲示、チラシ配布などにより行い、県民の皆様の被害防止に取り組んでおります。

また、新型コロナウイルスの感染者や医療従事者、その家族等が偏見や差別を受ける事案が全国で発生しており、県人権教育啓発センターにおいても、5月末現在で3件の相談を受けております。県民の皆様へは、ホームページや広報誌等により、誤った情報や不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることはないよう、冷静な対応と行動をお願いしているところでございます。

県消費生活センターに寄せられた新型コロナウイルス感染症に関連する相談は、2月から5月末現在で140件となっており、主な相談内容は、マスク等の購入におけるネット通販のトラブルや物資不足に関連するものが45件、結婚式場やツアーなど旅行のキャンセル等に関するものが32件であり、そのほか、注文した覚えのないマスクが送られてきたなどの相談もあっております。新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法や特別定額給付金等を装った詐欺による被害が懸念されることから、テレビ、新聞等、各

種広報媒体や関係団体へのメール配信等により、県民への注意喚起を随時実施しているところがあります。

県といたしましては、引き続き関係機関と連携しながら、DV被害防止や人権尊重に関する教育啓発、消費者被害の防止などに関する情報提供、正確な情報に基づく消費行動などの啓発を行い、県民の皆様の安全・安心な暮らしの実現に取り組んでまいります。

このほか、ご報告いたしますのは、環境月間における取組について、交通安全対策の推進について、統計について、統計データ利活用について、カネミ油症対策について、地球温暖化対策の推進について、海水浴場水質検査の結果について、レジ袋の有料化について、国立公園雲仙の活性化に向けた取組について、各種計画等の策定について、新たな総合計画の策定について、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組についてであり、内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山本(由)委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

お手元に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は32番、佐世保市の要望、それから40番、長崎県町村会からの陳情であります。

陳情書につきまして質問はありませんか。

【山田(朋)委員】 陳情番号40番の8、漂流漂着ごみの件で伺いたいと思います。

その3番にマイクロプラスチックごみについ

て書いてあります。国でいろいろ、さまざまな研究者の方とかが研究等をされているかと思いますが、今、長崎県として、このことについてどのような調査、対策等を行っているのか、そのあたりを教えてください。

【吉原資源循環推進課長】 委員ご質問の調査の件でございますが、長崎県におきましては、（公財）環日本海環境協力センターと協力しまして、まずマイクロプラスチックの存在について、平成30年度と令和元年度に調査を実施しております。場所は五島、新上五島、壱岐、対馬の4か所で開催してございまして、いずれもマイクロプラスチックの存在は確認しているという状況でございます。

また、委員ご質問のマイクロプラスチックの影響に関する調査という部分に関しましては、長崎県ではまだやっていないところですが、環境省、水産庁の方で、魚介類への影響とか、含まれる有害物質についての調査が実施されているところでございます。

【山田(朋)委員】 五島、上五島、壱岐、対馬で確認がされたということでもあります。あることは確認しているけれども、今、国等がさまざま研究をしているから、県として独自に対策とか、そういったもの。

もちろんごみを減らす、根本的な問題としてはごみを海に流さない、そういったことが基本であると思いますが、県としてこのことに対して、特に取り立てて今、取り組んでいることとかやろうということはないという理解でよろしいのでしょうか。

【吉原資源循環推進課長】 特にないということではありませんが、今までもずっと継続してやってきたことではございますが、不法投棄の防止ということで住民の方にも周知しておりますし、

また、廃プラスチック関係につきましては国の方でも戦略をつくって、海に流れるプラスチックをできるだけ削減しようという動きがございます。また、レジ袋に関しても、7月1日から有料化でできるだけ使用を削減していくという流れになっております。

県としましても、県民の皆様にはプラスチックの有効活用、レジ袋の削減というところに取り組を進めていきたいということで、商工会、市町に対しまして協力をお願いして、できるだけそういったごみを減らそうということで進めているところでございます。

【山本(由)委員長】ほかに、陳情に関して質疑はありませんか。

【宮本委員】確認の意味で質問をさせていただきます。

陳情番号の32番、佐世保市からの陳情ですが、1番の石木ダムの建設促進についてというところで、水環境対策課も所管となっています。

どうしても石木ダム問題を考えると河川課が中心になってくると思っております。水環境対策課の石木ダム建設促進についての関わり、今までももちろん河川課と一緒にされてきたんでしょうけれども、関わり合いについてお聞かせいただければと思います。

【本田水環境対策課長】委員ご質問の石木ダム建設事業と水環境対策課の業務との関わりでございますが、石木ダムについては佐世保市の水源ということになっておりまして、佐世保市の水道事業の認可等は厚生労働大臣が直接行っておりますので、県の方が認可権者というわけではございません。

予算の方で、国費の事務を一部、県が委託を受けておりまして、その関係で交付申請とか交付決定あたりの事務を県が行っているのが直接

的な関わりではございます。

しかし、県全体での水道の水源の手当てということにつきましては県としましても、特に湯水などの時には積極的に応援をしたりします。そういう意味での佐世保市との関わりは持っておりますので、関係課ということで表示させていただいているということでございます。

【宮本委員】ざっくり言うと、ハードについては河川課、ソフトについては水環境対策課というような位置づけになるという認識でよろしいでしょうか。

【本田水環境対策課長】ソフトにつきましても、例えば石木ダムの、佐世保市の水需要の直接の審査、認可は厚生労働大臣が直接行われておりまして、県は、書類を一緒に持って行ったりはするんですけれども、中身についてのことは権限としては持っておりません。

ですが、先ほど申し上げましたように、全体的な湯水対応等々については県がやっぱり一緒にやっていかなきゃいけないということで関わっているということでございます。

【宮本委員】湯水対策という観点から見ると、水環境対策課が関わっているということですね。

この要望も毎回毎回、最重要課題として上がってきています。私たちも現場でいろんな声をお聞きするところです。

担当課においても、ここにも「水事情の諸課題のご理解をいただきたい」という形で書いてありますので、もうちょっとですね。

私が考えるに、建設というよりもデータ、そういったものを示しながら、必要性をもうちょっと訴えていく必要があるんじゃないかなと思います。

そういうデータ分析についても恐らくは水環境対策課が担っているものと考えているので、

今後、河川課とさらに強く連携をとっていただいて、石木ダム建設促進、よりよい方向に行くように対策を協議していただきたい、河川課とともに、そしてまた佐世保市とともにですね、ということをお願いさせていただきます。

【山本(由)委員長】ほかに陳情に関して質疑はありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】それでは、ほかにないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、知事専決事項、地方自治法第180条関係及び経営状況説明書について、質問を行います。

何かご質問はありませんか。食肉衛生協会の経営状況説明書と、A4の横長の資料、知事専決事項報告（地方自治法第180条関係）です。

ありませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】質問がないようですので、次に進みます。

次に、次期長崎県総合計画素案骨子について、質問を行います。

質問はありませんでしょうか。

【宮本委員】次期長崎県総合計画の素案骨子について、これもちょっと確認をさせていただきます。

担当は素案骨子の54ページ、「みんなで支えあう地域をつくる」、誰もが安心して暮らし社会参加できる地域共生社会の推進、人権尊重というところになります。事業群の4ですね。ここで人権尊重について記載があります。女性、子ども、高齢者、障害者、性的少数者、外国人などに係る人権や同和問題の教育・啓発を推進とあります。

この中で性的少数者、マイノリティーについては、今まで県としても、昨年度、そしてまた今年度にはさまざまな取組をされてきたかと思えます。今までなかったような取組をしてこられたかと思えます。

この計画が令和3年度から令和7年度ですよ。5年という期間の中において、もちろん性的少数者、マイノリティーに対する取組は、一歩も二歩も前進した形の計画にならないと。あくまでも骨子ですが、今から5年間、こういった取組をやっていこうというようなものが、構想と申しますか、計画がありますならば確認をさせていただければと思えます。

【丸田人権・同和対策課長】今、委員からご質問がありました。次期総合計画の中に人権が尊重される社会づくりということで、性的少数者の人権の問題についても取り組んでいくという形で当然思っているところでございます。

また、平成30年度から性的少数者の人権に特化したさまざまな事業を実施してきております。また今年度は、広く県民の方にそういった理解、認識をしていただくということで、テレビコマーシャルによる啓発も実施することにいたしております。

今後5か年、具体的にこういったものをするのは、まだ今の時点ではないですけれども、引き続き特化した事業をできればやっていきたいと、性的少数者の方の理解促進の啓発については、引き続き積極的にやっていきたいと思っております。

【宮本委員】そうですね、まさしく今から計画をつくる段階ですので、そういったことになろうかと思えます。

おっしゃったとおり平成30年度、また今年度

も、いろんな取組をしてきていますね、アンケートもしかり、ガイドブックもしかり。そしてLGBTという文言も県内で広まりつつあるかと思っています。そういったものを鑑みて、もちろん今までの5年間の計画の分より前進した取組を、我々も提案をしていきますので、そういった声もしっかりと反映をして、今後5年間、県がどういう形でこの問題に取り組むかというのを、またさまざま協議できればと思いますので、よろしく願いいたします。

【中村(泰)委員】私の方から、97ページの施策4、豊かできれいな海づくりのところと、98ページの施策5、快適で低炭素なライフスタイルの普及ということで質問をさせていただきます。

先ほどプラスチックごみの件で議論されておりました。事業群5のプラスチックごみ対策の推進と、レジ袋の有料化が始まるということで、2点お伺いしたいことがございまして。

周知をこれまでどのようにされてきたのかということと、これはわかるかわからないんですが、要はレジ袋の有料化によりプラスチックごみがどれくらい県で削減されるものなのか、定量的に出すのはすごく難しいと思うんですが、その辺のご見解をよろしく願いします。

【吉原資源循環推進課長】プラスチックごみの削減につきましては、7月1日からレジ袋の有料化が始まるということで、県の広報誌にも掲載して周知を図っていますし、また、6月の初めに県庁の1階のフロアで、レジ袋の使用削減ということでパネルを展示させていただきました。

また、県庁のホームページ、市町の方にも、このレジ袋の有料化、使用削減ということで周知を図っているところでございます。

プラスチックごみの削減量につきましては、資料を探しますので、ちょっとよろしいでしょ

うか。

【重野次長兼地域環境課長】すみません、代わりに述べさせていただきたいと思います。

レジ袋の廃プラスチックに占める割合は約2%という形になっております。レジ袋の削減は、消費者の身近なところで取り込まれる環境活動であって、今回の有料化制度につきましては、消費者にプラスチック製レジ袋の必要性を吟味する機会を提供して、マイバッグ持参の習慣づけなどによるライフスタイルの変革を促すことによって、個々の消費者が、生活面における廃プラスチックの削減を通して環境美化とか環境保全、また地球温暖化対策への意識を醸成するきっかけとなることで取り組んでいると理解していただければと思っております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。2%ということですね。

ただ、要は県民の皆様がレジ袋を買うというふうになってしまったら意味がないということでございますので、今後、どの程度マイバッグを持参されているのかといったところは多分、追いかけていくと思うんですけれども、そのあたりのこれからの方針はいかがでしょうか。

【吉原資源循環推進課長】例年10月にマイバッグキャンペーンを実施しております。その際に、期間的には一月ぐらいですが、マイバッグの使用率を把握している状況でございます。平成30年度まではマイバッグの使用率が20%だったんですが、昨年度は37%と使用率が上がっているところでございます。

本年につきましては、商工会にもご案内はしたんですけれども、7月1日からレジ袋有料化が始まるということで、各店舗に、どのくらいレジ袋の使用割合が減ったのかを調査していこうと考えております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。しっかりと追いかけていながら、具体的に減っていていると感じつつ、しっかりと県民の皆様には周知をして、県民全体でレジ袋の使用を下げていくんだという雰囲気醸成が極めて重要だと思いますので、今後とも周知のあり方、また、どれだけ減ってきているのかといったところを県民の皆様と共有していくことが非常に大事だろうと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、施策の5、快適で低炭素なライフスタイルの普及というところで。

これまで太陽光発電設備の各ご家庭への普及が進んできたかと思うんですけれども、FITの価格が下がってきているといった流れの中でどのように推移してきているのか。直近と10年前、5年前と比べながら、今後どのようになるのかといったところも含めて、概略で構いませんので、ご見解をいただけないでしょうか。

【山本(由)委員長】 暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時38分 再開

【山本(由)委員長】 再開いたします。

【重野次長兼地域環境課長】 FITが平成24年7月に導入されたんですけれども、平成21年11月から平成24年6月までの導入施設として2万79件でございます。また、平成24年7月以降の導入件数としては1万6,731件という推移になっております。

【中村(泰)委員】 平成21年から平成24年が2万件ぐらい増えて、平成24年から（発言する者あり）今に至るまでということですか。ということであれば、やっぱり足元はなかなか伸び悩んでいるのかなというふうに思いまして。

低炭素で過ごすようになっていった時に、省エネルギーの設備を付けていかないといけないんだろうということもありませんながら、これを拝見すると、過去と同じと言ったら大変失礼ではあるんですけれども、斬新さといったところがすごく乏しいような気がします。

そもそも難しい話ではあるとは思いますが。それでもやはり低炭素に向かわなければならぬという中で、非常に厳しい状況であろうと私は考えてはいるんですが、これから具体的にどのような展望を、県内での低炭素の生活に向けて考えておられるのか、見解をいただけますでしょうか。

【重野次長兼地域環境課長】 委員ご質問の件ですが、今年度、長崎県地球温暖化対策実行計画を見直すようにしております。この中で、今後、2030年、2050年に対してどのような目標にするのかとか、具体的にはどのような対策をとっていったらいいのか。特に家庭部門と運輸部門についてはなかなか進んでいないというところがございますので、その辺を重点的に捉えながら、今年度いっぱいかけて計画を練って、新たな目標を立てながら進めていきたいと考えております。

【中村(泰)委員】 大変厳しい状況にあるとは思いますが、知恵を絞り出しながら、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

【吉原資源循環推進課長】 先ほどの中村(泰)委員のご質問のマイバッグの持参率について、訂正をしたいと思います。

マイバッグの持参率につきましては、平成25年から令和元年まで調査をしております。全体の持参率としては令和元年度が23.7%で、コンビニを除いた店舗での持参率は37.0%という

ことになっております。コンビニを除いたところでの持参率は徐々に上がってきているような状況でございます。

【中村(泰)委員】私も自分を振り返った時に、コンビニで袋をもらっている自分がいるので、なかなか偉そうなことは言えないですけども、スーパーとかであればマイバッグを持参するのは多く見られるんですけど、やはりコンビニの対策というのはすごく難しいなと、今の数字で痛感をいたしたところであります。

コンビニでどうやってマイバック持参といったところをしていけばいいのかと、すごく難しい問題であるんですけども、そのあたりをどのように考えておられるのかなと、もしお考えがあれば。

【吉原資源循環推進課長】レジ袋の有料化で、やはりレジ袋の料金を上げていくのが一番なのかというふうには考えておりますけれども、お客様が食品とかお弁当とか買っていかれるのに、何もなしで手に持っていくのは食品衛生上よくないという点もございますので、やはりプラスチックの有効活用、またはレジ袋の削減に関する消費者の意識を変えていく必要があるということで、今後も啓発を続けていくということで考えております。

【中村(泰)委員】わかりました。ありがとうございます。

やはり県民の皆様伝えていくことが重要であろうと思いますので、もしコンビニのレジ袋が削減されるならば相当な量になるんだろうなと思いますので、引き続きご尽力のほど、よろしくをお願いします。

【山本(由)委員長】ほかに、次期総合計画素案骨子に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】それでは、ほかに質問がないようですので、最後に新型コロナウイルス感染症に係る対策とその進捗状況等について質問を行いたいと思います。

何か質問はありませんか。

【山田(朋)委員】新型コロナウイルス感染症の流行に伴ってステイホームする形になって、DVが増えるというような社会的な問題が出てきたと思います。

先日の一般質問で件数等は答弁されたかと思いますが、改めてその件数と、例年の同月に比べて新型コロナウイルスの関係で増えている状況にあるのか、そのあたりも教えてください。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】DVの相談件数については、所管がこども家庭課になりますが、前年同月と比較しまして、3月では約40件の増、4月では約30件の増、5月では約50件の増になっているということを知っています。

【山田(朋)委員】こども家庭課が、DVと児童虐待の相談窓口を所管しているということですか。

そうしたら、男女参画・女性活躍推進室ではDVに関してはどういった関わりを持っているのかを教えてください。予防の方とかですか。

【有吉男女参画・女性活躍推進室長】男女参画・女性活躍推進室では、啓発を担っております。長崎県のDV対策基本計画により、県による啓発についてはこども家庭課と男女参画・女性活躍推進室で所管している状況でございます。

【山田(朋)委員】そうしたら、相談業務に関することはこども家庭課でということになりますね。今回、「DV相談+（プラス）」の周知等を行ったので、こちらに記載があるということ

ですね。わかりました。

新型コロナウイルス感染症の関係で、私の地元でもそうでしたが、感染した方の名前がネットで出たりと、もう本当にすごい、人権を無視するような、驚くようなことが起きておりました。とても残念なことであります。

そういった中で、5月末現在で3件の相談を受けたということになります。この方々はやっぱり感染をされた方や、そのご家族とか、そういったご相談だったのかなと思いますが、相談を受けて、どのようなフォローアップをしてきたのか、そのあたりも教えていただけますか。

【丸田人権・同和対策課長】委員からご質問がございました、県の人権教育啓発センターでの相談は、今日現在で3件ということになっております。

主なご相談は、匿名ですので、感染者とおっしゃる方から、自分の個人情報が出て近所から偏見の目で見られているというようなご相談、それから感染者のご家族、高速バスの運転士の方のご家族が歯科医院での治療を断られたとか、そういったご相談が起きているところでございます。

県といたしましては、救済等を行う権限がございませんので、救済措置を求められる場合は、法務省の相談窓口であれば、しかるべき救済措置の対応が得られるということで、その相談窓口を紹介している状況でございます。

【山田(朋)委員】じゃあ、お話を聞いて、その方が望めば、法務省だと救済をしてくれるからと仲介をするような形といった感じですか。

法務省であれば、きちんとした救済策をもって対応いただけるものなんでしょうか。私は勉強不足で、そのあたりを教えてください。

【丸田人権・同和対策課長】法務省では法務省

設置法、また人権擁護委員法等がございまして、その中で人権侵害事件に係る調査及び被害の救済及び予防に関することは法務省が所管をすると法律上なっております。

事案に応じてさまざまな救済措置の内容があるかと思えます。例えば法律上の助言とか当事者間の調整、さらに、悪質というような場合であれば警察等への告発、そういったことも救済措置として法務省がやるということになっておりますので、法務省での救済措置がしかるべく、事案の内容に応じてとられることになるかと思えます。

【山本(由)委員長】ほかに、新型コロナウイルスに関連して。

【宮島委員】ただいまの山田(朋)委員のご質問に関連をいたしまして、いわゆる風評被害の問題について、お尋ねをしたいと思います。

ただいま課長から、風評被害の対応についてのご説明がありました。3件のご相談ということですが、それ以外に、実は県内にもいろいろな風評被害があっているというふうに聞き及んでおります。

本県の場合は17例の感染者が出たわけですが、事業所によっては事業所名を公表したところがございます。そういう事業所は、風評被害というものもある意味、覚悟もしながら、しかしながら感染者を増やしてはいけないと、あるいはクラスターを広げてはいけないというような思いの中で、自らの名前を公表して関係者の皆様方に周知をしたということになります。私は、それは大変な英断だったというふうに思うわけですが、その一方で、公表をしたことによっていろいろな風評被害に遭われたということになります。

例えば、感染者や濃厚接触者でない方の旦那

さんが職場に来るのを控えてくれたとか、あるいは、子どもさんに対して学童保育に来てくれるなどというような差別的な対応が実はあったということでありまして、そういうことは大変ゆゆしき問題だというふうに思っております。

この問題は、今後も続いていくというふうに思っております。今、一旦鎮静化をしつつあるような状況の中、マスク警察だとか、その前は自粛警察だとかというような国民の動きを見ておりますと、やはり新型コロナウイルスに対する認識はなかなか変わっていないのではないかなというような思いを強くしておりまして、今後、第2波、第3波が来た時に、この風評被害が深刻になるのではないかと。したがって、この間に風評被害対策というものをしっかりとっていただきたいという思いがあります。

そこで、ただいま課長からは法務省にそうした相談をつなぐというお話もありましたけれども、やはり県も積極的に、この問題を深刻に捉えて対応をしていくべきではないかと。

特に、今申し上げたような差別的な対応をしてきたところには、具体的に行政がしっかりと指導を、そういうことはやめてくださいというようなことを指導していく必要があるのではないかなというふうには私は思うわけですが、見解はいかがでしょうか。

【丸田人権・同和対策課長】部長説明にも記載しておりますが、感染者とかエッセンシャルワーカー等々、そのご家族などの人権の尊重ということで、不確かな情報とか誤った情報に惑わされずに冷静な対応や行動をとっていただきたいということ、3月12日ぐらいからホームページ、SNS等で県民の皆様呼びかけているところでございます。今後、状況に応じまして継続した呼びかけを行ってまいりたいと思っております。

おります。

また、県の方で今後実施いたします各種研修会、人権に関する研修会等々でも、新型コロナウイルスの感染に係る人権についてもテーマとして取り上げて、教育啓発に努めていきたいと思っております。

また併せて、V・ファーレン長崎と連携した人権イベント等の開催を毎年しておりますが、その中でも啓発していきたいと思っております。

個別の事案の把握はなかなか難しい状況でございますので、個別の事業者に指導というのはなかなか県としても難しい点があるかと思っております。今申し上げたような教育、啓発、こういったことを県としても積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

【宮島委員】これまでも知事が、新型コロナウイルス感染者に対する差別的な対応などについて控えるようご発言もありましたし、そうした意味では、全体的な新型コロナウイルスに対する認識を深め、またその対応を周知していくことが必要だと思います。

昨今はシトラスリボン運動などというものも出てきて、そうしたものが今後、新型コロナウイルスに対する認識を変えていくことを一方で期待をしている部分はあります。しかし、一旦そうした差別的な対応を受けた感染者、本県ではないのかもしれませんが、全国的には新型コロナウイルスの中で一番ご苦労をされている医療従事者の皆様方、またご家族に対しての差別的な対応が見られることは、大変ゆゆしき問題だというふうには私は思います。

したがって、今、課長がおっしゃったことは一定の理解はしますけれども、問題が深刻であるということ、一段と理解を深めていただいて、

もう一步行政が踏み込んで、こうしたものを対応していくことが必要だということを改めて申し上げます。

部長、何かご見解がありますでしょうか。

【宮崎県民生活環境部長】委員がおっしゃいましたとおり、感染者であるとか、懸命に治療に当たられている医療従事者、またその方々の家族に対する偏見や差別というものは、あってはならないことでございます。

一方で、県民の皆様が新型コロナウイルスを恐れておられるのはまぎれもない事実でございます。だからこそ県といたしましては、県民の皆様、この件に関して正しく理解していただく必要があるというふうに思っております。

正しく理解していただくために県が今後すべきことは、まずは正しくといいますか、例えば新型コロナウイルスは飛沫感染、そして接触感染で感染するものであって空気感染はしないんだということ等を、きちんと専門家等から改めて周知をして、そして理解していただくことも必要になってくるんだろうというふうに考えております。

また、一方で、実際にそのような差別等、風評等があった場合に適切に対応できるよう、今後も人権教育啓発センター等で相談等を受け付けて、そして適切な対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

【宮島委員】啓発にはなかなか限界があるというふうに思いますので、さらなる積極的な対応を強く要望いたしまして質問を終わります。

【山本(由)委員長】ほかに、新型コロナウイルス感染症に係る対策と進捗状況についての質問はありませんか。

【宮本委員】私から、ちょっと確認をさせていただきます。

部長説明資料の1ページ、新型コロナウイルス感染症に関する取組についてということで報告をいただきました。相談件数とか、いろいろ書いてあります。こういうことが、やはり長崎県でも起こっているのだと改めて確認をさせていただきました。

関係機関と連携をするということです。こういった相談が県民から寄せられたならば、県としてはそのままにしておくわけではなくて、いろんな機関と連携するということでしょう。推測するに警察とか他部局になるんでしょうけど、具体的にどういったところと連携をしているのかを、まずは確認をさせていただきます。

【峰松食品安全・消費生活課長】相談がございまして、先ほどの人権の関係とかで、こちらが間口が広いものですから、いろいろな質問を受けることになります。新型コロナウイルスで偏見をもたれて買い物ができないとか、そういうような相談があった場合もありました。そういう分につきましては人権・同和対策課の方につないだりしております。

関係機関と連携するといいますと、委員がおっしゃいますように県警の方とよく連携をして、特に今回、給付金がございますので、給付金詐欺等に遭わないようにということで、悪質商法などの相談があった場合は情報を共有していくというような形をとっております。

【宮本委員】県警と連携をとることは大事だろうと思って確認をさせていただきました。

新聞等でも、コンビニの定員が振込め詐欺を防止したという記事がよく出ています。

一つ確認です。新型コロナウイルス感染症に便乗した悪徳商法とか詐欺による被害がこちらの課でも確認できていれば、今の段階でどれくらいあるのかがわかればお示しいただきたいと

思います。

【永尾交通・地域安全課長】先ほど委員からお尋ねがありました、今回の新型コロナウイルスに便乗した特殊詐欺については、県警とも確認をしております。これに関しては、特殊詐欺の被害の認知はありません。

ただ、その予兆と見られる相談、内容としては、例えば市役所職員を名乗って自宅を訪問したとか、給付金の手続名目で預貯金の口座番号を聞き出そうとしたとか、そういうふうな予兆と見られる電話の相談が複数件あっていて伺っております。

また、関連性を断定したわけではないんですけども、マスクが不足していた当時、郵送されたマスクを郵便受けから盗んだ事案とか、もしくは店舗先にあった消毒液が盗まれた窃盗事案も発生していると聞いております。

【宮本委員】被害としてはなかったと、そのほかさまざまな被害はあっているかと思いますが、特殊詐欺による被害はないということです。

引き続き、ここにも書いてあるとおり、テレビとか新聞とか、あらゆる媒体を使って広報活動に全力を注いでいただきたいと思います。

もう1点、マスク、そして消毒液についてです。これも恐らく食品安全・消費生活課になるかと思うんですが、今の県内でのマスク及び消毒液の不足状況はどうなのか。まだまだ不足していますよとか、いや、もう充足されていますよとか、病院、医療機関、介護施設などから、そういった声が今どのようになっているか確認をさせてください。

【峰松食品安全・消費生活課長】医療や介護施設につきましては、こちらの方では把握できておりませんが、毎週、主だったスーパー等には聞き取りをしております。そういうとこ

ろで、マスクにつきましては在庫は十分あると、入荷も定期的にあっているというふうに聞いております。

手指のアルコール消毒の分につきましては、除菌のジェルが入荷をしていると。ハンドソープにつきましては、一部のブランドについては欠品があつたりしているけれども、大体、大よそ店頭と並んでいると、そういう状況であると伺っております。

【宮本委員】確かにマスクは、私もよく行くんですけど、店頭にあります。ただ、消毒液については、なかなか不足しているのかなと思っています。

こういうのは、福祉保健部といろいろ連携をとりながら進めていってやるのかどうか。不足状況があれば確認をして対応するとか、そういったのを部局横断的にやっているのかどうかを確認させてください。

【峰松食品安全・消費生活課長】状況については把握しているところですけども、あくまでこちらは生活関連物資として消費者の皆様が安定的に消費生活を送れるかどうかという視点で、マスクが充足しているかというところを調査しているものでございますので、医療用があるのかどうかということまでは、申し訳ございませんけれども、なかなか把握はできていないところでございます。

【宮本委員】わかりました。県全体を見た時に、充足しているか、不足しているか、県民の方々から声を聞いていかれるということでもあります。病院と医療機関については別だということもわかるんですけど、総体的に県全体として情報を共有しながらやっていくべきだろうと考えますので、一般の方々、医療機関、双方を考えながら対応していただきたいというふうに思っております。

ますので、どうぞよろしく願います。

【中村(泰)委員】 宮本委員の質問とほとんど同じですけど、また別の質問で、次亜塩素酸水についてです。

効果の正しさとか、多分いろいろ問い合わせがっているんじゃないかと思うんですけども、県の次亜塩素酸水に対する効果性というか、福祉保健部と重なるのかもしれないんですけど、どのように考えておられるのか、お聞かせいただけないでしょうか。

【峰松食品安全・消費生活課長】 次亜塩素酸水については、国の機関でありますNITE(ナト)、略称で申し上げますが、そちらの方が、今のところまだ効果ははっきりとはわからないというふうな発表をしているところですけども、全くないというわけではないみたいで、まだ引き続き調査をしていくと伺っておりますので、その調査、研究の推移を見守っていくという形になると思います。

【中村(泰)委員】 噴霧しちゃいけないとか、例えば床面とか机の上はふいていいとか、いろいろな話があつて。

ただ、もう既に相当数の方が次亜塩素酸水を使って除菌ということをなさっておられて、市場にも相当出回っていると思います。この効果を誰も言えないというところがすごく悩ましい状況でありまして、国がどう判断するのかというところではあるんでしょうけれども、早急に情報をつかんでいただいて、県民の皆様には周知いただきたいと要望して終わります。

【山本(由)委員長】 ほかにありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】 それでは、ほかに質問がないようですので、県民生活環境部関係の審査結

果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時10分 再開

【山本(由)委員長】 委員会を再開いたします。

これもちまして、県民生活環境部関係の審査を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時21分 再開

【山本(由)委員長】 委員会及び分科会を再開いたします。

これより交通局関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、4月の人事異動に伴う新任幹部職員の紹介を受けることにいたします。

【太田交通局長】 おはようございます。

今年4月の人事異動及び役職変更に伴う新任幹部職員をご紹介します。

（各幹部職員紹介）

以上でございます。どうぞよろしく願います。

【山本(由)委員長】 ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

【山本(由)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算及び予算に係る報告議案を議題といたします。

交通局長より、予算及び報告議案説明をお願いいたします。

【太田交通局長】 令和2年6月定例県議会予算決算委員会環境生活建設分科会関係議案説明資料の交通局の1ページをお開きください。

交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、第99号議案「令和2年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）」、報告第18号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）」であります。

交通局の経営状況につきましては、一昨年12月の運賃改定の効果や、昨年4月以降の高速シャトルバス及び空港リムジンバスの乗客増により、本年1月頃までは、前年度の大幅な赤字から回復傾向にありました。

しかし、本年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、貸切バスのキャンセルが相次ぐとともに、空港リムジンバスを含む乗合事業や県外高速バスにおいて大幅な乗客減となっており、この3月までの間に約2億円の収入を失ったものと考えております。

また、緊急事態宣言が発せられた4月以降も減収は続いており、今後の早期の回復も見通せないことから、国の制度も活用し、資金調達の対応を図ってまいりたいと考えております。現在、交通局では全職員が一体となって危機的な状況への対応を行っており、リムジンバスや高速バスの運休、不急な事務・業務の先延ばし、業務の平準化による時間外勤務手当の縮減など給与の見直しを行うとともに、バス車両の購入時期の見直しや延命化などを実施しているところであります。

今後は、新型コロナウイルス感染症の経営に与える影響を注視しながら、運輸収入の回復を目指してまいります。

そのうえで、第99号議案「令和2年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により運輸収入が大幅に減少していることから、国がこのたび創設した特別減収対策としての企業債を借入れるため、起債の限度額10億円の増を計上いたしております。

続きまして、報告第18号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

これは先の令和2年2月定例県議会の本委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております。令和元年度予算の補正を、3月31日付をもって専決処分させていただきましたので、その概要をご報告いたします。

2ページ中ほどの収益的収入及び支出の補正につきましては記載のとおりでございます。

3ページ中ほど、資本的収入及び支出の補正につきましては記載のとおりでございます。

以上をもちまして交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)分科会長】次に、管理部長より補足説明を求めます。

【安藝管理部長】続きまして、予算議案について補足説明をさせていただきます。

お手元の「令和2年6月定例県議会補足説明資料」の1ページをご覧ください。

1、令和2年度6月補正予算についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により運輸収入が大幅に減少しているため、国が創設した特別減収対策債の限度額として10億円の補正をお願いしているものです。

令和2年度の運輸収入は、当初予算ベースで約48億6,000万円を見込んでおりましたが、4月

の実績は前年度比2億5,000万円の減収となり、資料に記載しておりませんが、速報値として申し上げますと、5月の減収は2億3,000万円となっております。緊急事態宣言が出された4月、5月を底として、今後徐々に収入が回復すると想定しております。その場合、今年度中の減収額は10億円から14億円に上ると見込んでいるところでございます。

現在、交通局において、各種経費の見直しやバス購入等の先送り、バスの運休等による経費減、人件費削減など最大4億円の収支改善の取組を実行しておりますけれども、どうしても資金不足が見込まれる分につきまして10億円の起債限度額を設定させていただいております。

当該特別減収対策債の償還につきましては、運輸収入を増やす取組などの収支改善や資産の活用を講じていく予定であります。

裏面の2ページをご覧ください。

2、令和元年度専決補正予算についてですが、上段の 収益的収支は、新型コロナウイルス感染症の影響により運輸収入が2月から3月で約2億円の減収になったことなどによる専決補正について記載しております。専決後の令和元年度の決算額は、昨年度とほぼ同規模の2億7,000万円の赤字となっております。

下段の 資本的収支につきましては、車両の購入などの事業費の確定に従って、収支をそれぞれ専決補正させていただいております。

当該資料の説明は以上でございます。

【山本(由)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【宮本委員】 説明資料に沿って、確認の意味を踏まえて質問いたします。

10億円の限度額の特別減収対策債、これは国の企業債とご説明いただきましたが、過去にこれを交通局として使用したことがあるのか。

また、国は、こういった災害においてはこういった企業債を発行するものなのか、お聞かせください。

【安藝管理部長】 2点、ご質問がございました。

まず、交通局として、特別減収対策債を活用したことはございません。

もう1点、国がほかの場合にこれを出すのかということでございますが、東日本大震災の際にこの制度を講じたと聞いております。

【宮本委員】 わかりました。東日本大震災の時に、こういったものを国が企業債として発行したと、交通局は今回初めてであるということ。

交通局は公営企業なので、国からの企業債を活用しなければならない。これも確認です。一般の地方銀行からの借金はできないという認識でよろしかったでしょうか。

【安藝管理部長】 一般的に申し上げますと、年度を越えて銀行から借入れをすることができないということになっております。

銀行から貸付けを受けることはできます。親和銀行とは10億円の当座借越契約を結んでおりますので、当座の資金繰りはできますけれども、そこは年度を越えて借りることができませんので、今回の企業債を活用したいと考えております。

【宮本委員】 わかりました。一企業で、民間企業で10億円をポンと借りるのはなかなか難しいと思っております。公営企業だから特別減収対策債が活用できると、これはある意味大きな強みであり、民間からしてみると「それはうらやましいな」となるかと思ったものですから、

確認をさせていただいたところです。

そこに書いてありますけれども、やはりちょっと損害が大きいですね。4月で2億5,000万円、5月も先ほどあったとおりで、年度の減収見込みが10億円から14億円ということで、これはもう本当に大きな赤字と減収となっています。

この10億円を借入れて、償還についてはどれぐらいにわたって返済をしていくものなのか、返済計画についてお聞かせいただければと思います。

【安藝管理部長】 償還年限は15年以内とされておりまして、15年で借入れを実施することとしたいと考えております。

返済については、当該感染症の影響が落ち着くまで元金の償還は据え置くこととして、利息をできるだけ少なくするために5年ごとの利率見直し方式としたいと考えております。大体、年間に8,000万円程度の返済額となろうかと考えております。

【宮本委員】 15年以内ということでありました。

そこに新たな経費節減の取組ということで書いてあります。非常に厳しい状況には変わりないかなと思います。

バス事業について、今からどうなっていくのかということ考えた時に、三密を考えると、バスとか電車は最たるものでありますよね。それを考えた時に8,000万円の返済が毎年可能なかどうか。

そこに、経費節減について最大4億円とあります。バス購入の先送りとか経費減、人件費の削減などなどあります。こういった形はもちろん大事ですが、交通、運輸について支障があってはならないと考えています。

経費節減について、もう少し詳しくお伝えい

ただければと思います。こういった形をやりながら年間8,000万円を償還していくというようなものをお聞かせいただければと思います。

【太田交通局長】 補足資料の中で、今回新たな経費節減の取組ということで最大4億円と記載をしておりますが、これは今年度中もしくは来年度初めぐらいまでにかけて、これぐらいの効果のあるものやっいていこうということで記載をさせていただいております。

主なものとしては経費の見直し、それから運休をいたしておりますので、その分の経費減。軽油は少し値下がりをしております。そういうものの積み上げ。それから人件費の減といたしまして、先ほども申し上げました時間外手当の縮減です。それから、組合とも合意をいたしまして、期末手当を最大1.3月分、来年にかけまして減額することも実施をいたします。

そういうことで、今年度の最大14億円の減収に対して、何とか経営を立て直すということでもみんなで取り組んでいるところでございます。

ただ、10億円借りた時に、今後返還をしていくには長期的な視点で効率的な経営を目指していかないといけないということがございます。そのためには、お客様がどの程度戻って来られるのかも見ながら、効率的なダイヤを組んでいく。

それから、やはりそれだけではなかなか経営は厳しいですので、資産の活用ということで、現在の諫早ターミナルが2年後には要らなくなりますので、その辺を活用していくことで、長期的な視点で今から検討していくという形になると思います。

【宮本委員】 わかりました。そうですね、長期的な視点に立って、そしてまた公営企業としての立場をとりながらされていかれるので、非常

に難しいところもあるかと思えます。これだけの減収になっていますから、借入れを起こしていかないと存続自体も厳しいという現状も把握できているところです。

今後、バス事業について非常に厳しい状況になるかと思えますので、返済計画についてももちろんきちんと、いろんな手段を考えながら取り組んでいただくことを要望させていただきます。

【山本(由)分科会長】ほかに予算に関する質疑はありませんか。

【田中委員】今の件なんだけれども、びっくりしている。こんな感じで県営バスはやっていけるのかなという感じでね。今までにこういうところまでは私も経験ないのでね。

ただ、疑問に思うのは、長崎バスとか西肥バスが、抜本的にそんなに企業の存亡に関わるようなところまで追い込まれているのかなと、あまり聞かないのでね。なぜ県営バスだけがこんなことなのかという感じがして、私は大変心配しています。

何となく流れ的に、今度の10億円の問題は国の支援があるような、何となくそういう感覚に受けるような話なんだけど、そういうことではなくて、あくまでも10億円は市中の銀行から借りるんでしょう。金利は幾らですか。返済計画がはっきりしなければ、そんな貸さないでしょう。もうちょっとちゃんとした返済計画を見せてくださいよ。そうしないとね。

10億円借りて、14億円ほど穴が開いているみたいな話だね、さっきの話ではね、14億円という話が出てくるのでね。これは、県営バスはもうやっていけないんじゃないかという気持ちで私はいるのよ。資産でも売却して、ちゃんと10億円はやっていきますというような話があれば

別だけれどもね。県の財政の中で新たな負担が出てくるようなことでは困るのでね。

県営バスは、あくまでも県の枠の中でやっているという気持ちがあなたたちにはあるので、安心しているのかもわからないけれども、県の財政だって、そんな簡単にいかないよ。

もう少し詳しい内容の話をしてください。この10億円と14億円の今後の補填関係、どういう方針でやっていくのか。

【太田交通局長】田中委員のご質問の中で、県内のほかのバス事業者の状況はどうかというお話もございました。この件につきましては、いろんな形で情報交換をしておりますが、県内の大手の民間のバス事業者においても同様に、非常に厳しい状況が続いていると聞いております。

特に貸切事業、それから高速バス、こういうことをやっている事業者については非常に厳しい状況でございます。現在、前年に比べて10%程度あればいい方かというような収入状況でございますし、一般の路線バスにつきましても50%、60%というような収入状況にあるということも聞いております。

その中で情報が聞こえてこないのは、やはり民間の会社というのは、なかなか情報が外に出てまいりませんので。公営の場合は、こういう形で議会への報告等も行いながらやっているということでございます。

それから、先ほどの起債をお借りすることについては、これから返済計画等の詰めをできないといけません。そういうことは、起債を借りる段になって国の方と協議をいたしまして、許可を受ける形で起債を借りるということになってまいります。これについては、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

【田中委員】県当局とどのような話で進めてい

るのか知らないけれども、返済計画がやっぱり重要だと私は思うよ。

民間は日ごろの積立てがあるんですよ。財産があるんですよ、民間は。県営バスには、もうあまりないでしょう。決算書を見ても、そんなに余裕はない。いつもぎりぎり、ぎりぎりで行っている。赤字体質とは言わないけれどもね。その民間との違いがある。民間は残しているものがある、積み立てが。

県営バスが今まで健全な形でずっとやっているならばともかく、今まで大変な経営をやってきた。プラスしてこういう問題が出てくると立ちいけなくなる、私はそういう心配をしていますけれども、大丈夫ですか、本当に。大丈夫ですか、確認をしておきたいと思う。

【太田交通局長】交通局の経営につきましては、ほぼバス事業だけという中で、非常に厳しい経営の中でも貸切り、高速バス、それから県内の近距離での高速バス等によりまして経営を維持してきております。全国的な傾向といたしまして、路線バス事業者は非常に経営が厳しいというふうにお聞きしております。その中で、至って健闘している方ではないかというふうに思っております。

それから、これは新聞情報でございますけれども、民間の企業におきましても、やはり経営的に、新型コロナウイルス対策、新型コロナウイルスの影響で非常に現金収入を失っていると、そういう中で資金を手当てしていくという動きが多々報道されております。そういう面で、民間に限って資金をストックしているという状況ではないというふうに思っております。

そういうことで、民間の事業者とも情報交換を行いながら、どうやって経営を立て直していくかということについては、今後いろんな形

で助け合いながらやっていかざるを得ないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【田中委員】私は、前からそうなんだけれども、公営交通、県営バスは必要ないという立場なのよ。県営バスは、あるから仕方なく我々も認めているけど、いつか整理をしなければいかなど。公営交通そのものが存在する理由がないのよ、民間があるわけだから。

全国的に、こういう定期バスのような県のシステムで行っているバス会社など、ないでしょう、県では。都営はあるけど、あれは観光だから。唯一残っているということで、希少価値だということで我々も認識をしているけれども、どうしても県民のために県営バスを残さなければいかなどという気持ちは私にはないものだからね。大変心配しています。心配していることだけは局長も理解して。

もう一度、最終的な方針を、ちゃんとやっていけるんだと、県には迷惑をかけないんだということを、所信を述べていただきたいと思えます。

【太田交通局長】まず、県営バスの役割といたしましては、今現在、長崎市、諫早市、大村市で路線バスを維持しておりますので、ご利用いただいている方々にご迷惑がかからないように経営をやっていくということでございます。

それから、今後の経営につきましては、極力そういう努力をしながら経営をやっていきたいというふうに思っております。

【田中委員】迷惑かけないならいいけど。

【溝口委員】今の件ですけれども、10億円を借りるのは、企業を続けていくためには資金は大切ですので、それは構わないんですけども、例えば10億円から14億円の減収が出た場合に、それで資金繰りがスムーズにいくのかどうか。

今年は大丈夫だと思うんですけども、来年度とか、そういう形でできていくのかどうか、その辺の見込みを聞かせていただきたいと思えます。

【安藝管理部長】先ほど申し上げたとおり、4月、5月を底として徐々に回復をしていくという見込みで、10億円から14億円の減収を見込んでおります。

今後、第2波、第3波というものが出てくれば、また見込みをアップデートしていかなければならないと思っておりますので、そこはその時々状況を踏まえて対応していきたいと考えております。

【溝口委員】10億円借りて、減収が2か月で4億8,000万円ですけども、減収したから資金繰りに直接、それを減収分に充てないといけないという問題は私はないと思うんですよね。計画的に資金は使っていけばいいわけです。

だから、10億円を借りたら、収入がある程度なくなっても1年2年と資金繰りができていくかどうかというのを聞いているんです。減収は10億円から14億円と幅があるかもわかりませんけど。

【安藝管理部長】今回起債で上げております10億円は、年度の減収の見込みが14億円というところで、そこを埋めるための起債でございます。今後、減収見込みがもっと大きくなってくれば、また起債の額も考えなければならぬかと考えております。

【溝口委員】そうしたら、新たな経費削減で、節減で4億円というのは、当初予算で決めたものですか。4月に入ってから、新たにまたこうしていこうとしているのか、そこら辺についてはどのように考えていますか。

【安藝管理部長】補足説明資料に記載しており

ます4億円の収支改善、経費削減につきましては、当初予算後に新型コロナウイルスの影響を踏まえて取組をやるようとしているものでございます。10億円借りて、14億円の減収の見込みまでは、この経費節減の取組で対応ができるかと考えております。

【溝口委員】わかりました。当初予算にもう、その4億円は組み込んで考えていくということですかね。

4月でも2億円、3月までで2億円落ち込んでいたわけでしょう。当初予算で、行政改革の中でやっていくとした部分があるんですけども、それではなくて、4月、5月を見て、6月になってから4億円の削減をやっていくと考えているんですか。

【安藝管理部長】今、溝口委員がおっしゃるとおり、新型コロナウイルスの影響を踏まえて、当初予算からさらに削減する取組として4億円を考えているものでございます。

【溝口委員】わかりました。大変厳しい経営状況になってくると思うんですけども、皆さん方が一致団結して、この影響を乗り越えていくように努力していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【山本(由)分科会長】ほかに、予算に関する質疑は。

【中村(泰)委員】この件ですけども、続けていくには借入れるしかないと思うので、この選択しかないだろうと思います。バランスシート上、借入れが悪化するので、すごく悪くなっていくのは間違いなくてですね。

これは後からでも結構なんですけれども、現在の借入と自己資本比率がどのように変わっていったのか、そのあたりを後から教えていただければありがたいです。

【安藝管理部長】後ほど、整理をして資料を提出したいと思います。

【山本(由)分科会長】後でよろしいですか、中村(泰)委員。

【中村(泰)委員】はい。

【山本(由)分科会長】ほかに、予算に関する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了します。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

【田中委員】県営バスの財政については、やっぱりもう少し資料をいろいろと出してもらわなきゃいかん。そうせんと、コロナだコロナだと言って何でもかんでもやっていたのでは、責任は。

我々も議員として委員会で承認をするということは、責任を持つということなのよ。皆さん方と同じ責任を持つということなのよ。だから、もう少し情報をね。

やってもらわなきゃいかんので、この場は賛同しますけれども、後日、もう少し返済計画とか何とか、ちゃんとしたものを、経営計画みたいなものを出してもらうように、ぜひ、委員長からもお願いしておいてもらいたいと思っています。

【山本(由)分科会長】賛成ということでよろしいですか。

【田中委員】それはもう、ここで反対したってしょうがないからさ。

【山本(由)分科会長】わかりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】ほかに討論がないよう

です、これをもって討論を終了いたします。

予算及び報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第99号議案及び報告第18号につきましては、原案のとおり、それぞれ可決・承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算及び報告議案は、原案のとおりそれぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

しばらく休憩します。

午前 11時54分 休憩

午前 11時54分 再開

【山本(由)委員長】再開します。

午前中の質疑はこれにてとどめ、午後は1時30分より再開いたします。

しばらく休憩いたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時30分 再開

【山本(由)委員長】委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、審査を行います。

次に、委員会による審査を行います。

交通局におきましては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後に経営状況説明書、そして新型コロナウイルス感染症に係る対策とその進捗状況などについて質問を行います。

まず、交通局長より所管事項説明をお願いいたします。

【太田交通局長】環境生活建設委員会関係議案説明資料の交通局の1ページをお開きください。

今回、交通局関係の議案はありませんので、

主な所管事項についてご説明いたします。

nagasaki nimocaのサービス開始について。

交通局を含む県内交通事業者7社局では全国相互利用交通系ICカード「ニモカ」の導入を進めており、長崎電気軌道や松浦鉄道及び九州急行バスでは本年3月から、交通局、県央バス、西肥バス、佐世保バスにおいては6月下旬から運用を開始することといたしました。ニモカ導入により、同カードは県内はもちろん県外においても利用でき、また、県外観光客も共通の交通系ICカードでの利用が可能となるなど利便性が向上いたします。

交通局では、プラチナパス65などこれまで紙式定期券としていたものをICカードに取り込むとともに、カード購入をバス車内でも行うことで利便性を高めていくこととしております。

なお、ニモカ利用時のポイント付与については、これまで経営状況や他社の動向等を勘案するなど検討を進めておりましたが、新型コロナウイルスの経営への影響の大きさや初期投資額が多額になったこと等から、これを行わないこととしたところです。

今後も利便性の向上と利用促進に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について。

交通局では、新型コロナウイルス感染防止対策として、職員にマスク着用及び手洗いの励行等を行うとともに、毎日出勤前に体温測定を行い、37.5度以上の場合は出勤を控えることとするなど、安全な運行が継続できるよう努めております。

また、乗務員においては、運行中のバス車内の換気や毎日運行前等に次亜塩素酸水による車

内除菌を実施するとともに、運転席周りにビニールカーテンを設置し、車内でのマスク着用と会話を控えていただくなどの感染防止への取組について協力を呼びかけるポスターをバスの車内に掲示いたしております。

今後も、新型コロナウイルス感染対策に関する国や県など関係団体の動向等を踏まえ、感染防止に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症に係るバスの減便等について。

交通局では、緊急事態宣言に伴う新型コロナウイルス感染拡大の影響により、空港リムジンバスや県外高速バスなどの利用が大幅に減少していること等から、段階的に運行する路線バス等の減便や運休を実施しております。

長崎と北九州、大分、熊本、宮崎を結ぶ高速バスについては、3月28日から一部減便を始め、5月1日から31日の間は、全線について全便を運休いたしました。

県内の路線につきましては、ハウステンボス線については3月7日から、ハウステンボスの閉園に合わせた運休を行い、佐世保線については5月2日から半数の減便を行うとともに、空港リムジンバスは出島道路経由便について4月17日から一部減便を始め、5月1日から全便運休し、浦上経由便も半数を減便しております。

去る6月1日からは、緊急事態宣言解除が出たこと等から、県外高速バスの一部を運行することとしたところであり、今後も県民の移動手段の確保を前提としながら、さまざまな状況に応じた運行を実施してまいります。

諫早ターミナル跡地活用のためのサウンディング調査について。

諫早ターミナルについては、諫早市の諫早駅周辺整備事業に合わせ、今年度、交通局におい

て再開発ビル内に案内・待合所を整備するとともに、諫早市において駅東側の公共交通広場にバス乗り場を設置することとしており、令和3年度中に移転する計画としております。

ターミナル移転後の跡地については、交通局の将来の貴重な収益源として利活用していくことを基本として、諫早市のまちづくり計画と整合を図りながら検討をしていくこととしており、民間の資金や経営能力等の活用を検討するため、本年3月から4月にかけて、民間事業者から活用方法のアイデア等の収集を行うサウンディング調査を実施いたしました。

調査では、不動産業及び建設業の6事業者の参加があり、土地については売却方式や定期借地権方式によること、活用の目的については商業施設、ホテル、マンションなどの提案があり、専門的な視点からの市場性及び収益性、民間事業者の参加意欲などを把握することができ、調査結果については6月に公表したところであります。

今後は、調査結果を踏まえた具体的な検討を行い、諫早市など関係団体と協議・調整を図りながら、移転後速やかに有効活用できるよう取り組んでまいります。

「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組については、記載のとおりでございます。

以上をもちまして交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山本(由)委員長】次に、営業部長より補足説明を求めます。

【濱口営業部長】続きまして、貸切バスにおけるコスタアトランティカ号の帰国者輸送について、補足説明をさせていただきます。

お手元の補足説明資料をご覧ください。

記載のとおり、3月26日、27日及び5月3日、5日、28日に貸切バスを使って…

【山本(由)委員長】営業部長、ちょっと待ってください。皆さん、資料はありますか。（資料確認）

では、お願いします。

【濱口営業部長】改めまして、補足説明をさせていただきます。

資料に記載のとおりでございますが、3月26日、27日及び5月3日、5日、28日に、貸切バスを使って帰国者輸送を実施しております。

受注の経緯といたしましては、3月の輸送については、従来からクルーズ船の乗組員交代における輸送を請け負っていたことから受注したものでございます。それから5月の輸送につきましては、県からの要請を受けて、交通局を含めた県内の4社で連携し共同運行を実施したものです。

運行に当たりましては、専門家などの助言をいただきながら、運転席と客席の間をビニールで仕切るなどの各種安全対策を講じながら実施いたしております。

また、運行後、使用車両は、専門の業者に消毒を委託し、乗務員につきましては、運行後に交通局が手配したホテルで2週間の自主待機を実施しております。

当該資料の説明は以上でございます。

【山本(由)委員長】以上で説明を終わります。

次に、経営状況説明書について質問を行います。

資料につきましては、「長崎県営バス観光株式会社 経営状況説明書」です。今日の冒頭に一部、数字等の訂正をした分です。

これにつきまして、何か質問はありませんか。

（発言する者あり）

【太田交通局長】先ほどの貸切バスによるコスタアトランティカ号の輸送における安全対策につきましては、5月3日以降の輸送について、このような対策をとったところでございます。

【山本(由)委員長】経営状況説明書につきましては、特に質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】質問がないようですので、次に進みます。

最後に、新型コロナウイルス感染症に係る対策とその進捗状況について質疑を行いたいと思います。

何か質問はありませんか。

【宮島委員】ただいま補足説明資料のご説明をいただきましたが、その点についてお尋ねをいたします。

貸切バスにおけるコスタアトランティカ号の帰国者輸送について、局長がおっしゃった安全対策について、使用車両は消毒を委託し、その後2週間使用しなかったという記載がございます。2週間使用しなかった理由は何かありますでしょうか。

【濱口営業部長】専門家のご意見を伺いながら対応させていただいております。乗務員につきましては、医療的見地からは2週間の待機は必要ないということでしたが、それでも我々は、乗務員あるいはそのご家族の感情等も踏まえて2週間自主待機をさせております。

それと同じように車両につきましても、万全に安全を期すということで2週間は使用しなかったものでございます。

もともと新型コロナウイルスの影響で貸切りの受注自体もほとんどない状態で、2週間車両を使用しないこともできましたので、それで2

週間、車両は使用しておりません。

【宮島委員】特に科学的な根拠はないということでもあります。

これは、ちなみに県全体としての統一的な対応というふうに受けとめてよろしいでしょうか。

【濱口営業部長】県とも相談をしながらでございますが、最終的には県内4事業者と足並みそろえて、県内の事業者の判断で実施をさせていただいております。

【宮島委員】例えば、感染者対策といたしまして、感染症病床がいっぱいになれば、軽症者については民間の宿泊施設に滞在をさせるという方針も既に示されております。

とすれば、その民間宿泊施設で軽症者を預かり、そこから出られた時に、部屋を消毒した後、バスは2週間置いていますよと、ホテルも2週間置かなければならないのかと。

基本的に認識とすれば、部長もそういうお話かなと思うんですけれども、消毒をすればウイルス自体は消えるというふうに思うんです。確かに人の場合はウイルスが滞在しますので、2週間の観察期間と、標準的にそういう形で置かれていると思うんですけれども、ここで2週間置く必要が果たしてあるのかどうかです。

というのは、今後もそういう対応をしなければなりませんし、ほかの宿泊施設とかについても共通に2週間置かなければならないということにもなりかねませんので、そこは一度、庁内で統一的な対応をぜひとっていただきたいと思いますので、要望申し上げたいと思います。

これについて、いかがでしょうか。

【太田交通局長】今回、車を2週間使用しなかったことにつきましては、福祉保健部等の専門家のご意見、それから国の専門家のご意見もお

聞きしたうえで、必要ないだろうというご見解でしたけれども、職員の思い、それからお客様への対応ということも含めて、事業者側として、この期間にどういう対応をした方がいいかと考えて協議した上で、4事業者の中でこういう統一した取扱いをしたということでございます。県でこれが全般に広がっているということではなくて、たまたま貸切バスでの輸送を行い、クルーズ船の中で感染者が多かった時期もありましたので、そういう対応をさせていただいたということございまして、これが県の統一的な見解というような、取扱いとなるとは考えておりません。

【宮島委員】局長のお話で、念には念をということで対応されたことにつきましては一定の理解をしたいと思っておりますけれども、一方でやり過ぎというような考え方もあって、今の社会的な風潮として、そういうことがあれば、みんな心情的に何となく、少しそこを気にし過ぎるところが出かねない。それが意味、経済的な活動にも影響を与えかねないという部分がありますので、そこら辺は確かにバスのことだけありますけれども、もう少し幅広く全体を見渡していただきながら今後の対応をぜひとっていただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

それと、これは委員長にお願いであります、今回、コロナ禍対策を庁内でいろいろな形でとられたわけでありまして、一度、全体で検証をするような形をとっていただきたいと。

もちろん医療体制とか、それぞれにこれまでの対応については検証をされると思うんですけれども、例えば、休校したことが妥当であったのか、あるいは飲食店などは休業を要請したわけではありますが、この休業要請が妥当であった

のかどうかなど、今回の新型コロナウイルス感染症の対策を一度、庁を挙げて検証をするような形をとっていただけないかと。

今、国も、この対策のレビューをやられているようでありますし、また、実際に大阪なども独自にこうした検証をされているようであります。

したがって、今後、第2波、第3波というようなことも予期をされる中で、長崎県も独自に検証をすべきではないかというふうに考えますので、委員長におかれては、委員長会議などの場で、ぜひご提案をいただければ幸いに思いますので、よろしく願いいたします。

【山本(由)委員長】今の件につきましては、時期、方法、内容を含めて検討させていただきたいと思っております。

ほかに、新型コロナウイルス対策に関して質問はありませんか。

【宮本委員】それでは、新型コロナウイルス感染症に係る対策とその進捗状況等について質問いたします。

1点目です。これは午前中の分科会のところでも、ちょっと質疑をさせていただきました。今回の減収が非常に多額であったと、貸切事業においては約6,000万円の減収になったという報告もありました。

先日、6月21日に、長崎県バス協会の皆様方と意見交換を我々公明党でさせていただいた時に、ほかのバス事業者の方も、ものすごく大きい同じような損害を受けていらっしゃるんです。その時に言われていたのが、今後、貸切バスというものが果たして、存在という言い方はあれですけど、どのようにやっていけばいいのかと非常に危惧されていました。

三密対策、そしてまた代替率が多い、自家用

車とか、そのほかの交通手段もたくさんある中で、貸切バスが生き残るためにはどうしていったらいいのかと、いろいろな議論と意見交換をさせていただいたんです。

今回、このような形で新型コロナウイルス感染症で影響を受けたバス事業はいろいろありますが、特に貸切バスについての今後の対応の仕方、席を空けるとか、そういった形になるかと思うんですけど、元に戻るにはなかなか難しいかなと思います。

県交通局で、こういった形でやっていこうという計画、取組がありますならばお示しいただければと思います。

【濱口営業部長】委員おっしゃったとおり、今後、貸切バスをどういうふうに行き回していくかというのは、交通局だけじゃなくて全国でそういう声が出ています。

我々としては、特に県内外の旅行代理店、エージェントとも、どういうふうにお客様をお迎えするかということで、いろんな話をさせていただいています。

最低限できるのは乗務員のマスク着用、そして消毒液の設置、そこは当然ですが、その後、密を避けるということはどういうふうにするか。

まだしっかりとした結論は出ていないんですが、例えば修学旅行で、通常でしたら35人から40人ぐらいの生徒が乗られています、40人を20人にしたら、当然バスは倍の台数が要るわけです。そうしたら、旅行者の方も費用が増えるということで、その辺をどうしようかと。そこは各学校とかお客様の考え方もございますので、そういったお客様の声も聞きながら、できる対策をやっていこうと。

具体的な対策は、一応考えてはいますけど、まだきちんと表に出せるものはないんですが、

意識してそこは今後も取り組んでいきたいと思っています。

【宮本委員】ちょうど聞こうと思っていました。修学旅行についてはキャンセルもあり、しかしながら、文化観光国際部においては、修学旅行もちょっとずつ戻りつつあるという話を聞きました。

この影響で、貸切のマイナス6,000万円の中にも修学旅行のキャンセルは結構あったかと思います。

修学旅行が一定、少しずつ長崎の方に回復している状況と聞いたんですけど、交通局でも少しずつ回復してきている現状がありますか。

【濱口営業部長】修学旅行は、年間でいいますと、まず春、5月を中心にした春の旅行シーズン、それから秋、9月から12月前半ぐらいが修学旅行のシーズンでございます。

春の分は、ほとんど全部キャンセルになりまして、9月以降、秋以降にシフトした団体もございまして、見送ったところもございまして。

秋以降の話ですけれども、9月以降は、受注は平年並みに大体あっている状況でございます。もともと秋はどこもそうですけど、バスが混雑している状況なので、春から秋にシフトしたいんだけど隙間がないと。これはバスだけでなく、ホテルとかの受入態勢がしっかりしていないこともあって、少し時期を延ばしたりということも考えられているみたいです。

そういう意味では、秋の方にどんどん、どんどんシフトしていったら、秋以降に少し濃くなる傾向にあるのかなというところです。

【宮本委員】わかりました。今後の貸切バスの対策は非常に難しいと思います。おっしゃるとおり、40席あるところを20席にすれば2台要ると、運賃も上がればどうなのかというのもあり

ますね。

だから、ここはしっかりと体制を整えながら、バス協会の方々とも意見交換をしながらやっていかないと、生き残りという言い方はちょっとあれですけども、この事業が成り立っていくのかなという危惧もちょっとしていたところです。

なおかつ、午前中の分科会で審査しました10億円の起債の返還にも、貸切は乗合に次ぐ非常に大事な事業だと考えます。マスクの着用、それから消毒はもちろんのこと、換気もそうでしょうけど、どうやって運行させていくか、対策はしっかり練っていただきたいと思います。

修学旅行について、実は私の子ども、中3と小6ですけど、9月と12月にシフトして、そこにぎゅっと凝縮されているという現状も聞いています。

そういったところでも、代替率が高い貸切バスですから、何とか今後も成り立っていけるように対策をしっかりと練っていただきたいと思っています。

もう1点だけ。局長資料の1ページにこういう記載があるんです。二モカで、新型コロナウイルスの経営への影響の大きさから、ポイント付与はしないということです。

この影響の大きさというのは、午前中に審議した減収、約2億5,000万円を指しているのか、この確認をさせていただければと。

これは交通局だけですよ。ほかのところはポイント付与しますもんね。だから、交通局で言うところの影響の大きさとはいずれを指すのかを教えていただければと思います。

【太田交通局長】説明の中にあります「新型コロナウイルスの経営への影響の大きさ」ということにつきましては、午前中にもご審議いた

しましたが、新型コロナウイルスで、昨年度2億円、今年10億から14億円の減収であろうと。

ただ、先の見通しもなかなか立たないような状況で、今後その状況を見ながら経営をやっていかないといけないというもありますし、この10億円のお金を借りて返済をすることも考えていかないといけないということもあります。そういう事の重大さということで、今後収益をどうやって上げるかという部分ですね。

これまでスマートカードでは、約11%をポイントを付与するという形で還元をさせていただいておりました。二モカについても、他の事業者は最大9.5ポイント還元をしますけれども、なかなか還元する原資が、先行き見通せないということもありまして、今回ゼロにさせていただいたところでございます。

【宮本委員】わかりました。減収が、2億5,000万円と10億円から14億円ということを確認いたしました。

ほかのところはポイント付加があるのにもかかわらず、交通局は新型コロナウイルスの影響で。他社も受けているんですよ。なぜかなというのがちょっと腑に落ちないところではあります。

これはちなみにいつまで、ずっとですか、期間限定ですか。ポイント付与しないのは今年度だけですよというのか、来年度までですよ、再来年度から付与しますよというのか、ずっとしないという意味合いなのか、そこらあたりの整理だけさせていただければと思います。

【濱口営業部長】二モカのポイント付与の件でございますが、今年度だけでも10億円から14億円の減収が見込まれる中で、6月21日に運用を開始しましたがけれども、その減収を補うためには当分の間はやっていかなくちゃいけないのか

なと思っております。ポイントを付与しますよとは、今のところ言えない状況でございます。

【宮本委員】ちょっと残念ですね。これは一つの利点というか、これがあってこそそのニモカでしょうし、ほかのところもこういったポイント制があってこそカードなのでですね。こういう状況なので難しいところではあるんですけど、これは早期に対応を急いでいただきたいと思えます。

午前中にも審議しましたが、経費節減の取組はもちろんで、他社もこういったことは早々からやっていることであり、経営が厳しくなってくれば、するのは当たり前のことと思っています。

ポイント付与について、新型コロナウイルスの影響というのはもちろんわかりはしますが、どうにかならないのかなという考えではいます。これを早々に回復にもっていく手立てを、皆さんで取り組んでいただきたいと思えますが、最後に局長、この点だけご意見をお聞かせください。

【太田交通局長】ニモカのポイント付与につきましては、これまでも、どの程度の付与にするかというので県内の事業者とも協議をし、地域の中で他のバス事業者の動向なども考慮に入れながら、今回決定をさせていただきました。

ポイント付与については、システム的には今ゼロですけれども、ポイント付与も可能だというふうに聞いておりますので、宮本委員がおっしゃるように、お客様への還元ができるような状況になりましたら、その暁には考えていきたいというふうに考えております。

【宮本委員】今回、新型コロナウイルス感染症に係る影響がいろんなところで出ていることの確認と把握はさせていただきましたので、我々

としても、さまざまな提案を今後もできるだけしていこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【山田(朋)委員】私も、貸切バスにおけるコストアトランティカ号の帰国者輸送について伺いたしたいと思います。

乗務員は、運行後、ホテルなどで2週間の自主待機をいただいたようであります。今回、バスが3月からすると6台ほど、これに関わって運行していますが、どのような形で乗務員を選定したのか、自ら志願をいただいたのか。

運転した後に2週間も自主待機をすると、すごく大変なことかなと思ったんですが、どういう状況で運転士さんが決まったのか、そのあたりを教えてください。

【濱口営業部長】コストアトランティカの帰国者輸送に携わる乗務員の選考に関しては、基本は私の方から、あるいは所属している営業所長から打診をして、快く引き受けた乗務員に運行をしていただいております。

それで、当然感染リスクがあるということで、乗務員の方から、できれば運行後に2週間待機をホテル等でやらせてくれと向こうから要望があったので、それに応じる形で。そうしないと、ご家族の方が心配だというお話もありましたので、そういった声を聞き入れる形でやらせていただいております。気持ちよく乗務していただく、なおかつ安心して安全に乗務していただくという意味で2週間待機をさせていただきました。

【山田(朋)委員】営業部長がご指名をされた、あとは各所属の営業所長ということでありました。快く受けた方に乗務いただいたということではありますが、やはりちょっとと断られた方もいらっしまったのかなと、ですね、わかりまし

た。

使命感を持って、もちろんやっていただいているかと思ひますし、さまざまな事情でお断りになった方もいらっしゃると思ひます。今後、残念ながら第2波も予想されるようでありまふので、こうやって命を懸けてというのはいれですけど、感染のリスクが高いながら業務をいただくことがまだまだあると思ひておひますので、安全を第一に取り組んでいただきたいと思ひておひます。

もう1点、新型コロナウイルスで高速シャトルバスと空港リムジンで影響が出たと思ひます。空港リムジンは、飛行機がほとんど飛んでいない状況だったのていたし方ない部分もあるかと思ひますが、高速シャトルバスは、諫早とか大村で通勤・通学に使っている方が多くいらっしやったかと思ひます。

このコロナ禍の中で一部、ほとんど長崎県ではリモートとかテレワークとか進んでいない状況だったですけど、そういった状況とか、あとはマイカー通勤に変わったりとかでこのあたりの影響が出たのかどうかを教えてください。

【濱口営業部長】委員おっしゃったとおり、高速シャトルバスも影響を受けておひます。リモート、時差出勤、あるいは自家用車通勤といったものもあつたんだろうと思ひますが、朝夕の通勤に関しても若干出ているかなという感じは受けまふ。

それと昼間帯も、外に出控える影響があつているのかなとは思ひておひます。一定、そういう意味では高速シャトルバスにつきましても影響があつておひます。

【山田(朋)委員】大体、どれくらいの影響があつたのか、いつもの8割方とか7割方とか、どの程度だったかを教えてください。

もう1点。緊急事態宣言が解除されました。飛行機の便は増えてきていると思ひますが、空港リムジンは増えてきたのか、高速シャトルバスも6月になってから増えてきているのかどうか、そのあたりを併せて教えてください。

【濱口営業部長】まず、高速シャトルバスの影響の数字的なものを言わせていただければ、対前年で4月、5月、特に一番影響があつた時期は3割減ぐらいになっておひます。

空港リムジンの件でございますが、5月は出島便が全便運休、浦上線経由が約半減で運行しておひまして、飛行機の状況に合わせてダイヤを組んでいた状況でございますので、5月が一番減便したということです。

6月に向けて飛行機が少し回復したというのもありまして、6月15日から一部、出島便を復活させて運行をさせていただいております。

7月1日からはさらに、増便というか元に戻しながら、まだ完全ではないですが、元に戻すような運行をしたいと思ひておひます。7月以降も飛行機の減便が続きそうな情報をいただいておりますので、飛行機の離発着の状況に応じて対応していきたいと思ひておひます。

【山田(朋)委員】わかりました。6月中旬ぐらいから出島線も増やして、今から増えていくだろうということで期待をしていきたいと思ひます。

高速シャトルバスも、緊急事態宣言が解除されて、働き方とか時差出勤とかが一部軽減されているのかなと思ひますが、少しずつ戻りつつある感じはありますか。

【濱口営業部長】6月以降少しずつ、微増ではありますけど、戻ってきている傾向にはございます。ただ、まだ予断を許さない状況と認識しておひます。

【山本(由)委員長】ほかに、新型コロナウイルス関係で質問はありませんか。

【中村(泰)委員】若干、議案外に近くなるかもしれないんですが、二モカのポイントのところですね。

新型コロナウイルスの影響でということですが、ポイント付与がなくなった場合、経営的な改善が幾分か見られるかと思うんですけど、それはどの程度プラスに転じるのか。スマートカードの時と比べて、どの程度改善に向かうのかというのは、今、コロナ禍で利用者が減っている中ではあると思うんですけど、どのように分析されていますでしょうか。

【太田交通局長】スマートカードで11%程度をポイント付与で還元をしている金額が、大体1億円程度ございますので、それが二モカで9.5%還元をすとした時の試算ではですね。

二モカの場合は全国カードでございます、JR系とか、ほかの全国カードを使った場合にはポイントはつかないということで、全国的な傾向を見て、大体、付与ポイントの半分程度が還元をするような格好。ですから、9.5%の半分ということで4.数%が還元をしていくような格好になりますので、大体5,000万円程度を還元したとすれば5,000万円ぐらい残ってまいりますので。

あとは、二モカの運営に数千万円かかりますので、非常に流動的な感じになりますけれども、何千万円かは経営的には効果が出てくるものと考えております。

【中村(泰)委員】ちょっと私の理解が足りないのか。

付与は今回、ゼロになるんですね。11%がゼロになるという話だとは思いますが、それでも半分、JR分がとかというような議論に

なってしまうんですか。ちょっとそこがよくわからない。

【太田交通局長】二モカに移行して、9.5%つけた時の数値をお示したことがありますけれども、その際に、全国カードの使う比率が動いてまいりますので、どの程度二モカだけを使うのかと、なかなか予測がつきがたい面がございます。

二モカだけを使えば9.5%で、スマートカードとほぼ同じぐらいの付与になるんですけども、11%と9.5%ですから1%ちょっとぐらいしか違わないんですけども、見込みとしては、二モカを使ったことによって大体5,000万円程度を付与、還元するであろうというような予測を立てたわけです。

そうしますと残りが大体5,000万円。それが、二モカを使う比率がどの程度かで変わってきますので、その辺はやってみないとわからない面があるわけです。

ただ、今回の場合は二モカのシステムを使うことで、システムの手数料とかなんとかという部分を少し、今のスマートカードよりも余分に払う部分が出てまいりますので、その分を入れると最大5,000万円ぐらい、残った分から手数料とかなんとかの経費分を少し、何千万円か引くという格好で、5,000万円からの間ぐらいの収益の効果が出てくるであろうということでございます。

【中村(泰)委員】9.5%が維持された場合のお話だったと思うので、それがしばらくゼロになるので、もう少し利益は出てくるのかなという理解でいるんです。今の9.5%の時のお話はよくわかりました。ただ、それが今回ゼロ%になるので、もう少し利益が出るのかなというふうに思って質問をしたわけですが、

【太田交通局長】中村(泰)委員のおっしゃるように、確かにゼロに。5,000万円との差が、あと5,000万円広がりますので、その分は効果として多分出てくるであろうと思っております。

【山本(由)委員長】ほかに、新型コロナウイルスに関して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】それでは、ほかに質問がないようですので、交通局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

午後 2時12分 休憩

午後 2時12分 再開

【山本(由)委員長】委員会を再開いたします。これをもちまして、交通局関係の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

しばらく休憩します。

午後 2時13分 休憩

午後 2時13分 再開

【山本(由)委員長】委員会を再開いたします。今定例会で審査いたしました内容、結果について、7月1日の予算決算委員会における環境生活建設分科会長報告及び7月3日金曜日の本会議における環境生活建設委員長報告の内容について、協議を行います。

審査の方法についてお諮りします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山本(由)委員長】ご異議ないようですので、そのように進めます。

ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

午後 2時14分 休憩

午後 2時14分 再開

【山本(由)委員長】委員会を再開いたします。

環境生活建設分科会長報告及び環境生活建設委員長報告については、協議会における委員の皆様の見解を踏まえ報告させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時15分 再開

【山本(由)委員長】再開いたします。

これをもちまして、環境生活建設委員会及び予算決算委員会環境生活建設分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2時16分 閉会

委員長（分科会長） 山 本 由 夫

副委員長（副会長） 久保田 将 誠

署 名 委 員 徳 永 達 也

署 名 委 員 宅 島 寿 一

書 記 坂 井 文 孝

書 記 永 井 美 佐 子

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

令和2年6月定例県議会

予算決算委員会 環境生活建設分科会
関係議案説明資料

土 木 部

土木部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第96号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分

第97号議案 令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号）

報告第3号 知事専決事項報告（令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）
のうち関係部分

報告第10号 知事専決事項報告（令和元年度長崎県用地特別会計補正予算（第2号）

報告第13号 知事専決事項報告（令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算
（第5号）

報告第17号 知事専決事項報告（令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算
（第4号）のうち関係部分

であります。

はじめに、第96号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う指定管理者負担金の増により、長崎県港湾施設整備特別会計への繰出金を補正しようとするものであります。

歳出予算では、

港 湾 空 港 費 5,314万3千円の増

となっております。

これにより、土木部関係の一般会計歳出予算総額は、

1,098億3,678万1千円

となります。

次に、第97号議案「令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う指定管理者負担金の増について

歳入、歳出それぞれ	5,314万3千円の増
-----------	-------------

を計上いたしております。

次に、知事専決事項報告について、ご説明いたします。

本件は、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております。令和元年度予算の補正を令和2年3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご説明いたします。

まず、報告第3号知事専決事項報告（令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号））のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算の総額は、

歳入	1億2,339万5千円の減
歳出	13億7,852万7千円の減

であります。

これにより、土木部関係の一般会計歳出予算総額は、

1,119億4,474万2千円

となります。

補正予算の内容を歳入、歳出別にご説明いたしますと、

歳入予算では、

分担金及び負担金	1億 132万1千円の減
使用料及び手数料	3,174万6千円の減
国庫支出金	1億3,001万7千円の減
財産収入	2,075万8千円の減
繰入金	9万2千円の減
諸収入	1億6,053万9千円の増
合 計	1億2,339万5千円の減

歳出予算では、

企画費	29万 円の減
土木管理費	8,021万1千円の減
道路橋りょう費	1億3,340万4千円の減
河川海岸費	1億5,657万2千円の減
港湾空港費	1億9,039万6千円の減
都市計画費	1億4,633万7千円の減
住宅費	1億5,948万6千円の減
公共土木施設災害復旧費	5億1,183万1千円の減
合 計	13億7,852万7千円の減

となっております。

次に、歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

(公営住宅建設費等)

事業費の変更に伴い、

公共事業 1億2,624万8千円の減

(河川等災害復旧費)

事業費の変更に伴い、

公共事業

2億2,884万4千円の減

(港湾災害復旧費)

事業費の変更に伴い、

公共事業

2億4,640万 円の減

などをそれぞれ補正いたしております。

次に、報告第10号知事専決事項報告(令和元年度長崎県用地特別会計補正予算(第2号))についてご説明いたします。

今回の補正は、事業費の変更に伴い、

歳入、歳出それぞれ、

2,470万 円の減

を計上いたしております。

次に、報告第13号知事専決事項報告(令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算(第5号))についてご説明いたします。

今回の補正は、事業費の変更に伴い、

歳入、歳出それぞれ、

1,922万 円の減

を計上いたしております。

次に、報告第17号知事専決事項報告(令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算(第4号))のうち関係部分についてご説明いたします。

収益的収入では、土地売却収益の減等により、

7,469万4千円の減

収益的支出では、一般管理費の減等により、

1億 628万4千円の減

を計上いたしております。

資本的支出では、福田神ノ島地区土地造成事業費の減により、

1,009万6千円の減

を計上いたしております。

次に、令和元年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告のうち、関係部分についてご説明いたします。

繰越額の内訳は、

企 画 費	38億6,279万7千円
土 木 管 理 費	3,644万8千円
道 路 橋 り よ う 費	123億9,925万6千円
河 川 海 岸 費	82億8,232万1千円
港 湾 空 港 費	37億9,137万4千円
都 市 計 画 費	52億6,971万9千円
住 宅 費	5億1,759万 円
公共土木施設災害復旧費	20億4,279万4千円
合 計	362億 229万9千円

であります。

繰越の主な理由は、地元関係者との調整難航や用地補償交渉の難航、設計・工法等の変更などによる工期不足により、年度内執行が困難になったことによるものであります。

次に、令和元年度長崎県用地特別会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告について

ご説明いたします。

繰越額の内訳は、

用	地	費	6億5,010万	円
---	---	---	----------	---

であります。

繰越の理由は、補償交渉に不測の日数を要し、年度内執行が困難になったことによるものであります。

次に、令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告についてご説明いたします。

繰越額の内訳は、

港	湾	費	1億2,620万	円
---	---	---	----------	---

であります。

繰越の理由は、長崎港の港湾整備に係る補償費算定において、地権者との調整に不測の日数を要し、年度内執行が困難になったことによるものであります。

繰越計算書報告については、以上のとおりでございます。

以上をもちまして、土木部関係の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

令和2年6月定例県議会

環境生活建設委員会関係議案説明資料

土 木 部

今回、土木部関係の議案はございませんので、議案外の報告事項及び主な所管事項についてご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

令和元年及び令和2年に発生した県の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償の額の決定10件を、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

内容は、道路法面からの転石によるものが6件、道路法面からの枝の落下によるものが2件、河川改修事業のため取得した用地の囲い支柱が道路側に傾き、通行車両を破損したものが1件、道路側溝のグレーチングの隙間で転倒された相手方及び自転車に損害を与えたものが1件となっております。

各事件の相手方へ支払った賠償金は合計で1,276,978円であります。

(契約の締結の一部変更について)

令和2年2月定例会で可決された主要地方道巖原豆敷美津島線道路改良工事（(仮称)尾浦トンネル)において、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。内容は、公共工事設計労務単価等の上昇に伴い、請負代金額を1,169,355,000円から16,540,700円増額し、1,185,895,700円に変更したものでございます。

(起訴前の和解及び訴えの提起について)

県営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いにつき、起訴前の和解の申し立て2件、訴えの提起1件を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

起訴前の和解については、起訴まで至らない段階において簡単な裁判手続きにより、分割支払いを認めて滞納解消を促すものであり、また、訴えの提起は、施設に入所し自主的な退去が見込めない入居者に対し、裁判手続きにより建物の明渡しと滞納家賃の支払いを求めるものであります。

続きまして、土木部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

(新型コロナウイルス感染症にかかる対策について)

公共工事及び河川や道路などの公物管理は、社会の安定の維持の観点において非常に重要であることから、緊急事態宣言が発令された場合においても、事業継続の方針を示すとともに、受注者から申し出があれば、必要に応じ、工事の一時中止等の措置を行うこととしておりますが、現時点で県発注公共工事の一時中止はなく、事業の執行に大きな影響は生じておりません。

5月25日に国内の緊急事態宣言が解除されましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、国が示した建設業における感染予防対策ガイドラインを踏まえた建設現場における「3つの密」対策の徹底、建設業者団体等を通じた新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報収集に引き続き努めてまいります。

また、県内港湾におきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、約200隻のクルーズ船の寄港が取りやめとなっております。

4月20日には、メンテナンスのために長崎港内に停泊していたクルーズ船「コスタ・アトランチカ号」において新型コロナウイルス感染症の発生が確認されましたが、自衛隊をはじめ国のあらゆる機関や医療関係者など、多くの皆さまのご支援・ご協力を受け、市中に感染が広がることもなく、先月31日に出港したところです。

今回の事例につきましては、関係部局と一体となってしっかりと課題を検証し、国

等の関係機関と連携しながら、安全にクルーズ船を受け入れられるよう、環境を整えてまいります。

(長崎港松が枝岸壁2バース化の新規事業化について)

長崎港松が枝岸壁2バース化については、去る3月31日に発表された本年度の国土交通省関係予算が発表され、新規事業化が決定しました。

県としては、アジア最大のクルーズ市場である中国に近いという地理的優位性を活かしクルーズ船の受入拠点強化されるとともに、背後のまちづくりと一体的に整備することで都市機能の強化が図られ、地方創生の拠点として地域の振興にも大きく寄与するものと考えており、着実な整備を国と一体となって取り組んでまいります。

(幹線道路の整備について)

令和2年度の国土交通省関係予算において、西九州自動車道の松浦佐々道路に昨年度内示額を大きく上回る80億円が配分されたほか、島原道路の有明瑞穂バイパスが新規事業化されたことから、今後、幹線道路ネットワークのより一層の整備促進が図られるものと期待しております。

また、東彼杵道路については、計画段階評価に着手されることとなり、事業化に向けて大きく前進したものと考えております。

さらに、国道34号の新日見トンネルについても、今年度、4車線化の完成が予定されているところであり、交通混雑の緩和及び交通安全の確保に大きく寄与するものと思われまます。

今後とも、地域の活性化や安全・安心の確保を図るため、効率的で効果的な道路ネットワークの整備に努めてまいります。

(石木ダムの推進)

石木ダムについては、川棚川の抜本的な治水対策及び佐世保市の慢性的な水源不足解消のために必要不可欠な事業であり、近年、全国的に台風や大雨による大規模な自然災害が頻発・激甚化する中で、地域の安全・安心の確保はもとより、今後の佐世保市をはじめとする県北地域の発展のためにも、一日も早いダムの完成が必要であります。

現在、付替県道工事の進捗に全力を挙げているところであり、今年度はダム本体工事の一部にも着手したいと考えております。今後とも、現場の安全を確保しながら、事業の着実な推進を図ってまいります。

また、3月24日には、石木ダム事業に反対する方々が、県と佐世保市を相手として、工事の差止めを求めて長崎地裁佐世保支部へ提起していた訴訟の第一審判決が出され、原告の請求は棄却されました。その後、原告は、福岡高裁へ控訴しておりますが、佐世保市とともに適切に対応してまいります。

未だ土地の明渡しをいただいていない反対住民の方々には、昨今の自然災害の状況や、過去に濁水や洪水で大変な思いをした方々の思いをご理解いただき、早期に事業に協力していただけるよう、引き続き粘り強く働きかけを続け、令和7年度末のダム完成を目指し、佐世保市及び川棚町と一体となって事業の推進に全力を注いでまいります。

(九州新幹線西九州ルート of 建設促進について)

九州新幹線西九州ルートについては、今年3月に大村市内で行われていた2つの工事が竣工するなど、令和4年度の開業に向けて、順次工事が進められております。

また、長崎市内の中心部、宝町バス停付近において、国道202号をまたぐ、宝町橋りょうの架設工事が、4月中旬から夜間全面通行止めなどを行いながら始まってい

るところです。

今後とも、関係機関、地元市町と連携して、円滑に工事が進められるよう取り組んでまいります。

(長崎県海砂採取に関する有識者会議の提言について)

去る3月27日、海砂採取が海域環境や水産資源に及ぼす影響等について、県が学術的・専門的立場から意見を求める諮問機関として設置している「長崎県海砂採取に関する有識者会議」から、「海砂採取による海域影響調査(モニタリング調査)に関する提言」が提出されました。

提言では、県が平成30年度から令和元年度にかけて実施した海砂採取による海域影響調査の結果について、「海砂採取が海域環境に与える影響については、今までの調査である程度整理できたと思われ、海底地形の変化はほとんど見られない。今後は、海砂採取跡の海域でどういう生態系が形成されていくのかを確認するとともに、海砂採取船からの濁りの拡散の実態を明らかにする必要がある。」と評価されております。

県としましては、海砂採取による海域環境や水産資源への影響をさらに把握できるよう、提言の内容を踏まえ、今後とも必要な調査を継続してまいります。

(新たな総合計画の策定について)

昨年度から策定を進めている新たな総合計画については、これから2040年頃にかけて予測される人口減少や^{ソサエティ}Society5.0の実現といった社会の変化や、新型コロナウイルス感染症が社会に及ぼす影響、そして本県の未来を大きく変える新たなまちづくりや産業づくりが進んでいくことを見据えながら、令和3年度から5年間の計画として策定し、今後の県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすくお示ししたいと考えております。

今議会に提出しました素案骨子では、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略を掲げておりますが、このうち土木部は、主に「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」、「安全安心で快適な地域を創る」、「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」の3つの戦略に関連する事業群が含まれております。

この3つの戦略のもと、観光の振興や交流人口の拡大などを支える高速交通ネットワークの確立や生活に密着した道路ネットワークの拡充、頻発・激甚化する自然災害を踏まえた防災・減災対策、国土強靱化の推進等に、これまで以上に邁進してまいりたいと考えております。

また、「地域の守り手」である建設業の担い手確保のため、若者や女性から就職先として選ばれるような働きやすい職場づくりを目指し、更なる就労環境改善に努めるとともに、新たに建設業のリモート化にもチャレンジしてまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見をお伺いしていくとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

(「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について)

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる土木部関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

まず、「地方公社の経営健全化」につきましては、長崎県土地開発公社、住宅供給公社及び道路公社の3公社の業務を統合し、効率的な組織体制の強化を図っております。

特に、特定調停から経営再建中の住宅供給公社においては、令和元年度決算にて約1億6千万円の当期利益を計上し、調停成立以降16期連続の黒字経営となっております。

り、経営再建は順調に進捗しております。今後とも、公社の経営の健全化を図るため、適切な指導監督に努めてまいります。

また「公営企業の経営健全化」については、今年度末での港湾整備事業会計の閉鎖に向けて、資料に記載のとおり取組を進めております。

今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、土木部関係の議案及び所管事項の説明を終わります。

何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

令和2年6月定例県議会

予算決算委員会環境生活建設分科会関係議案説明資料

文化・観光国際部

文化観光国際部関係の議案等についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第96号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分

報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」

のうち関係部分

報告第19号 知事専決事項報告「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」

のうち関係部分

であります。

はじめに、第96号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

諸	収	入	8,140万	円の増
合		計	8,140万	円の増

歳出予算は、

企	画	費	230万	円の増		
生	活	対	策	費	902万	8千円の増
観	光	費	3億5,916万	2千円の増		
合		計	3億7,049万	円の増		

であります。

この結果、令和2年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、報告第19号のうち関係部分と合算いたしまして、

71億4,630万 円

となります。

歳出予算の内容について、ご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、長崎県美術館及び長崎歴史文化博物館の指定管理者負担金の精算による増に要する経費として、

長崎県美術館運営事業費 112万 円

長崎歴史文化博物館運営事業費 118万 円

芸術文化人材や学生の活動の場の創出及びフリーランスのアーティストや文化教室の事業継続を支援するためのオンライン配信による文化祭開催に要する経費として、

ながさきオンライン文化祭事業費 902万 8千円

宿泊・交通のパッケージ商品にしまの体験プランを加えた旅行商品の造成や販売促進のための旅行代金の通常の割引に加え、クーポン付与事業の実施に要する経費として、

しま旅滞在促進事業費 3億5,916万 2千円

を計上いたしております。

次に、報告議案についてご説明いたします。

報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第10号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

これは、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております、令和元年度予算の補正を、令和2年3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

歳入予算は、

使用料及び手数料	19万 3千円の減
国庫支出金	134万 6千円の減
財産収入	20万 6千円の減
寄附金	25万 3千円の減
諸収入	931万 9千円の減
合 計	1,131万 7千円の減

歳出予算は、

企画費	1億 475万 5千円の減
生活対策費	130万 7千円の減
商業費	1,179万 9千円の減
観光費	8,187万 円の減
社会教育費	455万 3千円の減
合 計	2億 428万 4千円の減

となっております。

歳入予算の主な内容についてご説明いたします。

国庫支出金の主なものは、

離島活性化交付金	189万 7千円の減
----------	------------

であります。

諸収入の主なものは、

潜伏キリシタン関連遺産関係区市町負担金	419万 8千円の減
---------------------	------------

であります。

歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

企画費の主なものは、

国際定期航空路線維持・拡大事業費

6,007万 9千円の減

であります。

商業費の主なものは、

「長崎は、美味しい。」食のPR事業費

427万 9千円の減

であります。

観光費の主なものは、

21世紀まちづくり推進総合支援事業費

3,843万 7千円の減

であります。

次に、報告第19号「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

これは、経済活動と感染予防の両立に向けた対策を緊急に実施する必要性が生じたため、所要の経費につきまして、地方自治法第179条の規定に基づき、令和2年5月28日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご説明いたします。

歳出予算は、

企	画	費	1,264万 5千円の増
観	光	費	12億5,729万 7千円の増
合		計	12億6,994万 2千円の増

となっております。

歳出予算の内容について、ご説明いたします。

県内在住の外国人留学生により「元気な長崎の姿」を発信し、感染症収束後の友好

交流、留学生受入の促進につなげるための取組に要する経費として、

元気な長崎発信事業費 1, 264万 5千円

感染症の影響により大きな打撃を受けている県内観光業界の回復に向け、国の大型観光キャンペーン前に、県独自の誘客促進対策の実施に要する経費として、

“ふるさと再発見”誘客対策事業費 8億 729万 7千円

雇用の確保及び収束時の反転攻勢を見据えた環境整備を目的として、宿泊事業者等が実施する受入態勢強化のための取組への支援に要する経費として、

観光地受入態勢ステップアップ事業費 4億5, 000万 円

を計上いたしております。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年6月定例県議会

予算決算委員会環境生活建設分科会関係議案説明資料
(追加1)

文化観光国際部

【予算決算委員会環境生活建設分科会関係議案説明資料 文化観光国際部の1ページ
3行目の次に、次のとおり挿入】

第108号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分

【予算決算委員会環境生活建設分科会関係議案説明資料 文化観光国際部の2ページ
14行目の次に、次のとおり挿入】

次に、第108号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算は、「新型コロナウイルス感染症対策」に係る国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、

商	業	費	3,178万	5千円の増
観	光	費	6億4,368万	円の増
合		計	6億7,546万	5千円の増

であります。

この結果、令和2年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、第96号議案のうち関係部分及び報告第19号のうち関係部分と合算いたしまして、

78億2,176万 5千円

となります。

歳出予算の内容について、ご説明いたします。

百貨店で開催される長崎県物産展において、WEB及び通信販売などを活用した販路拡大を支援する経費として

県産品斡旋事業費 3, 178万 5千円

全国的に展開される国の大型観光キャンペーン時に、本県の魅力を効果的に発信するために要する経費として、

戦略的情報発信推進事業費 1億4, 368万 円

県民対象の宿泊割引「ふるさと再発見の旅～宿泊施設応援キャンペーン～」4万人泊分と全国対象の宿泊割引「“ながさき癒し旅” ウェルカムキャンペーン」10万人泊分の合計14万人泊を24万人泊に拡大するために要する経費として、

“ふるさと再発見”誘客対策事業費 5億 円

を計上いたしております。

令和2年6月定例県議会

環境生活建設委員会関係議案説明資料

文化観光国際部

文化観光国際部の議案外の報告事項についてご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

新型コロナウイルス感染症の影響により、県庁で実施予定であった世界遺産に関する小学生対象の特別授業を中止した事案について、和解及び損害賠償の額の決定を地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。

当案件は、特別授業に招聘予定であった講師の航空券取消手数料が発生し、その手数料である5,500円を賠償金としたものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

(新型コロナウイルス感染症拡大の影響と対策について)

新型コロナウイルスの感染拡大により、去る4月16日には全国に緊急事態宣言が拡大され、各種イベントが中止や開催延期となるなど観光客が大きく減少し、観光関連産業をはじめ各分野で深刻な影響が生じております。そのため、事業者の雇用を守り、収束後の速やかな回復と反転攻勢を見据えた環境整備を行うことを目的として、4月臨時議会で補正予算の議決をいただき、各種施策に取り組んでいるところであります。

(1) 観光振興対策について

大きな影響を受けている観光分野では、宿泊事業者等が行う「おもてなし力の向上」や「誘客・経営効率化対策」などにより、収束後の受入態勢の強化を目的とする「観光地受入態勢ステップアップ事業」を5月7日に募集開始したところ、想定以上の応募をいただいたことから、事業費追加の補正予算を5月28日付けで専決処分

させていただきます。

また、宿泊者が衛生的で快適に過ごすことができる宿泊施設の態勢整備を支援する「宿泊施設安全・安心・快適化促進事業」についても、5月25日から募集を開始しましたところ、多くの相談・応募をいただいております。

このほか、新型コロナウイルスの影響で延期された修学旅行を今年度内に本県を宿泊地として方面変更する場合に、その経費を助成する「ながさきリピーター創出促進事業」についても、関西地方を中心に多くの学校から申請をいただいております。

なお、5月25日に全国的な緊急事態宣言が解除されたことを受け、5月28日付けで専決処分させていただいた補正予算では観光誘客に向けた予算についても盛り込んでおり、6月1日からは県民の県内宿泊を促進するための「ふるさと再発見の旅～宿泊施設応援キャンペーン～」を開始するとともに、6月19日からは全国からの誘客キャンペーンを開始しております。

今後とも、県内観光産業のV字回復に向け、市町とも連携しながら、国の大型観光キャンペーンとも連動し、全国からの誘客拡大に取り組んでまいります。

(2) 国際定期航空路線・クルーズ客船について

国際定期航空路線については、中国・香港各政府による海外渡航制限や日本における検疫強化、査証の無効化等の措置により、上海線は2月7日から、香港線は2月20日から運休が続いております。現状、運航再開の見通しは立っておりませんが、運航する航空会社や関係者等と情報共有を行っており、引き続き再開後に向けたプロモーション計画等について協議してまいります。

また、クルーズ客船につきましても、1月下旬以降キャンセルが発生しており、6月3日現在のキャンセル数は203隻で、令和2年の入港予定444隻の約46%となっております。

今後とも、各国の海外渡航制限や国の検疫等の緩和に向けた動きを見極めながら、長崎の現状を正しく伝えるとともに、本県の魅力を発信するためのWEBやSNSを

活用した情報発信や、インバウンド向け観光コンテンツの掘り起こし等、収束後に備えた取組を進めてまいります。

(3) 県産品の振興について

県内の県産品販売事業者においては、一般社団法人長崎県物産振興協会の会員企業に対するアンケート調査によると、新型コロナウイルスの感染が広がりを見せ始めた2月以降徐々に影響が出始め、その後の外出自粛や物産展の中止等により、本年4月の売上が前年と比べ約5割減少するなど大きな影響が出ております。

そのため、6月1日から「がんばらんば長崎 うまかけん！長崎プロジェクト」として、県産品を数多く取り扱うネット通販サイト上で商品の購入代金を3割引する「長崎よかもんキャンペーン」、及び、WEBサイト上で前売り食事券を購入した方に県産品をプレゼントする「長崎よかみせキャンペーン」という2つのキャンペーンを実施し、売上が減少している県産品の消費回復・拡大や、PRを図る事業に取り組んでおります。

首都圏の情報発信拠点「日本橋 長崎館」においては、3月以降、アンテナショップ内でのイベント中止や、東京都の外出自粛要請を受けて4月8日から休業するなど、来館者数や売上額が前年と比べ減少しております。6月1日から営業を再開しており、来館者の安全確保に留意しながら、引き続き、本県の歴史・文化、観光、食などの魅力を総合的に発信し、県産品のブランド化・販路開拓や、本県への誘客に結びつくよう、運営事業者等とも連携を図りながら取り組んでまいります。

また、県産品の輸出についても、世界的に人の移動が制限されており、県が関与している加工品等の2月及び3月輸出実績は、取引先からの受注減や物流の停滞などにより前年度と比べ82.2%と減少するなど輸出を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。このため、引き続き、関係部局や団体とも連携しながら、商談会やバイヤー招へいの実施などについては、海外との出入国制限の状況を見極めながら実施の検討を進め、県産品の輸出促進とブランド化に努めてまいります。

(4) 国際交流・多文化共生について

国際交流については、2月に中国国内で新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、本県と友好関係にある福建省、上海市及び湖北省へ医療関係物資をお送りしました。

その後、県内でもマスクが不足する状況となるとともに、感染者が発生したことから、4月10日に福建省からマスク2万枚を寄贈いただき、以降、中国駐長崎総領事館をはじめ、上海市や民間団体等からも多数ご支援をいただいたところであります。

このようなマスクの寄贈は大変ありがたいことであり、いただいたマスクは速やかに医療機関等へ配布するなど、有効に活用させていただいております。

また、県内在住の外国人への新型コロナウイルス感染症等の情報提供については、県及び県国際交流協会のホームページに関係情報などを掲載しておりますが、今後も、県内在住外国人に対する多言語での情報の提供を行うことにより、安全・安心な多文化共生社会の実現に取り組んでまいります。

(5) 文化・スポーツについて

文化・芸術については、県内最大の公募展「第65回長崎県美術展覧会」が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となるなど、各種イベント等の中止・延期が相次いでおり、長崎県美術館及び長崎歴史文化博物館においても、入館規制や臨時休館等の対応を行ってまいりました。その間も両館では、美術品の紹介動画や親子向けのワークショップなどをインターネットで配信したほか、報道機関のご協力をいただき、テレビ、ラジオ、新聞等で作品解説を行うなど県民の皆様に文化・芸術情報を広く発信してまいりました。

全国的に緊急事態宣言が解除された5月25日からは、感染拡大防止策を講じたうえで、両館とも再開館したところでありますが、今後は、中止・延期となった企画展等の代替として、収蔵品を活用した展覧会を自主企画として開催するなど、引き続き、県民の皆様に親しまれる美術館・博物館を目指して取り組んでまいります。

併せて、県では、オンライン配信などの新しい手法によるイベントの開催を検討し

ているところであり、今後も県民の皆様が文化芸術活動に参加できる環境づくりを推進してまいります。

ニ—ゼロニ—ゼロ

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会については、開催が1年延期されたところですが、去る3月27日、ホストタウンとして登録している各国の関係者に対し、本県及び関係市では事前キャンプの受入に向けて、引き続き準備していくので安心していただくようメッセージを送りました。

各国の関係者からはメッセージに対する謝意とともに、今後も継続して連絡を取り合うことについて了解をいただきました。

県としましては、来年の開催に向けて更なる交流計画の検討も含め、引き続き、関係自治体や競技団体等と連携を密にして、しっかりと準備を進めてまいります。

また、オリンピック聖火リレーにつきましても同様に延期となりましたが、本県の多様な歴史・文化や魅力を広く国内外へ発信する絶好の機会であり、実施に向けて引き続き大会組織委員会や関係市町との連携を密にして取り組んでまいります。

V・ファーレン長崎が所属するサッカーJ2リーグは、2月23日の開幕戦以降、試合ができない状況が続いておりましたが、6月27日に無観客試合で再開されることが決定しました。

今後、県議会をはじめ、市町や経済界・関係団体、県民の皆様と一体となって、J1復帰を目指すチームの活躍を力強く応援してまいりたいと考えております。

このように、県としては引き続き関係機関と連携しながら、感染予防対策の徹底と情報把握に努め、新しい生活様式に対応した受入・実施態勢を整えることにより、県民の方々に広く文化・芸術・スポーツに親しんでいただくとともに、1人でも多くの観光客に本県にお越しいただけるよう、旅行会社との連携や情報発信など効果的な誘客対策を講じてまいります。

(文化の振興について)

文化の振興については、子供から大人まで県内どこにいても、良質な芸術に触れることのできる機会を提供するとともに、文化・芸術によるまちづくりに取り組んでおります。

昨年度におきまして、長崎県美術館では、約38万4千人の入館者があり、また長崎歴史文化博物館では、約36万8千人の入館者がありました。現在、長崎県美術館では、美術館が収蔵する作品を「大きい／小さい」「自然／ひと」など比較や対比をテーマに構成した展覧会「くらべてみれば、みえるもの ―長崎県美術館コレクションから」を9月22日まで開催することとしております。

また長崎歴史文化博物館では、博物館収蔵の重要文化財である「長崎奉行所関係資料」に収められた古文書をもとに、浦上一番崩れの実像を紹介する特集展示「浦上一番崩れをよむ」を7月19日まで開催しております

このほか、去る6月12日には第35回長崎県地域文化章の授与式を実施し、県内各地において地道な文化活動を続け、地域文化の向上と発展に貢献している3者に対し、その活動と業績を顕彰いたしました。

今後とも、引き続き文化・芸術の幅広い振興に努めてまいります。

(世界遺産の保存活用について)

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、ユネスコに提出した「包括的保存管理計画」に基づき、構成資産の適切な保護や価値の発信、住民生活と観光の調和を図るための秩序ある公開、地域の持続的な維持に向けた取組を進めております。

現在、「世界遺産でつなぐ・つながるプロジェクト」の一環として小・中・高校のふるさと教育を推進しており、新たに「潜伏キリシタン関連遺産」の価値や身近な構成資産を分かりやすく解説した小・中学校用の学校教育用補助教材を作成し、関係市町

教育委員会へ配布したところであります。将来を担う子どもたちに世界遺産学習を通して、郷土への愛着や誇りを持ってもらえるよう、引き続き取り組んでまいります。

また、「潜伏キリシタン関連遺産」のホームページにおいて、英語・韓国語に対応した形で世界遺産の価値や見学マナーなどの情報を紹介しておりますが、新たにフランス語、スペイン語、中国語を追加いたしました。今後とも多言語化など情報発信の充実に積極的に取り組んでまいります。

(観光の振興について)

先に公表した令和2年1月から3月までの主要宿泊施設の宿泊客数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、対前年同期比27%減となっており、特に3月は54.7%減と大幅な減少となっております。そうした中、本県では感染症収束後のV字回復に向け、受入態勢強化のための事業を推進しております。

本県独自のホテルスタッフスキルの認定制度である「長崎コンシェルジュ」について、去る2月13日に第3回目の認定試験を実施したところ、新たに16名の「長崎コンシェルジュ」が誕生し、これまでの15名に加え、計31名となりました。観光客の皆様の様々な要望・相談への対応や、本県ならではの価値や魅力を伝えることができる人材を育成することで、質の高いサービスの提供を行い、富裕層やリピーターの獲得につなげ、観光消費のさらなる拡大を図ってまいります。

また、県内の高校2年生を主な対象とした「観光の『ミライ☆ニナイ』塾」については、昨年度は138名の生徒の皆様に受講していただきましたが、将来の本県観光を担う人材となっただけのものとは期待しているところであります。

さらに、ユニバーサルツーリズムの推進については、去る5月18日からユニバーサルツーリズム推進の専従担当職員を県観光連盟に1名配置いたしました。今後は、長崎空港内へのユニバーサルツーリズムセンターの開設を支援することにより、県内バリアフリー情報の提供や各種サービスの紹介、車椅子等の貸出、入浴介助支援など、

持続可能な受入態勢の構築に市町とも連携しながら取り組み、本県が高齢者や障害者等から選ばれる観光地となるよう努めてまいります。

国境離島地域における滞在型観光の促進については、平成29年度から宿泊と交通機関を組み合わせた従来のパッケージ商品に地元の体験プログラム等を組み込んだしま旅旅行商品の企画・販売に取り組んでおり、昨年度は対前年度比約2倍の延べ48,889人泊の実績となりました。また、個人旅行者を対象とした、体験プログラムに利用できるクーポンをセットにした「長崎しま旅 わくわく乗船券・航空券」についても、昨年度は、目標の3,500枚を上回る延べ4,096枚の販売実績となりました。今年度は、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため4月8日から販売を中止しておりましたが、6月19日から販売を再開しております。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により国境離島地域の観光産業を中心に甚大な影響が生じていることから、しま旅旅行商品及び企画乗船券利用者への割引制度を拡充することとしております。今後とも、国や地元と協議しながら、しまを訪れる観光客の拡大を図ってまいります。

(国際交流について)

今年度は、本県と中国との友好交流の懸け橋として重要な役割を果たしてきた中国駐長崎総領事館が開設して35周年という節目の年を迎えております。これを記念し、今秋には訪中団の派遣をはじめ、記念祝賀会の開催や県内小中学生による総領事館見学会などを予定しております。また、その他の友好都市についても様々な交流事業を計画しておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い中止や延期などの影響が出ている状況であり、引き続き推移を見守りながら、収束した際には、中国をはじめ友好都市との交流事業に速やかに取り組めるよう、関係者と連携を図ってまいります。

(平和行政の推進について)

今年是被爆75年、NPTの発効から50年という節目の年であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、職員の派遣を計画していたNPT運用検討会議が中止となるなどの影響が出ておりますが、原爆をテーマとしたパネル展の県内開催などの被爆75年イベントを、県内市町や関係団体と連携し、核兵器の廃絶と世界平和の実現に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

(新たな総合計画の策定について)

昨年度から策定を進めている新たな総合計画については、これから2040年頃にかけて予測される人口減少やSociety5.0の実現といった社会の変化や、新型コロナウイルス感染症が社会に及ぼす影響、そして本県の未来を大きく変える新たなまちづくりや産業づくりが進んでいくことを見据えながら、令和3年度から5年間の計画として策定し、今後の県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすくお示ししたいと考えております。

今議会に提出しました素案骨子では、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略を掲げておりますが、このうち、文化観光国際部は、主に「交流人口を拡大し、海外の活力を取り込む」と「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」の2つの戦略に関連する事業群が含まれております。

「交流人口を拡大し、海外の活力を取り込む」においては、地域住民が主体となって取り組む魅力ある観光まちづくりの推進や県産品のブランド化の推進などに取り組むとともに、「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」においては、歴史や文化・芸術、スポーツによる活性化、国際交流の推進などに取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見をお伺いしていくとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら

ら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年6月定例県議会

環境生活建設委員会関係議案説明資料

(追加1)

文化観光国際部

【環境生活建設委員会関係議案説明資料 文化観光国際部の4ページ4行目から6行目を削除し、次のとおり挿入】

その後、県内でも感染者が発生し、マスクが不足する状況となる中、4月10日には福建省からマスク2万枚を寄贈いただき、以降、中国駐長崎総領事館をはじめ、上海市や台北駐福岡経済文化弁事処のほか、その他の国を含めた民間団体等からも多数ご支援をいただいたところであります。

令和2年6月定例県議会

環境生活建設委員会関係議案説明資料

(追加2)

文化観光国際部

【環境生活建設委員会関係議案説明資料 文化観光国際部の2ページ8行目から12行目を削除し、次のとおり挿入】

なお、5月25日に全国的な緊急事態宣言が解除されたことを受け、5月28日付けで専決処分させていただいた補正予算では観光誘客に向けた予算についても盛り込んでおり、6月1日から県民の県内宿泊を促進するための「ふるさと再発見の旅 ～宿泊施設応援キャンペーン～」を実施したところ、想定を上回る多くの方にご利用いただいたことから、6月16日をもって新規の予約を終了いたしました。6月19日からは次の段階として、全国からの誘客を促進するための「“ながさき癒し旅” ウェルカムキャンペーン」を開始しております。

【環境生活建設委員会関係議案説明資料 文化観光国際部の2ページ21行目から23行目を削除し、次のとおり挿入】

また、クルーズ客船につきましても、1月下旬以降からキャンセルが発生しており、6月15日現在のキャンセル数は21.4隻で、令和2年の入港予定44.4隻の約48%になっておりますが、今回のコスタ・アトランチカ号の船内感染拡大を受けて、国において国際的な対応や安全対策の調査・検討を進めることとされており、県においても情報の共有化など受入環境の整備に取り組むこととしております。

【環境生活建設委員会関係議案説明資料 文化観光国際部の6ページ17行目の次に、次のとおり挿入】

(日本遺産の認定について)

6月19日に、本年度認定の日本遺産21件が公表され、全国69件の申請の中か

ら、長崎市、諫早市、大村市の3市と、佐賀県及び福岡県内の5市が共同で申請して
おりました「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード～」が認定されました。

海外貿易の窓口であった長崎と小倉を繋ぐ旧長崎街道沿いの地域は、日本に伝えら
れた砂糖や菓子、菓子づくりの技法により、独特の砂糖文化が発展した歴史があり、
今回の認定は、当時の長崎街道を偲ばせる景観とともに、今日まで大切に受け継がれ
てきたことなどが評価されたものと考えております。

県内で既に認定されている「国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～」、
「日本磁器のふるさと 肥前 ～百花繚乱のやきもの散歩～」、「鎮守府 横須賀・呉・
佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～」を含めた本県が誇るこれら
4件の日本遺産の魅力や文化的価値を広く発信し、関係自治体、関係団体等と連携し
ながら、交流人口の拡大や地域活性化に取り組んでまいります。

【環境生活建設委員会関係議案説明資料 文化観光国際部の7ページ8行目の次に、
次のとおり挿入】

令和元年の本県の観光客延べ数は、速報値としまして、過去最高であった平成30
年から2.4%減少の3,467万人となったものの、これは、統計を取り始めた昭
和47年以降では、平成29年に次ぎ過去3番目に高い実績となっております。なお、
対前年比減の要因としましては、夏場の繁忙期における大雨や台風等の天候不良の影
響や7月以降の訪日旅行控えによる韓国人観光客の減少、中国発着クルーズ客船の乗
客乗員数の大幅な減少などであります。

インバウンドにつきましては、7月以降の訪日旅行控えにより韓国人宿泊客が大幅
に減少したことから、延べ宿泊客数は対前年比14.9%減の79万人となっております
ますが、昨年1月から新たに国際定期航空路線が就航した香港については、対前年比
94.0%の大幅増となるなど、韓国を除く合計では18.1%の増加となっております。
また、クルーズ客船の入港は、急拡大した中国市場の調整局面が継続したこと

から、272回と前年の337回を下回り、乗客乗員数も対前年比21.0%減の98万9千人となっております。

日韓関係の冷え込みによる韓国人観光客の減少、新型コロナウイルス感染症の影響による旅行需要の冷え込み等への対策を含め、引き続き、観光の振興に努めてまいります。

令和2年6月定例県議会

予算決算委員会 環境生活建設分科会
関係議案説明資料

県民生活環境部

県民生活環境部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

報告第 3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算(第10号)」
のうち関係部分

報告第 14号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県流域下水道特別会計補正予算
(第4号)」

の2件であります。

これは、先の2月定例県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております令和元年度予算の補正を3月31日付けで専決処分させていただきましたので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

まず、報告第3号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県一般会計補正予算(第10号)」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算については、

分担金及び負担金	65万1千円の増
使用料及び手数料	1千円の増
国庫支出金	3,780万8千円の減
財産収入	5.1万5千円の減
繰入金	95.1万2千円の減
諸収入	221万8千円の減
計	4,940万1千円の減

歳出予算については、

防 災 費	4 3 6 万 6 千円の減
統 計 調 査 費	2, 3 5 8 万 2 千円の減
生 活 対 策 費	1, 5 5 6 万 3 千円の減
環 境 保 全 費	1 億 1, 1 8 9 万 1 千円の減
農 地 費	8 万 9 千円の減
都 市 計 画 費	3 万 5 千円の減
計	1 億 5, 5 5 2 万 6 千円の減

を計上いたしております。

歳入予算の主なものは、

原子力災害対策整備事業費の確定に伴う国庫補助金

4 3 5 万 8 千円の減

海岸環境保全対策推進事業費の確定に伴う国庫補助金

1, 8 1 3 万 4 千円の減

環境美化基金を活用した事業費の確定に伴う基金繰入金

7 1 2 万 3 千円の減

などであります。

次に、歳出予算の主なものについてご説明いたします。

(経済統計調査費について)

2 0 1 9 年全国家計構造調査における交付金の確定等により、

6 9 9 万 2 千円の減

(浄化槽対策費について)

市町が行う浄化槽設置整備事業に対する補助金の確定等により、

3, 801万3千円の減

(産業廃棄物対策費について)

海岸環境保全対策推進事業の確定等により、

3, 425万6千円の減

などをそれぞれ補正いたしております。

続きまして、報告第14号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県流域下水道特別会計補正予算(第4号)」についてご説明いたします。

歳出予算について、流域下水道費のうち職員給与費の確定に伴い節の更正を行ったものであります。

次に、令和元年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告のうち、県民生活環境部関係部分についてご説明いたします。

繰越額の内訳は、

自然公園施設整備費 2, 051万6千円

生活基盤施設耐震化等交付金事業費 6, 645万 円

であります。

繰越の理由は、入札辞退により不測の時間を要し、年度内に適正な工期が確保できなかったこと、及び交付対象の市が実施する水道施設整備事業の繰越によるものであります。

次に、令和元年度長崎県流域下水道特別会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告に

ついてご説明いたします。

繰越額の内訳は、

大村湾南部流域下水道建設費

1億1,361万5千円

であります。

繰越の理由は、大村湾南部浄化センターにおいて、汚泥濃縮機の一部に故障が発生したため、当該設備の増設など計画変更の必要が生じ、その調査設計に不測の日数を要したことによるものであります。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年6月定例県議会

環境生活建設委員会関係議案説明資料

県民生活環境部

県民生活環境部関係の議案はございませんので、議案外の報告事項及び主な所管事項についてご説明いたします。

はじめに、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

(契約の締結の一部変更について)

平成30年11月定例会で可決された大村湾南部浄化センター中央監視装置改築工事の契約において、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであります。内容は、当該工事の契約後に諫早中核工業団地におけるソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社の工場拡張計画が具体化したことから、下水流入量の増加に対応するため主要機器の仕様の変更が必要になったこと等により、請負代金額を557,388,000円から21,732,700円増額し、579,120,700円に変更したものであります。

続きまして、県民生活環境部関係の主な所管事項について、ご説明いたします。

(新型コロナウイルス感染症に関する取組について)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛や休業などを背景とした生活不安・ストレスにより、配偶者等からの暴力(DV)の増加や深刻化が懸念されております。県としては、最寄りの相談窓口につながる相談ナビダイヤル及び、4月20日に国が新たに設置した24時間の電話対応やSNS・メールでの相談を受け付ける「DV相談+ (プラス)」など被害防止のための相談窓口の周知を、市町と連携しホームページや新聞広告、ポスター掲示、チラシ配布などにより行い、県民の皆様の被害防止に取り組んでおります。

また、新型コロナウイルスの感染者や医療従事者、その家族等が偏見や差別を受け

る事案が全国で発生しており、県人権教育啓発センターにおいても、5月末現在で3件の相談を受けております。県民の皆様へは、ホームページや広報誌等により、誤った情報や不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることはないよう、冷静な対応と行動をお願いしているところです。

県消費生活センターに寄せられた新型コロナウイルス感染症に関連する相談は、2月から5月末現在で140件となっており、主な相談の内容は、マスク等の購入におけるネット通販のトラブルや物資不足に関連するものが45件、結婚式場やツアーなど旅行のキャンセル等に関するものが32件であり、そのほか、注文した覚えのないマスクが送られてきたなどの相談もあっております。新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法や特別定額給付金等を装った詐欺による被害が懸念されることから、テレビ、新聞等、各種広報媒体や関係団体へのメール配信等により、県民への注意喚起を随時実施しているところです。

県としては、引き続き関係機関と連携しながら、DV被害防止や人権尊重に関する教育啓発、消費者被害の防止などに関する情報提供、正確な情報に基づく消費行動などの啓発を行い、県民の皆様のお安全・安心な暮らしの実現に取り組んでまいります。

(環境月間における取組について)

毎年、6月は国が定めた環境月間であり、県民の皆様にご環境問題を身近なものと考え、関心を高めていただくため、テレビ、ラジオ、新聞等の各種メディアや県の広報誌、ホームページを活用し情報発信を行ったほか、6月1日から10日間、県庁1階ロビーにて「環境パネル展」を開催し、県を含む13団体が、各団体の活動紹介、地球温暖化防止、省エネ、食品ロス削減等に関するパネル、ポスター、パンフレット類を展示し、集中的な啓発に取り組んでいるところです。

さらに、市町・警察・海上保安部等の関係機関と連携し、不法投棄の未然防止、早期発見に努めるとともに、広く県民に不法投棄防止の啓発を行うことを目的として、

陸域、海域、空域からの合同パトロールを実施しております。

今後も、県民の皆様が環境問題の重要性を認識し、一人ひとりの問題として捉え行動いただくよう、普及啓発に積極的に努めてまいります。

(交通安全対策の推進について)

本年4月末現在の県内の交通事故は、発生件数1,041件、死者数14人、負傷者数1,292人で、前年同期と比較しますと、発生件数、負傷者数につきましては20%以上の減少となっております。

しかしながら、死者数につきましては、前年同期よりも4人増加している状況であり、交通事故死者数に占める高齢者の割合が高いことから、本年度においても、引き続き、高齢者を中心とした交通安全教育や衝突被害軽減ブレーキなどの先進安全技術等の普及啓発を推進するなど、高齢者の交通事故防止対策に取り組んでまいります。

また、本年7月10日から19日までの10日間実施される「夏の交通安全県民運動」においては、「歩行者の道路横断時の交通事故防止」と「高齢運転者等の安全運転の励行」等を運動の重点として掲げ、地域、職場、家庭等で交通ルール遵守と交通マナーの向上を図るための広報啓発等に取り組むこととしております。

今後とも、警察、市町、関係団体とより一層の連携を図り、交通安全対策を推進してまいります。

(統計について)

本県経済の規模や産業構造等を明らかにする県民経済計算につきましては、平成29年度の結果を令和2年3月に公表いたしました。

県内総生産は、名目で4兆5,758億円であり、平成28年度に比べ0.1%増加、物価変動の影響を除いた実質においては0.2%減少しました。

なお、給与や企業所得などの県民所得を総人口で割った1人当たり県民所得は

平成28年度比2.2%増の257万1千円となり、3年連続の増加となっております。

また、本県経済の現状把握をはじめ、特定政策の経済波及効果分析などの基礎資料として活用している産業連関表につきましては、概ね5年ごとに作成しており、この度、平成27年表を令和2年3月に公表いたしました。

今後は、観光客の増加等に伴う経済波及効果を明らかにする分析ツールの作成により、関係部局での活用等を促してまいります。

(統計データ利活用について)

本県の重要課題の一つとして人口減少問題がありますが、長崎県異動人口調査によると、令和2年1月1日現在の本県の人口は約132万3千人（前年比約1万5千人の減、うち社会減は約7千人）となっております。

転出が転入を上回る転出超過の状況が続いており、このような人口減少の現状把握と更に実効性の高い施策を進めるためには、統計データの利活用が不可欠であると考えております。

現在、国の統計調査（就業構造基本調査）の調査票情報をはじめとする統計データを利用して、県内人口の減少に関し、転入・転出の理由や属性の分析などを実施し、的確な現状把握を進めているところであります。

また、統計に関わる人材の育成を行うため、庁内における新規採用職員や中堅職員の研修を実施しており、昨年度は360名が受講しました。その他、大学等の専門家と連携した高度な統計分析に係る研修を実施いたしました。

今後も、EBPM（証拠に基づく政策立案）の定着につながるよう統計データ利活用の推進に努めてまいります。

(カネミ油症対策について)

県では、カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律に基づき、毎年、油症患者の皆様の健康実態調査や検診事業等、カネミ油被害者対策に取り組んでおります。

そのうち、油症検診について、昨年度は、7月に五島市玉之浦地区及び奈留地区で、8月には五島市福江地区及び長崎地区で実施いたしました。その結果、新たに12名の方がカネミ油症患者であると認定されたところです。

なお、今年度の検診については、関係機関とも協議した結果、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点を踏まえ、検診の対象者が基礎疾患をお持ちでかつ高齢の方が多く、検診会場での三密を避けることができないことから、カネミ油被害者の方々の感染防止を最優先することとし、新たな認定に影響することがないように配慮したうえで、延期して実施することとしております。

今後も、国や全国油症治療研究班並びに五島市など関係自治体と連携し、カネミ油被害者の方々の支援に努めてまいります。

(地球温暖化対策の推進について)

県では、「長崎県地球温暖化対策実行計画」に基づき温室効果ガスの排出削減に向けて各種施策に取り組んでおります。

このうち、家庭での節電活動を推進するため、本県を始めとする九州7県が共同で行う九州版炭素マイレージ制度の利用を促進するとともに、小学校高学年の児童が家庭でできる省エネ活動を学び・実践していただくための「我が家の省エネ日記」への参加を呼びかけているところであります。

このような取組は、県民の方々の日常における省エネ意識の向上を図るとともに、環境に配慮したライフスタイルについて考えるきっかけづくりにつながるものと考えており、引き続き、県民の方々や関係機関等と連携し、地球温暖化対策に取り組んでまいります。

(海水浴場水質検査の結果について)

県、長崎市及び佐世保市では、本年4月下旬から5月にかけて、県内の主要な19箇所の海水浴場を対象として、海開き前の水質検査を実施しました。

その結果、19箇所すべての海水浴場が水質判定基準で最高のAAとなる良好な状況でありました。

今後とも、県民の皆様が安心して海水浴場を利用できるよう、広く情報を提供するとともに、関係自治体と連携して周辺環境の保全に努めてまいります。

(レジ袋の有料化について)

県では、ながさき環境県民会議と連携し、マイバッグ持参の県民運動に取り組んでいるところです。

このような中、マイバッグ持参などの消費者のライフスタイルの変革を促すことにより、プラスチック製買物袋(いわゆるレジ袋)の過剰な使用を抑制し、海洋プラスチックごみの削減や地球温暖化の防止につなげることとして、レジ袋の有料化が7月1日から全国で一斉に開始されます。

県としましては、制度の円滑な運用に向けて、全世帯広報誌や新聞、環境月間パネル展等による県民の皆様への周知を行っているところであり、また、市町においても住民向けの普及啓発に取り組まれております。

今後も市町、関係団体、事業者等及び県民の皆様と連携して、レジ袋削減に取り組んでまいります。

(国立公園雲仙の活性化に向けた取組について)

県では、国立公園雲仙の活性化に向けた取組として、雲仙市及び国との連携のもと、雲仙地区の上質化に取り組んでいるところです。その一環として、昨年度から環境省

の施行委任を受け、雲仙温泉街中心部の広場の整備に取り組んでおります。取組にあたっては、住民説明会を開催するなど、地元の方々の意見を十分汲み取りながら設計業務を進めており、工事につきましても、今年度の完成を目指して事業を進めてまいります。

また、県の事業として、今年度は仁田峠等の主要な利用地点において、多言語の解説板やトイレの洋式化を実施いたします。

県では、引き続き関係機関と連携して、雲仙温泉街における賑わい空間の整備や主要な利用地点における受入れ環境の整備等を通じて、国立公園の利用拠点である雲仙地域の活性化を図る取組を着実に進めてまいります。

(各種計画等の策定について)

県民生活環境部におきましては、長崎県総合計画に掲げる基本戦略のうち、「交流を生み出し活力を取り込む」「互いに支えあい見守る社会をつくる」「生きがいを持って活躍できる社会をつくる」「快適で安全・安心な暮らしをつくる」ことを目的とした各種計画等を策定し、県としての取組方針等を県民の皆様にも明らかにするとともに、目標や計画期間を定め、各種施策を推進しております。

これらの多くは本年度を計画期間の最終年度としていることから、

- ・長崎県環境基本計画
- ・長崎県男女共同参画基本計画
- ・長崎県交通安全計画
- ・長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画
- ・長崎県消費者基本計画
- ・長崎県食品の安全・安心推進計画
- ・長崎県食育推進計画
- ・島原半島窒素負荷低減計画

- ・長崎県地球温暖化対策実行計画
- ・県庁エコオフィスパラン
- ・長崎県廃棄物処理計画
- ・長崎県生物多様性保全戦略

について、次期計画等の策定を進めてまいります。

また、令和元年10月に施行された食品ロス削減の推進に関する法律に基づき、国の基本方針を踏まえた、長崎県食品ロス削減推進計画（仮称）を新たに策定することとしているほか、長崎県動物愛護管理推進計画についても、国の指針改定を踏まえ、見直しを行うこととしております。

今後、県議会をはじめ、県民の皆様や関係機関等のご意見を伺いながら、本県の実情に即した計画等を策定し、県民の皆様が豊かに、安全で安心して暮らせる社会の実現に努めてまいります。

（新たな総合計画の策定について）

昨年度から策定を進めている新たな総合計画については、これから2040年頃にかけて予測される人口減少や Society5.0 の実現といった社会の変化や、新型コロナウイルス感染症が社会に及ぼす影響、そして本県の未来を大きく変える新たなまちづくりや産業づくりが進んでいくことを見据えながら、令和3年度から5年間の計画として策定し、今後の県政運営の指針や考え方を県民にわかりやすくお示ししたいと考えております。

今議会に提出しました素案骨子では、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略を掲げておりますが、このうち、県民生活環境部は、主に「みんなで支えあう地域をつくる」と「安全安心で快適な地域をつくる」の2つの戦略に関連する事業群が含まれております。

「みんなで支えあう地域をつくる」においては、多様な主体による連携・協働の推

進や人権が尊重される社会づくりに取り組むとともに、「安全安心で快適な地域をつくる」においては、プラスチックごみ対策や地球温暖化防止対策をはじめ、環境保全の普及啓発などに取り組んでまいりたいと考えております。

今後、県議会のご意見をお伺いしていくとともに、県民の皆様の声もお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

(「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について)

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる県民生活環境部関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「県民、企業、NPO等との協働の推進」を図るため、NPO法人や企業等からの協働に関する相談・事業企画提案の受付や、事業化に向けた情報・意見交換会の開催などを行う協働サポートデスクを設置しており、令和元年度においては、38件の相談に対応し、意見交換会を17回実施いたしました。

また、「各種審議会等の見直し」のうち、審議会等における女性委員の積極的な登用については、平成31年4月1日現在で女性委員登用率は35.0%であり、目標の38.2%を下回っております。今年度は、第3次長崎県男女共同参画基本計画における女性委員登用率40%の目標達成に向け、庁内全体で積極的な登用に努めるとともに、女性委員登用計画の情報共有や委員改選時における事前協議の徹底などにより女性委員の登用を促進してまいります。

「公営企業の経営健全化」のうち大村湾南部流域下水道事業については、令和元年度は、流域関連市である諫早市・大村市や関係部局と調整しながら、条例の制定や関係規則の改正等を行い、本年4月から、公営企業会計へ移行したところであります。今年度においては、今後の下水道事業を安定的に継続できるよう、公営企業会計適用後の新たな収支計画を作成することとしており、また、流域関連市への事業の移管についても、流域協議会等において引き続き調整してまいります。

今後も、行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的な県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、県民生活環境部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年6月定例県議会

予算決算委員会 環境生活建設分科会
関係議案説明資料

交 通 局

交通局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしております議案は、

第99号議案 令和2年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）

報告第18号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県交通事業会計補正予算
（第2号）」

であります。

交通局の経営状況については、一昨年12月の運賃改定の効果や昨年4月以降の高速シャトルバス及び空港リムジンバスの乗客増により、本年1月頃までは、前年度の大幅な赤字から回復傾向にありました。

しかし、本年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、貸切バスのキャンセルが相次ぐとともに、空港リムジンバスを含む乗合事業や県外高速バスにおいて大幅な乗客減となっており、この3月までの間に約2億円の収入を失ったものと考えております。

また、緊急事態宣言が発せられた4月以降も減収は続いており、今後の早期の回復も見通せないことから、国の制度も活用し、資金調達の対応を図ってまいりたいと考えております。現在、交通局では全職員が一体となって危機的な状況への対応を行っており、リムジンバスや高速バスの運休、不急な事務・業務の先延ばし、業務の平準化による時間外勤務手当の縮減など給与の見直しを行うとともに、バス車両の購入時期の見直しや延命化などを実施しているところであります。

今後は、新型コロナウイルス感染症の経営に与える影響を注視しながら、運輸収入の回復を目指してまいります。

そのうえで、第99号議案「令和2年度長崎県交通事業会計補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響によって運輸収入が大幅に減少していることから、国がこの度創設した特別減収対策としての企業債を借り入れるため、

起債の限度額 10億円の増
を計上いたしております。

続きまして、報告第18号 知事専決事項報告「令和元年度長崎県交通事業会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

これは先の令和2年2月定例県議会の本委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております令和元年度予算の補正を、3月31日付けをもって専決処分させていただきましたので、その概要をご報告いたします。

(収益的収入及び支出の補正)

事業収益については、

営業収益	2億 1,293万 9千円の減
営業外収益	997万 1千円の増
特別利益	46万 5千円の増
計	2億 250万 3千円の減

を計上いたしております。

事業収益の主なものは、

新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う乗合収入、高速収入及び貸切収入

2億 406万 5千円の減

であります。

事業費用については、

営業費用	4, 272万	7千円の減
営業外費用	3, 122万	5千円の増
特別損失	223万	6千円の増
計	926万	6千円の減

を計上いたしております。

事業費用の主なものは、

軽油費、委託料の減等に伴う運輸費	2, 627万	3千円の減
委託料、広告宣伝費の減等に伴う一般管理費	1, 731万	8千円の減

であります。

(資本的収入及び支出の補正)

資本的収入については、

企業債	1, 050万	円の増
建設補助金	148万	9千円の減
固定資産売却代金		1千円の減
投資返還金		1千円の減
計	900万	9千円の増

を計上いたしております。

資本的支出については、

建設改良費	5, 738万	7千円の減
投資	75万	1千円の減
計	5, 813万	8千円の減

を計上いたしております。

資本的支出の主なものは、

車両購入費及び建物建設費などの実績確定に伴う建設費

3, 442万 8千円の減

バス改造費の実績確定に伴う改良費

2, 295万 9千円の減

であります。

以上をもちまして交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年6月定例県議会

環境生活建設委員会関係議案説明資料

交 通 局

今回、交通局関係の議案はありませんので、主な所管事項についてご説明いたします。

(nagasaki nimocaのサービス開始について)

交通局を含む県内交通事業者7社局では全国相互利用交通系ICカード「ニモカ」の導入を進めており、長崎電気軌道や松浦鉄道及び九州急行バスでは、本年3月から、交通局、県央バス、西肥バス、佐世保バスにおいては、6月下旬から運用を開始することといたしました。ニモカ導入により、同カードは県内はもちろん県外においても利用でき、また、県外観光客も共通の交通系ICカードでの利用が可能となるなど利便性が向上いたします。

交通局では、プラチナパス65などこれまで紙式定期券としていたものをICカードに取り込むとともに、カード購入をバス車内でも行うことで利便性を高めていくこととしています。

なお、ニモカ利用時のポイント付与については、これまで経営状況や他社の動向等を勘案するなど検討を進めておりましたが、新型コロナウイルスの経営への影響の大きさや初期投資額が多額になったこと等から、これを行わないこととしたところです。

今後も利便性の向上と利用促進に努めてまいります。

(新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応について)

交通局では、新型コロナウイルス感染防止対策として、職員にマスク着用及び手洗いの励行等を行うとともに、毎日出勤前に体温測定を行い、37.5度以上の場合は出勤を控えることとするなど、安全な運行が継続できるよう努めております。

また、乗務員においては、運行中のバス車内の換気や毎日運行前等に次亜塩素酸水による車内除菌を実施するとともに、運転席周りにビニールカーテンを設置し、

車内でのマスク着用と会話を控えていただくなどの感染防止への取組について協力を呼びかけるポスターをバスの車内に掲示いたしております。

今後も、新型コロナウイルス感染症対策に関する国や県など関係団体の動向等を踏まえ、感染防止に努めて参ります。

(新型コロナウイルス感染症に係るバスの減便等について)

交通局では、緊急事態宣言に伴う新型コロナウイルス感染拡大の影響より、空港リムジンバスや県外高速バスなどの利用が大幅に減少していること等から、段階的に運行する路線バス等の減便や運休を実施しております。

長崎と北九州、大分、熊本、宮崎を結ぶ高速バスについては、3月28日から一部減便を始め、5月1日から31日の間は、全線について全便を運休いたしました。

県内の路線につきましては、ハウステンボス線については、3月7日からハウステンボスの閉園に合わせた運休を行い、佐世保線については、5月2日から半数の減便を行うとともに、空港リムジンバスは、出島道路経由便について、4月17日から一部減便を始め、5月1日からは全便運休し、浦上経由便も半数を減便しております。

去る6月1日からは、緊急事態宣言解除が出たこと等から、県外高速バスの一部を運行することとしたところであり、今後も、県民の移動手段の確保を前提としながら、様々な状況に応じた運行を実施してまいります。

(諫早ターミナル跡地活用のためのサウンディング調査について)

諫早ターミナルについては、諫早市の諫早駅周辺整備事業に合わせ、今年度交通局において再開発ビル内に案内・待合所を整備するとともに、諫早市において駅東側の公共交通広場にバス乗り場を設置することとしており、令和3年度中に移転する計画としております。

ターミナル移転後の跡地については、交通局の将来の貴重な収益源として利活用していくことを基本として、諫早市のまちづくり計画と整合を図りながら検討していくこととしており、民間の資金や経営能力等の活用を検討するため、本年3月から4月にかけて、民間事業者から活用方法のアイデア等の収集を行うサウンディング調査を実施いたしました。

調査では、不動産業及び建設業の6事業者の参加があり、土地については売却方式や定期借地権方式によること、活用の目的については商業施設、ホテル、マンションなどの提案があり、専門的な視点からの市場性及び収益性や、民間事業者の参加意欲など把握することができ、調査結果については、6月に公表したところであります。

今後は、調査結果を踏まえた具体的な検討を行い、諫早市など関係団体と協議・調整を図りながら、移転後速やかに有効活用できるよう取り組んでまいります。

(「長崎県行財政改革推進プラン」に基づく取組について)

「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げる交通局関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「公営企業の経営健全化」につきましては、人口減少や少子高齢化に伴う輸送人員の減少などに対応するため、中期経営計画を策定し、経営の健全性を保ちつつ、安全性の一層の確保と輸送品質の更なる向上に努め、事業運営を行ってきております。

今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による運輸収入の減少について、様々な対策を講じながら、経営の回復を目指すと共に、効率的なダイヤ編成や高齢者の通院や買い物など日常生活を意識した利用促進策などに取り組み、当該ウイルスの影響から回復の折には、観光業界と一体となって貸切バスを運行するなど、将来に向けた地域生活交通を確保し、本県の観光振興へ貢献してまいります。

今後も行財政改革推進プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、交通局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。